

都市計画法に基づく
開発許可制度の取扱い基準

令和8年4月1日改正

米原市

目次

第1章 総説

I 開発許可制度	- 6 -
1 開発許可制度の趣旨	- 6 -
2 開発許可制度の主な改正の経過	- 6 -
3 滋賀県（米原市）における開発許可制度	- 7 -
4 開発許可制度の根拠法令等	- 7 -
5 主な用語の定義	- 8 -
6 都市計画法に基づく都市計画区域一覧	- 8 -
7 宅地造成及び特定盛土規制法（盛土規制法）による規制区域	- 9 -
8 用途地域等内の建物の用途制限概要	- 10 -

第2章 開発行為

I 開発行為	- 11 -
1 開発行為	- 11 -
2 区画の変更	- 11 -
3 形質の変更	- 11 -
4 現況有姿分譲の開発行為の解釈について	- 12 -
II 開発行為の考え方（事例）	- 13 -
1 既存造成済の土地の分割	- 13 -
2 既存建築物の建替え（形質の変更がないもの）	- 13 -
3 既存建築物の敷地の増減	- 15 -
III 開発区域の考え方	- 17 -
1 開発行為に接続道路の築造が必要な場合	- 17 -
2 既存建築物の増築で敷地増を伴う場合	- 17 -
3 複数の開発者により開発行為が行われる場合	- 18 -
4 同一の開発者により複数の開発行為が行われる場合	- 18 -
5 前記3、4のケースで時期がずれて行われる場合	- 18 -
6 分譲住宅、分譲宅地等の開発区域に隣接する「畑地の造成」の取扱い	- 19 -
7 区域をまたがる場合の取扱いについて（政令第22条の3）	- 19 -
8 許可等権者がまたがる場合	- 19 -
IV 特定工作物の建設	- 20 -
1 特定工作物	- 20 -
2 第一種特定工作物の建設	- 21 -
V 建築物の建築	- 21 -
1 建築物	- 21 -
2 建築	- 21 -
VI 用途の変更	- 24 -
VII 「自己用」および「非自己用」の開発の考え方	- 26 -
1 「自己用」開発	- 26 -
2 「非自己用」開発	- 26 -

第3章 開発行為の許可

I 開発行為の許可（法第29条第1項および第2項）	- 27 -
---------------------------	--------

II 適用除外となる開発行為（法第 29 条第 1 項第 1 号～第 11 号）	- 28 -
1 市街化調整区域内の農林漁業用施設または農林漁業を営む者の居住に供する建築物のための開発行為（法第 29 条第 1 項第 2 号）	- 28 -
2 公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為（法第 29 条第 1 項第 3 号）	- 32 -
3 都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業の施行として行う開発行為（法第 29 条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号）	- 38 -
4 公有水面埋立法により埋立した土地で工事しゅん工の告示がないものにおいて行う開発行為（法第 29 条第 1 項第 9 号）	- 38 -
5 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為（法第 29 条第 1 項第 10 号）	- 38 -
6 通常の管理行為、軽易な行為（法第 29 条第 1 項第 11 号）	- 38 -
7 開発行為または建築に関する証明書等の交付（省令第 60 条第 1 項）	- 40 -
III 開発許可の特例（法第 34 条の 2）	- 47 -
IV 許可申請の手続（法第 30 条）	- 47 -
V 設計者の資格（法第 31 条）	- 48 -
VI 許可または不許可（法第 35 条、第 79 条）	- 48 -
1 許可または不許可の通知（法第 35 条）	- 48 -
2 許可の条件（法第 79 条）	- 48 -
VII 変更の許可等（法第 35 条の 2）	- 51 -
1 変更の許可（法第 35 条の 2）	- 51 -
2 軽微な変更（法第 35 条の 2 第 3 項）	- 51 -
VIII 工事完了検査（法第 36 条）	- 52 -
1 完了検査の時期	- 52 -
2 完了公告	- 52 -
3 検査の実施方法	- 52 -
IX 開発行為の廃止（法第 38 条）	- 53 -
X 許可の承継（法第 44 条、第 45 条）	- 53 -
1 一般承継人（法第 44 条）	- 53 -
2 特定承継人（法第 45 条）	- 54 -
XI 開発登録簿（法第 46 条、第 47 条）	- 54 -
1 開発登録簿の目的	- 54 -
2 登録の内容	- 54 -
3 登録簿の調製	- 55 -
4 開発登録簿の閲覧・写しの交付（米原市開発登録簿閲覧等規則）	- 55 -

第 4 章 開発許可基準

I 開発許可の基準（法第 33 条、法第 34 条）	- 57 -
1 法第 33 条およびこれに基づく政令、省令に規定する基準	- 57 -
2 法第 34 条に規定する市街化調整区域における開発行為の許可基準	- 57 -
3 市街化区域の許可について	- 57 -
4 市街化調整区域の許可について	- 57 -
5 非線引き都市計画区域および都市計画区域外の許可について	- 57 -
II 技術的基準（法第 33 条）	- 58 -
1 許可基準の適用関係	- 58 -
2 道路等空地（法第 33 条第 1 項第 2 号）	- 58 -

3	事業遂行の能力（法第33条第1項第12号、第13号）	- 59 -
4	関係権利者の同意（法第33条第1項第14号）	- 59 -
5	その他	- 59 -
III	市街化調整区域の許可基準（法第34条）	- 60 -
1	「法第34条第1号」の許可基準	- 64 -
2	「法第34条第2号」の許可基準	- 68 -
3	「法第34条第3号」の許可基準	- 68 -
4	「法第34条第4号」の許可基準	- 68 -
5	「法第34条第5号」の許可基準	- 69 -
6	「法第34条第6号」の許可基準	- 69 -
7	「法第34条第7号」の許可基準	- 69 -
8	「法第34条第8号」の許可基準	- 70 -
8-2	「法第34条第8号の2」の許可基準	- 70 -
9	「法第34条第9号」の許可基準	- 70 -
10	「法第34条第10号」の許可基準	- 71 -
11	「法第34条第11号」の許可基準	- 71 -
12	「法第34条第12号」の許可基準	- 72 -
13	「法第34条第13号」の許可基準	- 75 -
14	「法第34条第14号」の許可基準	- 76 -
第5章 建築等の制限		
I	工事完了公告前の建築制限等（法第37条）	- 114 -
II	建築物の形態制限（法第41条）	- 115 -
1	制限の趣旨	- 115 -
2	制限の内容	- 115 -
3	制限の効力	- 115 -
4	例外許可	- 115 -
III	予定建築物以外の建築等の制限（法第42条）	- 115 -
1	制限の趣旨	- 115 -
2	制限の効力	- 116 -
3	例外許可	- 116 -
4	その他	- 116 -
IV	市街化調整区域における建築等の制限（法第43条）	- 117 -
1	建築行為、建設行為の許可	- 117 -
2	許可の基準	- 118 -
3	許可の特例	- 118 -
第6章 公共施設の取扱い		
I	公共施設の管理者の同意等（法第32条）	- 120 -
1	公共施設管理者の同意（従前からある公共施設の処理）	- 120 -
2	公共施設等を管理することとなる者との協議（新設される公共施設の処理）	- 120 -
II	公共施設の管理（法第39条）	- 121 -
III	公共施設の土地の帰属（法第40条）	- 121 -
1	土地の帰属	- 121 -
2	根幹的施設の費用負担	- 122 -

第7章 開発計画事前審査および他の法律

I 開発計画事前審査	- 124 -
1 開発計画の事前審査	- 124 -
2 他の法律との関係	- 124 -
II 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）のみなし許可に係る取扱	- 127 -
1 盛土規制法の許可または届出の対象となる盛土等の規模について	- 127 -
2 みなし許可とは	- 127 -
3 みなし許可に適用される盛土規制法の規定について	- 128 -
4 各規定の適用対象について	- 128 -

第8章 申請の手続

I 申請の手続	- 129 -
1 開発計画事前審査の手続	- 129 -
2 開発行為許可申請手続の概要	- 131 -
3 許可申請（協議）書の作成要領	- 131 -
4 開発行為の変更許可申請等（法第35条の2）	- 138 -
5 開発行為軽微変更届	- 138 -
6 その他申請・届出等	- 138 -
7 建築許可申請・その他	- 139 -

第9章 その他

I 不服申立て（法第50条、第51条、第52条、行政不服審査法）	- 143 -
1 不服申立て	- 143 -
2 手続	- 143 -
3 審査請求と訴訟	- 145 -
4 不服申立ての特例	- 145 -
II 開発審査会（法第78条、滋賀県開発審査会条例）	- 145 -
1 開発審査会	- 145 -
2 開発審査会条例等	- 146 -
III 監督処分（法第81条、行政手続法、刑事訴訟法、行政代執行法）	- 147 -
1 監督処分の対象	- 147 -
2 監督処分の内容	- 147 -
3 聴聞または弁明の機会の付与	- 147 -
4 監督処分の公示	- 147 -
5 告発	- 147 -
6 代行および代執行	- 147 -
IV 罰則（法第91条、第92条、第93条、第94条、第96条）	- 148 -
V 許可申請手数料	- 149 -
VI 行政手続法に基づく「標準処理期間」	- 154 -

「開発許可制度の取扱い基準」の位置付け

米原市では、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき申請された開発行為の許可等に関して法令の規定に従って判断するため、本基準を定め、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく審査基準としています。

なお、本基準とは別に都市計画法第33条の開発許可の基準（いわゆる技術基準）を「都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準」として定めています。

（参考）

行政手続法

（審査基準）

第5条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

- 2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
- 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

第1章 総 説

I 開発許可制度

1 開発許可制度の趣旨

昭和30年代に始まる経済の発展、産業構造の変化等に伴って、産業と人口の都市部への集中が激しくなり、広範に都市化現象が進行した。

これに伴って、工場用地、住宅用地等の需要が増し、これによって地価の騰貴等により比較的安価な土地を求めて外へ外へと拡大し、著しい土地利用の変貌をもたらす結果となった。

こういった動きや地価の動向に引き回されて、いわゆる「バラ建ち」のごとき単発的开发が行われ、無秩序に市街地が拡散し、道路も排水施設もない不良市街地が形成されるというスプロール現象を生じることとなり、道路が不備なため円滑な交通が阻害され消防活動に支障を来したり、排水施設の不備により周辺に溢水の被害を及ぼす等、種々の弊害をもたらすこととなった。

このため、都市計画法において開発許可制度が創設され、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を許可に係らしめて、これにより、開発行為に対して一定の水準を保たせるなどの目的を達しようとするものである。

2 開発許可制度の主な改正の経過

都市計画法 公布 昭和43年6月15日 法律第100号（昭和44年6月14日施行）

(1) 昭和49年改正（昭和49年法律第67号・昭和50年4月1日施行）

- ・開発許可制度の適用区域の拡大

線引き都市計画区域においてのみの適用を改め、非線引き都市計画区域にも適用することとされた。

- ・開発行為の範囲の拡大

「建築物」に限っていたものの範囲を拡大し、「特定工作物」にも適用することとされた。

- ・開発許可基準の改正

- ・市街化調整区域における建築等の制限に関する適用除外事項の追加（法第43条第1項第6号）

- ・市街化調整区域において開発審査会の議を経ないで許可することができる開発行為の追加（法第34条第7号および第8号ならびに令第29条の2および第29条の3）

(2) 昭和55年改正（昭和55年法律第35号・昭和56年4月25日施行）

- ・地区計画制度等の導入

(3) 昭和58年改正（昭和58年政令第102号・昭和58年7月1日施行）

- ・都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）の一部改正

市街化調整区域における大規模開発の規模要件を都道府県の規則により5haに引き下げることができることとされた。

(4) 平成4年改正（平成4年法律第82号・平成5年6月25日施行）

- ・許可不要主体への委任市等の追加

許可権限の全部の委任を受けた市（委任市）が許可不要主体に追加された。

- ・技術基準の見直し

- ・変更許可に関する規定の整備

変更規定の整備や軽微変更に係る届出規定が追加された。

- ・開発登録簿の記載事項の追加

- ・監督処分の実施

- ・道路に関する基準の見直し

(5) 平成6年改正（平成6年法律第49号・平成7年4月1日施行）

- ・中核市の長の行う事務として明記

(6) 平成10年改正（平成10年法律第79号・平成10年11月20日施行）

- ・市街化調整区域における地区計画の策定対象地域の拡大

(7) 平成11年改正（平成11年法律第87号・平成12年4月1日施行）

- ・機関委任事務制度の廃止（開発許可事務等の自治事務化など）

(8) 平成12年改正（平成12年法律第73号・平成13年5月18日施行）

- ・都市計画区域外における開発許可制度の導入（1ha以上）

- ・既存宅地制度の廃止

- ・市街化調整区域における「条例で定める区域指定」などの導入

(9) 平成18年改正(平成18年法律第46号・平成19年11月30日施行)

- ・大規模集客施設(床面積1万㎡超の店舗等)の立地規制
- ・開発許可制度の見直し
 - 適用除外であった社会福祉施設・医療施設・学校・庁舎等の公共公益施設について許可が必要となった。
 - 市街化調整区域内の大規模開発を許可できる基準(第34条10号イ(旧))が削除された。
 - 第29条1項第4号(旧)の廃止(許可不要であった国、県、指定都市等、事務処理市等が行なう開発行為について、協議が成立することをもって、開発許可があったものとみなされることになった(第34条の2(新))。

(10) 令和2年改正(令和2年法律第43号・令和4年4月1日施行)

- ・安全なまちづくりのための総合的な対策
 - 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化などにより、安全なまちづくりのための総合的な対策が講じられた。

3 滋賀県(米原市)における開発許可制度

滋賀県においては、大津湖南、彦根長浜、近江八幡八日市、甲賀広域を中心として、その周辺地域を含め開発事業が盛んに進められている。

これらの開発行為に対する規制措置として都市計画法により線引き都市計画区域に指定し大津湖南は昭和45年、彦根長浜は昭和46年、近江八幡八日市、甲賀広域は昭和48年から開発許可制度が施行された。また、昭和49年の都市計画法の一部改正に伴い、都市計画区域の指定のある県内の未線引き都市計画区域(平成13年の法改正により、非線引き都市計画区域に名称変更)にも制度が施行されることとなった。さらに、平成13年度の法改正により、都市計画区域外においても、1ha以上は開発許可制度が適用されるようになった。

米原市内の開発許可については、県からの権限委譲(事務委任)により平成18年2月1日から米原市が事務を行っている。

本市の非線引き都市計画区域内における開発許可制度の適用は、都市計画法施行令第19条第1項の規定に基づき、令和2年1月1日より市の条例で1,000㎡以上からの適用となった。

4 開発許可制度の根拠法令等

開発許可制度に関する根拠法令等は、都市計画法、都市計画法施行令、都市計画法施行規則、米原市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例、米原市都市計画法施行細則等である。

(1) この「取扱い基準」で引用した法令略語は次のとおりである。

- 法 …………… 都市計画法(昭和43年法律第100号)
- 政令 …………… 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)
- 省令 …………… 都市計画法施行規則(昭和44年省令第49号)
- 市条例 …………… 米原市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成17年条例第347号)
- 市細則 …………… 米原市都市計画法等施行細則(平成18年規則第2号)

(2) 都市計画法(抜粋)

第4条 定義	40条 公共施設の用に供する土地の帰属
7条 区域区分	41条 建築物の建蔽率等の指定
8条 地域地区	42条 開発許可を受けた土地における建築等の制限
11条 都市施設	43条 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限
12条の5 地区計画	44条 許可に基づく地位の承継(一般承継)
18条 都道府県の都市計画の決定	45条 〃 (特定承継)
19条 市町村の都市計画の決定	46条、47条 開発登録簿
29条 開発行為の許可	48条 国及び地方公共団体の援助
30条 許可申請の手續	50条、51条 不服申立て
31条 設計者の資格	78条 開発審査会
32条 公共施設の管理者の同意等	79条 許可等の条件
33条、34条 開発許可の基準	80条 報告、勧告、援助等
34条の2 開発許可の特例	81条 監督処分等
35条 許可または不許可の通知	82条 立入検査
35条の2 変更の許可等	86条 都道府県知事の権限の委任
36条 工事完了の検査	88条 政令への委任
37条 建築制限等	91条~94条、96条 罰則
38条 開発行為の廃止	
39条 開発行為等により設置された公共施設の管理	

5 主な用語の定義

(1) 開発行為（法第4条第12項）

主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行うことをいう。

(2) 公共施設（法第4条第14項、政令第1条の2）

道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路および消防の用に供する貯水施設をいう。

市では、上水道施設（長浜水道企業団含む。）、集会所用地、ごみ集積所用地および消火栓施設についても公共施設に準じて取り扱う。

(3) 都市計画区域（法第5条）

市町の中心市街地を含み、かつ、自然的および社会的条件ならびに人口、土地利用、交通量等の現況および推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域で都道府県が指定する区域をいう。

【注意事項】

都市計画区域のうち、市街化区域と市街化調整区域に区域区分を定めている区域を、「線引き都市計画区域」といい、区域区分を定めていない都市計画区域を「非線引き都市計画区域」という（平成13年の改正法施行により「未線引き」から「非線引き」に名称変更）。

(4) 準都市計画区域（法第5条の2）

都市計画区域外であるが、都市計画区域に準ずる区域として取り扱う区域をいう（現在のところ米原市内には存在しない。）。

(5) 市街化区域（法第7条第2項）

既に市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

(6) 市街化調整区域（法第7条第3項）

市街化を抑制すべき区域をいう。

6 都市計画法に基づく都市計画区域一覧

市街化区域、市街化調整区域および用途地域の確認は必ず本市、県の各地方機関、県都市計画課の都市計画図（1/2,500）を閲覧すること。

本市では、都市計画課（本庁舎）のほか、山東支所で閲覧することができる。

参考 県内の都市計画法に基づく都市計画区域一覧

（令和8年4月現在）

区分	都市計画区域名	市 町 名
線引き都市計画区域（市街化区域・市街化調整区域）	【大津湖南都市計画区域】	大津市・草津市・守山市・栗東市・野洲市・湖南市
	【彦根長浜都市計画区域】 当初決定 昭46. 6. 11 見直し 昭55. 3. 28(第1回変更) 平元. 2. 22(第2回変更) 平8. 6. 5(第3回変更) 平12. 5. 24(特定保留解除) 平16. 5. 14(第4回変更) 平19. 3. 14(随時変更) 平24. 3. 28(第5回変更) 平28. 12. 28(第6回変更) 令7. 7. 29(第7回変更)	彦根市・長浜市の一部(旧長浜市)・米原市の一部(旧米原町の一部・旧近江町の一部)・多賀町の一部
	【近江八幡八日市都市計画区域】	近江八幡市・東近江市の一部(旧八日市市・旧五個荘町・旧蒲生町・旧能登川町)・日野町・竜王町
	【甲賀都市計画区域】	甲賀市の一部(旧水口町・旧甲賀町・旧甲南町)

非線引き都市 計画区域 昭50. 4. 1 注) 都市計画 法および建築 基準法の一部 を改正する法 律(昭和49年 法律第67号) の施行日	【土山都市計画区域】	甲賀市の一部(旧土山町)
	【信楽高原都市計画区域】	甲賀市の一部(旧信楽町)
	【湖東都市計画区域】	東近江市の一部(旧愛東町・旧湖東町) 愛荘町の一部
	【豊郷甲良都市計画区域】	豊郷町・甲良町
	【米原東北部都市計画区域】 当初決定 平28. 12. 28	米原市の一部(旧山東町・旧伊吹町の一部・ 旧米原町の一部・旧近江町の一部)
	【長浜北部都市計画区域】 当初決定 平28. 12. 28	長浜市の一部(旧浅井町の一部・旧湖北町の一部・ 旧高月町の一部・旧木之本町の一部・ 旧びわ町の一部・旧虎姫町)
	【高島都市計画区域】	高島市の一部(旧マキノ町・旧今津町・旧安曇川町・ 旧高島町・旧新旭町)

7 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)による規制区域

市内においては、全域が「宅地造成等工事規制区域」または「特定盛土等規制区域」のいずれかに指定されている。区域の詳細は規制区域図を確認すること。

(令和7年4月現在)

区域	指定年月日	区域の場所
宅地造成等工事規制区域	令和7年4月1日	彦根長浜都市計画区域内 米原東北部都市計画区域内 甲津原、曲谷、甲賀、吉槻集落周辺
特定盛土等規制区域	令和7年4月1日	宅地造成等工事規制区域以外の区域

8 用途地域等内の建物の用途制限概要

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第一種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考欄
建てられる用途 ①、②、③、④、■ 建てられない用途 (①、②、③、④、■は面積、階数等の制限あり)															
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ床面積の1/2未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	①	○	○	○	④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店および建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店、銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ③2階以下。 ④物品販売店舗、飲食店を除く。 ⑤農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下。 ※作業場床面積50㎡以下 ①洋服店、畳屋、建具屋、自転車店その他これらに類するサービス業を営む店舗。①⑤自家販売のための食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等に限る。原動機の制限有り。)
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	⑤	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの						○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの										○	○	○		
事務所等	事務所等の床面積が1,500㎡以下のもの					■	○	○	○	○	○	○	○	○	■2階以下。
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え3,000㎡以下のもの						○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの							○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館						■	○	○	○	○	○	○	○	○	■3,000㎡以下。
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場等						■	○	○	○	○	○	○	○	■3,000㎡以下。
	カラオケボックス等							■	■	○	○	○	■	■	■10,000㎡以下。
	マージャン屋、ばちこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場等							■	■	○	○	○	■	■	■10,000㎡以下。
	劇場、映画館、演芸場、観覧場								■	○	○	○			■客席200㎡未満
	キャバレー、料理店等、個室付浴場等											○	■		■個室付浴場等を除く。
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■幼児運動場認定ことも園に限る。
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障がい者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■600㎡以下。
	自動車教習所					■	○	○	○	○	○	○	○	○	■3,000㎡以下。
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)			■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	■300㎡以下、2階以下。
	建築物附属自動車車庫	①	①	②	②	③	③	○	○	①	○	○	○	○	①600㎡以下、1階以下。 ②3,000㎡以下、2階以下。 ③2階以下。
	倉庫業倉庫								○	○	○	○	○	○	
	自家用倉庫				①	②	○	○	③	○	○	○	○	○	①2階以下かつ1,500㎡以下。 ②3,000㎡以下。 ③農産物及び農業の生産資材を貯蔵するものに限る。
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場				③	①	①	①	④	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③50㎡以下(パン屋等の食品製造業に限る。原動機の制限有り。)
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	②	○	○	○	④農産物を生産、集積、処理及び貯蔵するものに限る。 (著しい騒音を発生するものを除く。)
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○	○	
	危険性が大きいまたは著しく環境を悪化させるおそれがある工場													○	
	自動車修理工場						①	①	②		③	③	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり
	畜舎(15㎡を超えるもの)						■	○	○	○	○	○	○	○	■3,000㎡以下。
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理に供する施設	量が非常に少ない施設				①	②	○	○	○	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下、2階以下。 ②3,000㎡以下。
	量が少ない施設								○	○	○	○	○	○	
	量がやや多い施設										○	○	○	○	
	量が多い施設												○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等															都市計画区域内においては都市計画決定もしくは特定行政庁の許可が必要

【注意事項】

- 1 上表は参考。計画の際には特定行政庁に必ず建築の可否を確認すること。
- 2 米原市では、特定旅館(ラブホテル等)の建築を認めていない(米原市環境保全に伴う旅館等建築の規制に関する条例)。

第2章 開 発 行 為

I 開発行為

1 開発行為

開発行為とは「主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」をいい、一般的に次のいずれかの行為に該当するものをいう。

- (1) 区画の変更を行うこと。
- (2) 形質の変更を行うこと。
- (3) 区画および形質の変更を同時に行うこと。

次のような場合は開発行為に該当しない。

- ア 区画形質の変更はあるが、建築物を建築せず、かつ、特定工作物を建設しない場合（露天駐車場、資材置場の造成等）
- イ 第二種特定工作物に該当しない1ha未満の運動・レジャー施設、墓園の造成
ただし、市街化調整区域で附属建築物を併設する場合は、法第43条の建築制限を受ける。

【注意事項】

「主として建築物の建築の用に供する目的」との判断は、基本的には当事者の意思をもって判断することとなるが、関係者の一連の行為全体について、客観的、総合的に判断(行為の時間的連続性、行為者の同一性、行為者間の相互関係、地理的条件等)して建築物の建築等を目的とすると認められる場合は「開発行為」として取扱う(「III開発区域の考え方」を参照)。

2 区画の変更

区画とは「土地利用形態としての建築区画」であって、独立した物件としての境界を明確にするものをいい、次のような場合は、区画の変更に該当する。

- (1) 道路を新しく築造して建築区画の分割を行うこと(道路位置指定は区画の変更とみなす。)
- (2) 既存建築物または既存特定工作物の敷地としての土地の区画線を変更すること。

次のような場合は、区画の変更に該当しない。

- ア 単なる土地の分合筆(権利区画の変更)
- イ 既存建築物を除却し、その敷地において新たに建築区画を変更する場合

【注意事項】

建築物の建築に際し、切土、盛土等の造成工事を伴わず、かつ、従来の敷地の境界の変更について、既存の建築物の除却や、へい、かき、さく等の除却、設置が行われるにとどまるもので公共施設の整備の必要がないと認められるものについては、建築行為と不可分一体のものであり、開発許可に該当しないものとして取り扱うこと(平成29年7月31日 開発許可制度運用指針)。

なお、市街化調整区域では建築物の建築等は、法第43条の建築制限を受ける。

3 形質の変更

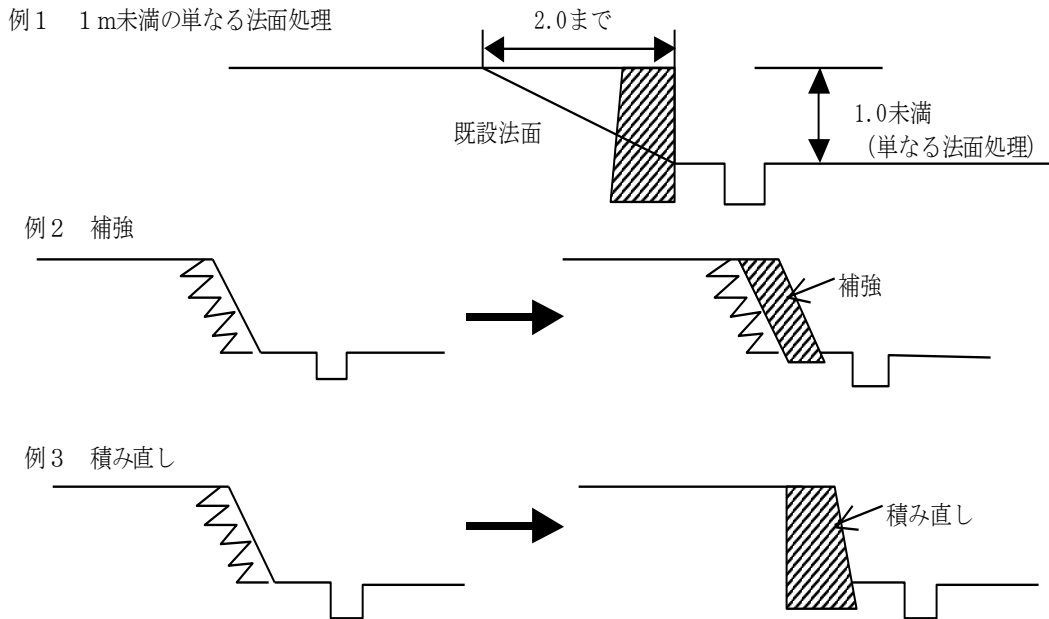
形質の変更とは、主として建築物の建築または、特定工作物の建設の用に供する目的で行う「切土、盛土および整地」をいい、次のような場合が該当する。

- (1) 建築物(特定工作物の建設を含む)の建築を目的として、土地を切土や盛土をすること(形体の変更)。
- (2) 都市計画区域の決定(線引き)後、開発行為に該当しない運動場、資材置場、露天駐車場等で造成された土地に利用目的を変更して建築物の建築等を行うこと(性質の変更)。

次のような場合は、形質の変更に該当しない。

- ア 建築物の建築等と密接不可分な一体の工事(基礎工のための掘削等)
- イ 土砂の搬出入のない地均し程度の行為(現況地盤高からH=0.5m以内)
- ウ 線引き前に造成され、宅地と同等と考えられる土地に利用目的を変更して建築物の建築等を行うこと。なお、宅地と同等と考えられる土地とは次のものをいう。

- 1 土地の登記事項証明書上の地目が宅地であったもの
 - 2 以下の資料を総合的に勘案した上で、当該土地の現況が宅地であった蓋然性が極めて高いと認められる場合
 - (ア) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）による農地転用許可書または農業委員会の諸証明
 - (イ) 公的機関の証明（区長の証明は該当しない。）
 - (ウ) 線引きされた当時の航空写真
- エ 上記のほか「通常の管理行為」として下図のような場合



4 現況有姿分譲の開発行為の解釈について（参考：平成 29 年 7 月 31 日 開発許可制度運用指針）

「山林現況分譲」、「菜園分譲」、「現況有姿分譲」等と称して土地の区画形質の変更を行いながら「建築不可」の文言を入れることにより、目的の点において法の適用の可否が問題となる場合があるが、「主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的」の判断に当たっては、区画割、区画街路等の状況、宣伝文書の文言等諸般の事由を総合的にみて客観的に判断すべきものであり、宣伝文書中に「建築不可」の文言があっても、総合的にみて「建築目的」と客観的に判断し得るものであれば、開発行為に当たるものと解して差し支えない。

「建築目的」の判断に当たっては、次の「建築目的の判断基準」も参考になると考えられる。

【建築目的の判断基準】

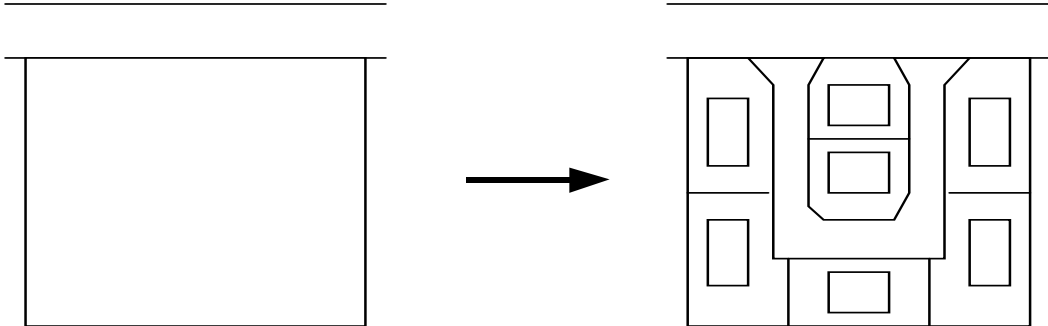
- 1 土地の区画割：土地が戸建て住宅等の建築に適した形状、面積に分割されていること。
- 2 区画街路：区画街路が整備され、またはその整備が予定され、宅地としての利用が可能となっていること。
- 3 擁壁：住宅建設を可能とする擁壁が設置され、またはその設置が予定されていること。
- 4 販売価格：近隣の土地と比較してより宅地の価格に近いものといえること。
- 5 利便施設：上下水道、電気供給施設等の整備がされ、もしくは近い将来整備されるような説明がなされ、または附近に購買施設、学校その他の公共施設があり、生活上不便を来たさないような説明がなされていること。
- 6 交通関係：交通関係が通勤等に便利であるとの説明がなされていること。
- 7 付近の状況：付近で宅地開発、団地建設等が行われている、団地等がある、工場等の職場がある等の説明がなされていること。
- 8 名称：対象地に住宅団地と誤認するような名称が付されていること。

II 開発行為の考え方（事例）

1 既存造成済の土地の分割

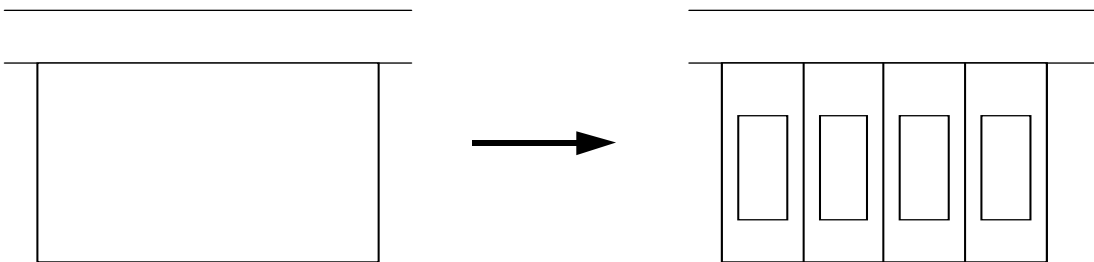
(1) 道路を新しく築造して建築区画の分割を行う場合

区画の変更であり、形質の変更の有無にかかわらず、開発行為に該当する。



なお、道路位置指定は、道路の築造工事がない場合であっても、現時点で区画の変更があるものと見なすことができ、開発行為に該当する。

(2) 単に複数の建築区画に分割する場合



区画の変更でない（権利区画の変更）ので、形質の変更がない限り開発行為に該当しない。

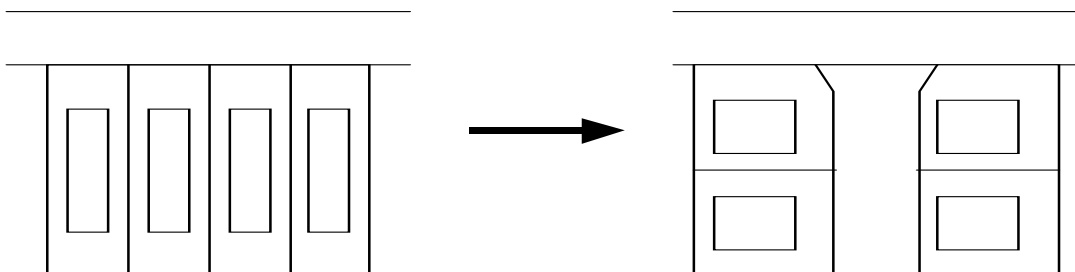
【市街化調整区域では】

建築物は新築として取扱い、法第 43 条の建築制限を受ける。

2 既存建築物の建替え（形質の変更がないもの）

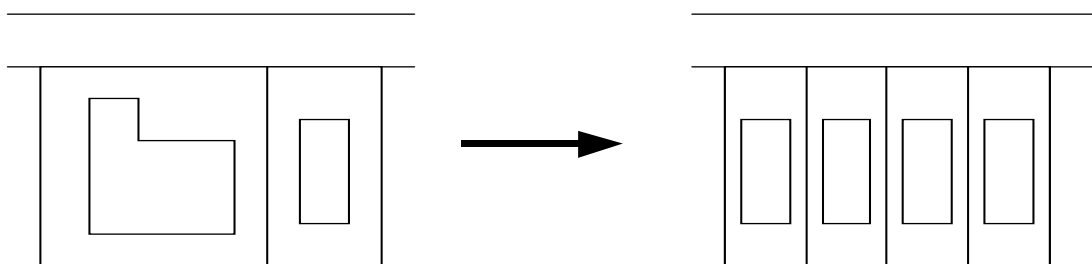
(1) 建築区画の変更を伴う場合

ア 道路を築造する場合



区画の変更であり、開発行為に該当する。

イ 区画数が増える場合

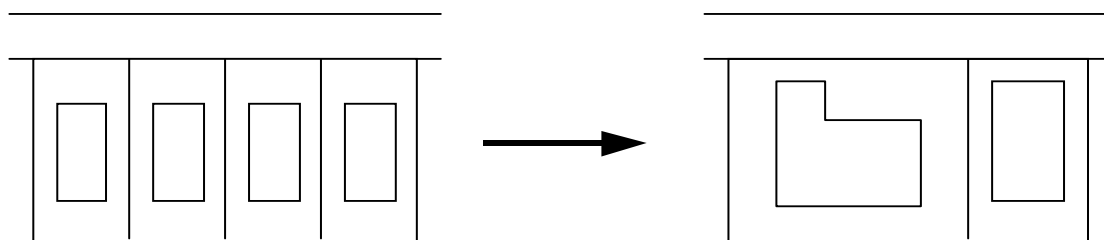


除却した既存建物の敷地において行う建築区画の変更は、区画の変更と考えないので開発行為に該当しない。

【市街化調整区域では】

建築物は新築として取扱い、法第 43 条の建築制限を受ける。

ウ 区画数が同じか、減る場合

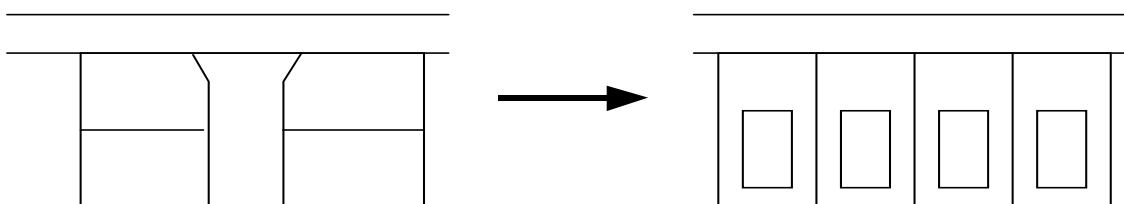


この場合と同じく、区画の変更と考えないので、開発行為に該当しない。

【市街化調整区域では】

建築物は新築として取扱い、法第 43 条の建築制限を受ける。

エ 道路を撤去する場合

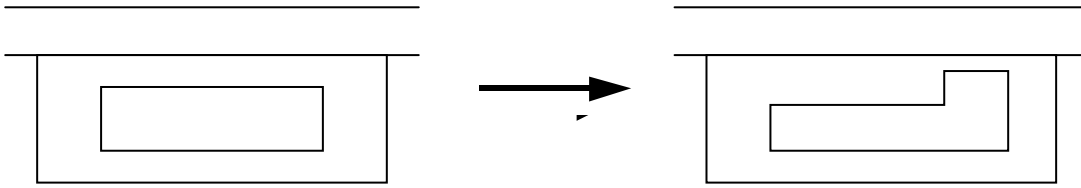


建築基準法上、問題がなければ、イ、ウ、と同じ扱いとし、区画の変更と考えず開発行為に該当しない。

【市街化調整区域では】

建築物は新築として取扱い、法第 43 条の建築制限を受ける。

(2) 建築区画の変更がない場合



区画の変更がないので明らかに開発行為に該当しない。

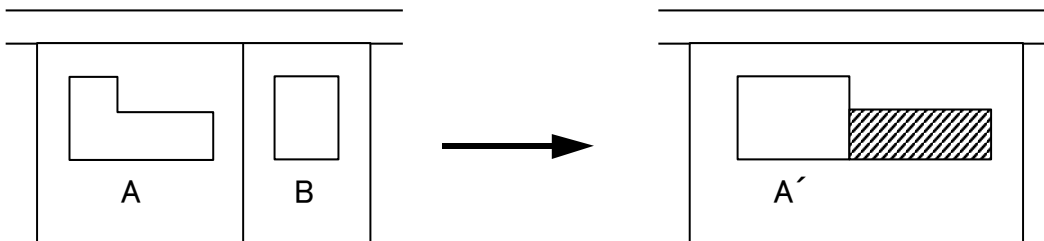
【市街化調整区域では】

建築物の取扱い（増築、改築、用途変更）については、表 2-1（P22）に基づくこと。

3 既存建築物の敷地の増減

(1) 既存建築物と用途上不可分の建築物を増築する場合

ア Bの土地がすでに建築物のある宅地の場合（形質の変更がないもの）

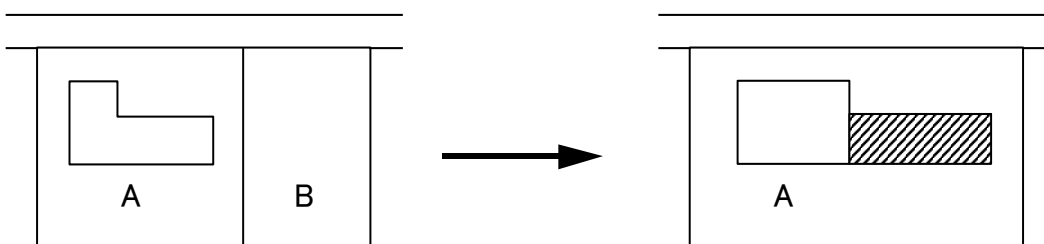


除却した既存建築物の敷地において行う建築区画の変更と同じであり、区画の変更とは考えず、開発行為に該当しない。

【市街化調整区域では】

敷地増を伴う建築物の増築・改築・用途変更については、表 2-2（P23）に基づくこと。なお、A、Bの用途が違う場合、A、B共に線引き前の建築物であり、かつA'がA、Bどちらかの用途であれば用途変更として扱わない。

イ Bの土地には建築物はないが、線引き前(非線引区域は法施行前)より「宅地」である場合（形質の変更がないもの）



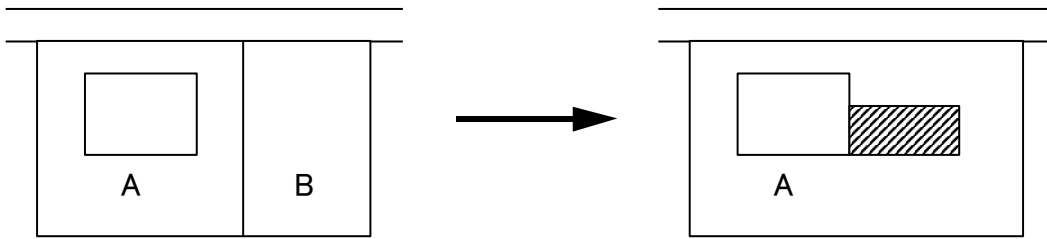
一般的には、区画の変更に見えるが、Bが線引き前より宅地であれば、既に建築物のある宅地と同様に扱い、区画の変更と考えず、開発行為に該当しないものとする。

なお、Bが線引き前より「宅地」であることは、登記事項証明書等で判断すること。

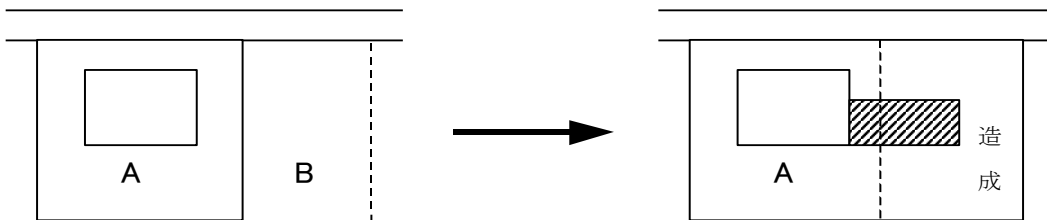
【市街化調整区域では】

敷地増を伴う建築物の増築・改築・用途変更については、表 2-2（P23）に基づくこと。

ウ Bの土地が線引き後（非線引区域は法施行後）の造成地である場合



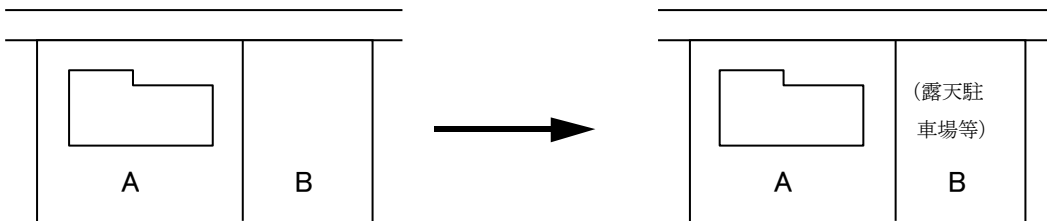
Bの土地を「形質の変更のある土地」と考えるので、下図の場合と同じとなり建築を目的とした区画形質の変更として、開発行為に該当する。



【注意事項】

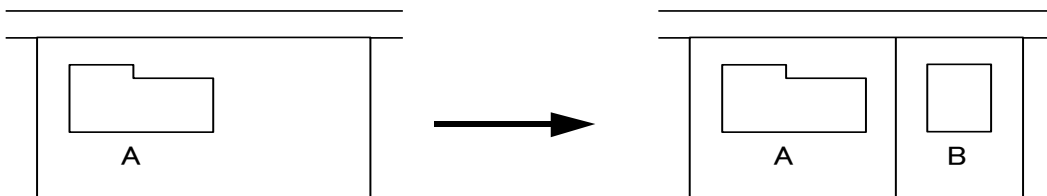
市街化区域および非線引き区域で増加敷地が 1,000 m²未満または都市計画区域外で増加敷地が 10,000 m²未満の場合は許可不要
ただし、既存敷地と併せて区画形質の変更をする場合はその敷地で判断すること。

(2) 既存建築物の敷地増で、建築物の建築が伴わない場合



Bの土地に「形質の変更があるかないかに関わらず」客観的にみて明らかに建築物の建築に供さないと認められる場合（露天駐車場等）は、開発行為に該当しない。

(3) 既存建築物の敷地減で建築物の建築が伴う場合（形質の変更のないもの）



除却した既存建築物の敷地において行う建築区画の変更と同じであり、区画の変更とは考えず、開発行為に該当しない。

【市街化調整区域では】

Bの土地の建築物は新築として取扱い、法第43条の建築制限を受ける。

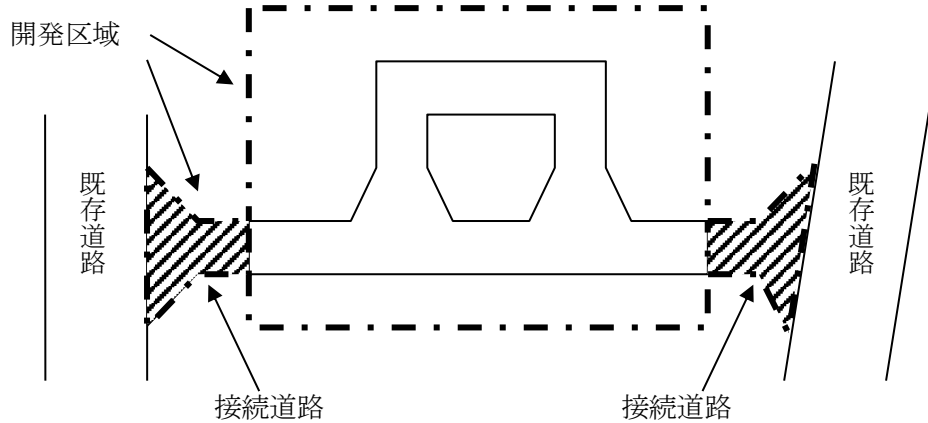
Ⅲ 開発区域の考え方

開発区域とは開発行為をする土地の区域をいう（法第4条第13項）。

1 開発行為に接続道路の築造が必要な場合

開発行為に接続道路が必要な場合は接続道路も含めて開発区域とする。

これは、接続道路の築造がなければその開発行為が根本的に成り立たないこと、また接続道路を開発区域に入れることにより開発許可による公共施設とし、その維持管理に関する責任の帰属を明確にするためである。



(1) 水路（青線）等の取扱いについて

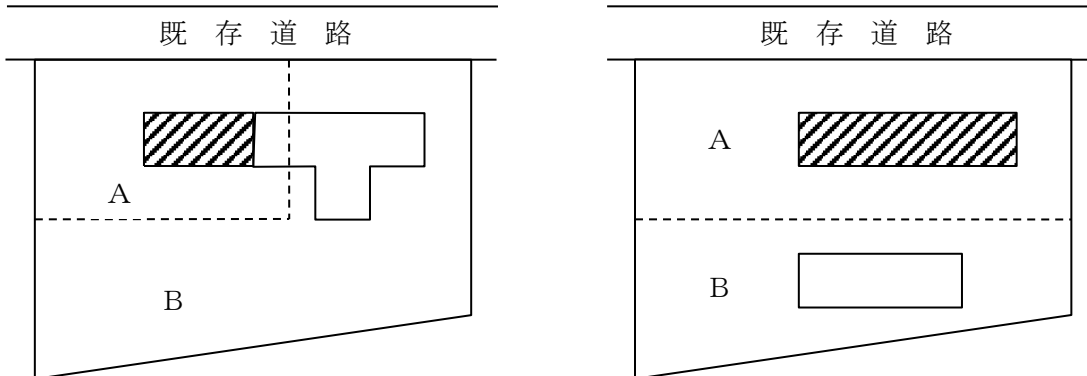
開発区域の接道部分に隣接する法定外公共物（国から市が譲与を受けた道路、河川等で道路法（昭和27年法律第180号）や河川法（昭和39年法律第167号）その他の公共物の管理に関する法律の適用または準用を受けないものをいう。）については、原則として開発区域に含める。

ただし、一敷地開発についてはこの限りでない。なお、水路が進入口と交差する場合は、普通河川占用等の他の法令に基づく処分が適正になされていることを要する。また、里道については、米原市法定外公共物管理条例（平成17年条例第210号）による許可が必要な場合はその許可を得ること。

(2) 雨水排水経路について

開発区域から排水施設のみが放流先河川まで設置される場合、原則として開発区域に含める。

2 既存建築物の増築で敷地増を伴う場合



A：既存敷地

B：増加敷地

(1) Aの敷地に形質の変更、構造物の変更等がある場合

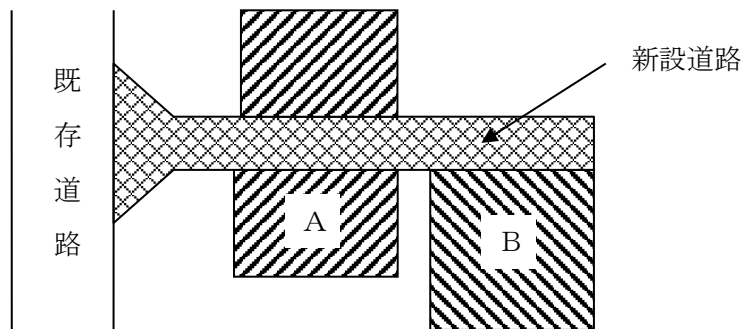
A+Bの敷地を開発区域とする。

(2) Aの敷地に形質の変更、構造物の変更等がない場合

Bの敷地を開発区域とする。

3 複数の開発者により開発行為が行われる場合

(1)



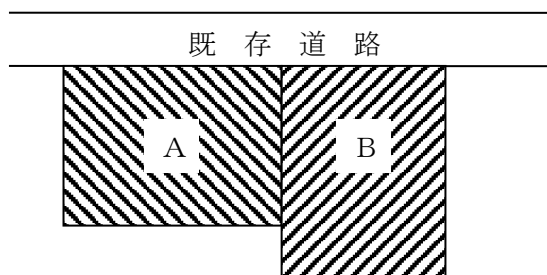
新設道路をA、B共同で築造している場合、AとBが距離的に離れている場合も一つの開発行為とし、A+Bの敷地を開発区域とする。

(2)



- ア 工事施行者が同じで一体に開発行為が行われる場合、一つの開発行為とし、A+Bの敷地を開発区域とする。
- イ A、Bの開発者が、それぞれの土地について異なる土地利用目的をもって、異なる工事施行者で開発行為を行う場合はそれぞれの敷地を開発区域とする。

4 同一の開発者により複数の開発行為が行われる場合



開発行為の目的が異なる場合であっても、同時期に施行される場合は一つの開発行為とし、A+Bの敷地を開発区域とする。

5 前記3、4のケースで時期がずれて行われる場合

前の開発行為完了前に次の開発行為に着手したときは一つの行為として考える。
開発行為の完了とは、次のいずれかとする。

- ア 開発許可に関する工事完了公告
- イ 建築物の完了検査申請書の提出または仮使用承認
- ウ 道路位置指定の公告

6 分譲住宅、分譲宅地等の開発区域に隣接する「畑地の造成」の取扱い

分譲住宅、分譲宅地等の開発行為の道路に接し、農地を畑地にする場合で一体に造成するとき、その畑地が将来宅地に変更される可能性があるとは判断できるときは、開発区域に含めるものとする。

7 区域をまたがる場合の取扱いについて（政令第22条の3）

- (1) 法第29条第1項第1号の規定（規模未満開発）については、開発区域が、市街化区域、非線引き都市計画区域、準都市計画区域または都市計画区域および準都市計画区域外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、法第29条第1項第1号の規定は、次に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為について適用する。
 - ア 開発区域の面積の合計が、1 ha 未満であること。
 - イ 開発区域の面積の合計が、開発区域に係るそれぞれの区域について許可を要しないこととされる規模のうち最も大きい規模未満であること。
 - ウ 市街化区域における開発区域の面積が、1,000 m²未満であること。
 - エ 非線引き都市計画区域における開発区域の面積が、1,000 m²未満であること。
 - オ 準都市計画区域における開発区域の面積が、3,000 m²未満であること。
- (2) 法第29条第2項の規定は、開発区域が、市街化区域、非線引き都市計画区域または準都市計画区域と都市計画区域および準都市計画区域外の区域とにわたる場合においては、同条同項の規定は、当該開発区域の面積の合計が1 ha 以上である開発行為について適用する。

8 許可等権者がまたがる場合

許可等権者は、滋賀県、大津市（中核市）および各市（事務処理市）があり、一つの開発行為の区域が、2以上の許可等権者の事務にまたがる場合は、以下のとおりとする。

- (1) 中核市とその他の者の事務となる場合は、行為の属する区域を所管する各々の許可等権者において処理するものとする。なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき権限の移譲した場合は、移譲を受けた者とする。
- (2) 中核市以外の者の2以上の者の事務となる場合は、行為全体の規模、用途で許可の可否を判断し、行為の属する区域を各々の許可等権者において処理するものとする。申請者は各々の許可等権者への申請を要し、申請書は同じ内容のものとする。

*許可等権者がまたがる場合であっても、開発許可が必要な開発規模は、開発区域全体で判断する。

IV 特定工作物の建設

1 特定工作物

(1) 第一種特定工作物

ア コンクリートプラント

- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第二(ぬ)第 3 号 13 の 2 に定められている「レディミクストコンクリートの製造またはセメントの袋詰めで出力の合計が 2.5Kw をこえる原動機を使用するもの」の用途に供する工作物

イ アスファルトプラント

- ・ 建築基準法別表第二(る)項第 1 号 21 に定められている「アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物またはその残りかすを原料とする製造」の用途に供する工作物

ウ クラッシュャープラント

- ・ 建築基準法別表第二(ぬ)項第 3 号 13 に定められている「鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨または貝殻の粉碎で原動機を使用するもの」の用途に供する工作物

エ 危険物の貯蔵または処理に供する工作物

- ・ 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 116 条第 1 項の表の危険物品の種類欄に掲げる数量を超える危険物を貯蔵または処理するものをいう。
- ・ タンク、貯蔵槽等で地上または地下に固定されたものをいう。
- ・ 危険物の利用目的が同一敷地内における工場製品の生産、植物園や温室の暖房等に使われる場合のように、その用途が他の目的のためにあるときは、第一種特定工作物に該当しない。
- ・ 第一種特定工作物に含まれる付属建築物・・・管理事務所、便所

(2) 第二種特定工作物

ア ゴルフコース

- ・ 1 ha 以上の規模のもの（ミニゴルフ、グランドゴルフ、パターゴルフ含む。）
- ・ 付属建築物…クラブハウス、コース管理施設、便所

イ 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園、観光植物園、その他の運動・レジャー施設で 1 ha 以上の規模のもの

- ・ その他の運動・レジャー施設…サーキット場、打席が建築物でないゴルフの打放し練習場等
- ・ 付属建築物…管理事務所、更衣室、器具庫、観覧席、ダッグアウト、休憩所、食堂または便所

ウ 墓園で 1 ha 以上の規模のもの

- ・ 付属建築物：管理事務所、休憩所または便所

<第二種特定工作物に該当しないもの>

- (ア) 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）に規定する施設
- (イ) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）による児童遊園等の社会福祉施設、こどもの国協会のこどもの国
- (ウ) 林間歩道、樹林園、林間キャンプ場、林間駐車場等の森林の有する保健機能の増進のための施設
- (エ) マリーナ、キャンプ場、ピクニック緑地、サイクリング道路、スキー場（人工スキー場を除く。）、モトクロス場等

2 第一種特定工作物の建設

(1) 新 設

第一種特定工作物を新たに設置すること。

(2) 増 設（許可不要）

- ・ 既存特定工作物の規模（作業能力）の増加で、同一敷地内において特定工作物を新設すること。
- ・ 増設規模（作業能力）が従前に比べて100%以下をいい、これに該当しないものは「新設」として取り扱う。

(3) 改 築（許可不要）

- ・ 特定工作物の全部または一部を除却し、または滅失した後、引き続き同一敷地内において建設すること。
- ・ 改築規模（作業能力）が従前に比べて200%以下をいい、これに該当しないものは「新設」として取り扱う。

V 建築物の建築

1 建築物

建築物とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物であり、次のものや建築設備が該当する。

- (1) 土地に定着する工作物のうち、屋根および柱もしくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）
- (2) 観覧のための工作物（競技場のスタンド等）
- (3) 地下もしくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫、その他それらに類する施設

2 建 築

建築とは、建築物の新築、増築、改築に分類され、次のとおりとする。

(1) 新 築

既存建築物のない敷地において新たに建築物を建築すること。

(2) 増 築

既存建築物の床面積の増加で同一棟、別棟を問わず同一敷地内において、用途上不可分の建築物を建築すること。

なお、用途上可分な建築物は、それぞれ別敷地を持つものとする（例えば既存の工場敷地内に従業員寮を建築する場合は、増築でなく工場敷地の中の新たな敷地に寮が新築されるものとして取り扱う。）。

(3) 改 築

建築物の全部または一部を除却し、または滅失した後、引き続き同一敷地内において従前と同一用途の建築物を建築すること。

なお、本市においては、建築物が現存する場合において、同一敷地内、同一用途の建築物を建築する場合のみを改築としての取扱いの原則とする。ただし、自己居住用一戸建専用住宅にあつては、建築物がない場合であっても、同一敷地内、同一用途のものであつて、その建築された経緯等により、敷地、用途が同じであると判断できる場合で、建築されていた建築物の従前からの所有者もしくはその3親等以内の親族が建築物を建築する場合は改築扱いとし、都市計画法の許可は不要として取り扱う。

【注意事項】

用 途 変 更：建築物の増築、改築により従前の用途を変えること。または内装、外装、設備等を変えることにより従前の用途を変えること。

（用途および用途変更の詳細については、表2-3（P24）用途分類表を参照）

既存建築物：線引き前に建築された建築物に限らず、線引き後に適法に建築された建築物も含む。

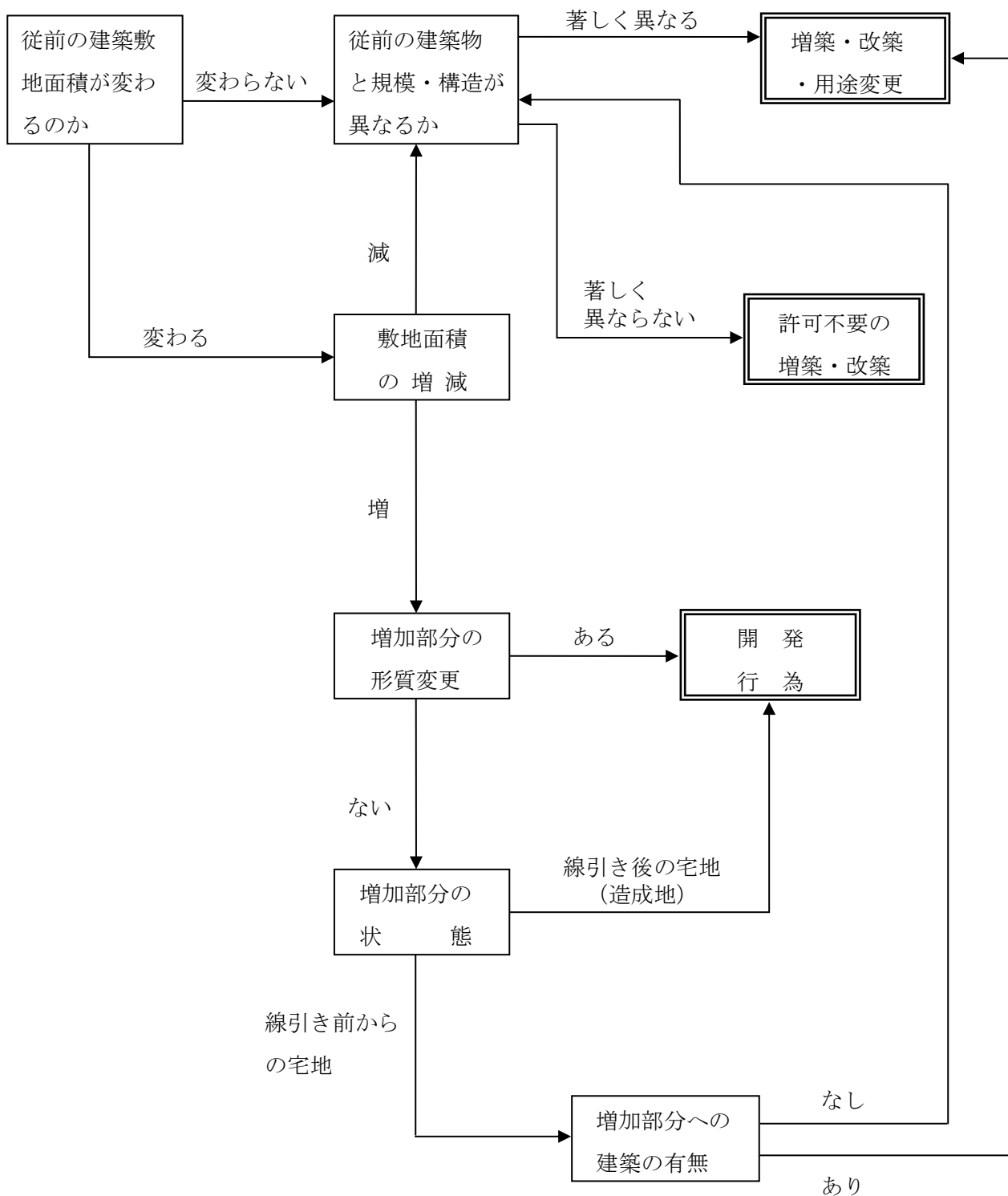
表 2-1 市街化調整区域における建築物の新築、改築、増築、用途変更の区分

建築行為の種類		新築・改築等の別	法 第 43 条 許 可		政令第 36 条第 1 項第 3 号ホの取扱い		
			許可を要しないもの	許可を要するもの	一 般	自己用一戸建専用住宅	
1	既存建築物のない敷地に新たに建築物を建築する。	新 築	法第 29 条第 1 項第 2 号、第 3 号 法第 43 条第 1 項各号	政令第 36 条第 1 項第 3 号イ、ロ、ハ、ニ、ホ	開発審査会に附議	開発審査会に附議	
2	既存建築物のある敷地に用途上可分な建築物を建築する。	新 築	同 上	同 上	開発審査会に附議	開発審査会に附議	
3	既存建築物を増築、改築およびその他の行為により用途を変える。	用途変更	同 上	同 上	開発審査会に附議	開発審査会に附議	
4	既存建築物の全部もしくは一部を除却し、または滅失した後、引き続き同一敷地内において、従前と同一用途の建築物を建築する。 A 規模：床面積の合計が従前の 2 倍以下 構造：階数が従前の 2 倍以下	改 築	A に該当しないもの（規模、構造が著しく異なるもの）	同 上	同 上	開発審査会に附議	許可不要
			A に該当するもの（規模、構造が著しく異なるもの）	同 上	許可不要	許可不要	許可不要
5	既存建築物の床面積の増加で、同一棟、別棟を問わず、同一敷地内において用途上不可分の建築物を建築する。 B 規模：床面積の合計が従前の 2 倍以下 構造：階数が従前の 2 倍以下	増 築	B に該当しないもの（規模、構造が著しく異なるもの）	同 上	政令第 36 条第 1 項第 3 号イ、ロ、ハ、ニ、ホ	開発審査会に附議	許可不要
			B に該当するもの（規模、構造が著しく異なるもの）	同 上	許可不要	許可不要	許可不要

【注意事項】

- 線引き後の建築物で建築規模面積に制限のあるもの（法第 34 条第 1 号）については、規模・構造が 2 倍以下であっても規模面積までしか認められない。
- 既存宅地確認後に建築された増築・改築は上表の基準に準ずる。なお、自己用建築物については、平成 12 年度改正の法附則第 6 条による経過措置を参照すること。

表 2 - 2 増築、改築、用途変更に関するフロー図



【注意事項】

敷地規模面積に制限があるもの（法第 34 条第 1 号や専用住宅など）については、規模面積までしか認められない。

VI 用途の変更

次の用途分類表のア欄の上下間およびイ欄の上下間の変更（例示欄の上下間の変更）を用途変更として取り扱う。

（例：小・中学校→幼稚園＝用途変更とする。小・中学校→高等学校＝用途変更としない。ただし市街化調整区域では、表外欄の【注意事項】を参照のこと。）

なお、特定工作物は、その機能からみて用途の変更はなく、全て「新設」として取り扱う。

表 2-3 建築物の用途分類

区分は（イ）欄で行う

区 分		例 示
ア	イ	
住宅	住 宅 (A) — // — (B) — // — (C) — // — (D) 併 用 住 宅	一戸建専用住宅 長屋建専用住宅（ただし、長屋建専用住宅 → 一戸建専用住宅へは用途変更として取り扱わない。） 共同住宅 寄宿舎、寮 住宅以外の部分が、この表のア欄の上下間およびイ欄の上下間の変更も用途変更として取り扱う。 （例：文房具店併用住宅 → 自転車修理店併用住宅へも用途変更として取り扱う。）
公共施設	文 教 施 設 (A) — // — (B) — // — (C) 社 会 教 育 施 設 医 療 施 設 社 会 福 祉 施 設 公 共 施 設 (A) 公 共 施 設 (B) 宗 教 施 設 交 通 施 設 (A) " (B) 公 共 事 業 施 設 通 信 施 設	小・中学校、高等学校、義務教育学校 幼稚園、保育所、認定こども園 大学、各種学校、専修学校 図書館、博物館、公民館 病院、診療所、医院 ※【注意事項】参照 特別養護・養護・軽費老人ホーム、託児所 ※【注意事項】参照 市役所出張所、地方公共団体庁舎 地方公共団体以外の各種団体の庁舎 （例：社会福祉法人〇〇社会福祉協議会事務所） 神社、寺院 鉄道施設、自動車ターミナル、港湾施設 駐車場、車庫 電気事業施設、ガス事業施設、水道事業施設
商業施設等	日 用 品 店 舗 日用品修理加工店舗 日用サービス店舗 物 品 販 売 店 舗 飲 食 店 事 務 所 歓 楽 施 設 (A) — // — (B) — // — (C) — // — (D) — // — (E) 宿 泊 施 設 (A) — // — (B) 倉 庫 運 動 施 設 観 光 施 設 研 究 所 駐 車 場 (建 築 物) ・ 車 庫	文房具店、食料品店、薬局、雑貨店、呉服衣料店、履物店 履物等修理店、自転車修理店、農機具修理店 理容店、美容店、クリーニング店、公衆浴場 マージャン屋、パチンコ店、射的場 劇場、映画館 待合、料理店 キャバレー、舞踏場 特殊浴場 ホテル、旅館 保養所 競技場、水泳場、スケート場、ボーリング場 展望台、休憩所
農林漁業施設	農 林 漁 業 施 設 (A) — // — (B) — // — (C)	政令第20条の建築物 農林水産物貯蔵施設 農林水産物処理加工施設

区 分		例 示
ア	イ	
鉱工業施設	鉱 業 施 設 火 薬 類 製 造 貯 蔵 所 建 設 業 製 造 業	日本標準産業分類（大分類）建設業の全部 日本標準産業分類（大分類）製造業の全部
特殊都市施設	卸 売 市 場 と 汚 物 処 理 場 ご み 焼 却 場 火 葬 場	

【注意事項】

- 市街化調整区域において、法 34 条第 14 号または政令第 36 条第 1 項第 3 号ホに該当するものとして許可された属人性のあるもの等については、その申請者が譲渡により変わることは用途の変更に当たるので注意すること。
例) 農家住宅（線引後） → 一般住宅
収用移転建築物 → 一般建築物
分化住宅 → 一般住宅
* 建築物の使い方（用途）は、同じでも使用者が変わることにより用途の変更に当たる。
- 市街化調整区域において、文教施設および医療施設のうち、法第 34 条第 14 号に該当するもの（旧法第 29 条第 1 項第 3 号該当により建設されたものを含む。以下、同様とする。）の変更または法第 34 条第 14 号に該当するものへの変更は、用途変更に該当する。
例) 診療所（法第 34 条第 1 号） → 病院（法第 34 条第 14 号）
- 市街化調整区域において、社会福祉施設のうち、法第 34 条第 14 号に該当するものの変更または法第 34 条第 14 号に該当するものへの変更は、用途変更に該当する。
- 市街化調整区域において、法第 34 条第 1 号に該当するものから同号に該当するものへの変更のうち、公益上必要な建築物にあつては「根拠法令」の枠外への変更（「表 4-2 法令第 34 条第 1 号の対象とする公益施設」（P64）参照）の場合、日常生活に必要な施設にあつては「種別」の枠外への変更（「表 4-3 法第 34 条第 1 号の対象とする業種一覧表」（P66）参照）の場合は、用途変更に該当する。ただし、文教施設（B）に該当する幼稚園、保育所、認定こども園の間での用途変更であれば、用途変更には該当しない。
例) 地域密着型サービス事業（法第 34 条第 1 号）→老人居宅生活支援事業（法第 34 条第 1 号）
老人デイサービスセンター（法第 34 条第 14 号）→養護老人ホーム（法第 34 条第 14 号）
- 市街化調整区域において、用途を変更して、省令第 17 条の 2 該当の庁舎とする場合は、用途変更に該当する。

Ⅶ 「自己用」および「非自己用」の開発の考え方

1 「自己用」開発

(1) 自己の居住の用に供する住宅

「自己の居住の用に供する」とは、開発行為を施行する主体が自らの生活の本拠として使用することをいい、当然、自然人に限られる。

〈該当しないもの〉

- 別荘の建設（生活の本拠とは考えられないため。）
- 賃貸住宅の建設

(2) 自己の業務の用に供する建築物または特定工作物

「自己の業務の用に供する」とは、当該建築物内において継続的に、自己の業務に係る経済活動が行われることをいう。

〈該当するもの〉

- ホテル、旅館、結婚式場
- 会社が自ら建設する自社工場および自社用の福利厚生施設（寮および社宅は含まれない。）
- 中小企業等協同組合が設置する組合員の事業に関する共同施設
- 保険組合、共済組合の行う宿舍施設、レクリエーション施設
- モータープール（管理事務所のあるもの）
- ゴルフコース、レジャー施設
- 学校法人の建設する学校
- 宗教法人の建設する社寺、仏閣

2 「非自己用」開発

「非自己用」の場合とは、会社、組合および個人が分譲のために宅地造成を行う場合等のように、他人に譲渡または使用させることを目的で行う開発行為をいう。

〈該当するもの〉

- 分譲、賃貸のための住宅の建設および宅地分譲
- 貸事務所、貸工場、貸倉庫、貸コンクリートプラント等
- 分譲、賃貸のための店舗
- 分譲、賃貸のための墓園の造成
- 会社が従業員のために行う寮、社宅の建設
- 組合が組合員に譲渡するための社宅の建設
- 別荘の建設
- 公営住宅の建設
- 有料老人ホーム

第3章 開発行為の許可

I 開発行為の許可（法第29条第1項および第2項）

市街化区域、市街化調整区域、これらの区域区分が定められていない非線引き都市計画区域または準都市計画区域および都市計画区域以外で開発行為をしようとする者は、行為の着手前に都道府県知事または指定市等の長の許可を受けなければならない。

〈許可が必要な開発規模〉

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| (1) 市街化区域 | : 1,000 m ² 以上が対象 |
| (2) 市街化調整区域 | : 全ての規模が対象 |
| (3) 非線引き都市計画区域 | : 1,000 m ² 以上が対象 |
| (4) 都市計画区域外 | : 10,000 m ² 以上が対象 |

開発行為の制限概念図

図3-1 線引き都市計画区域の場合

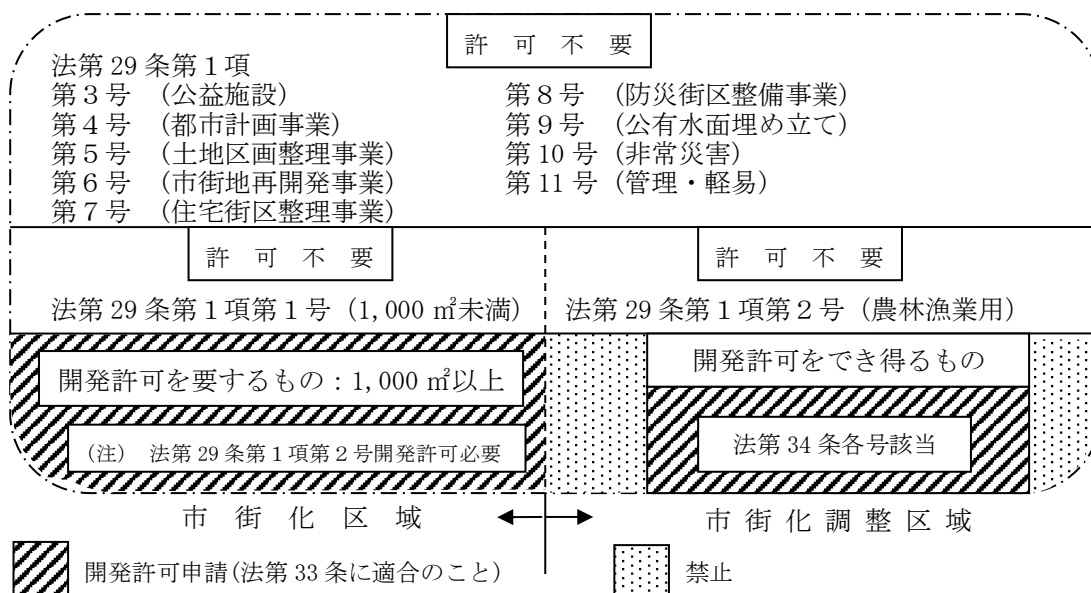


図3-2 非線引き都市計画区域の場合

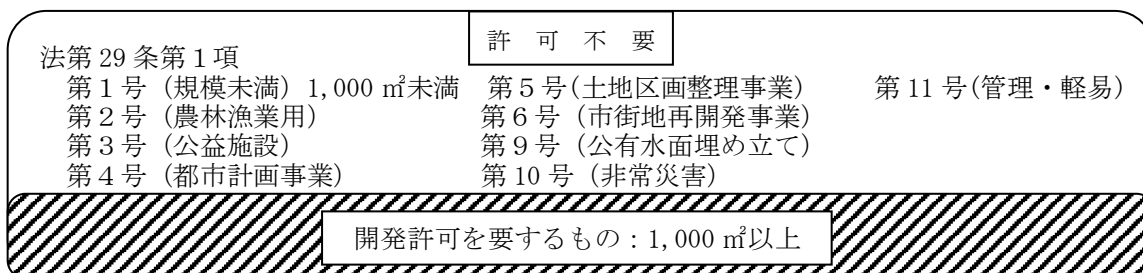
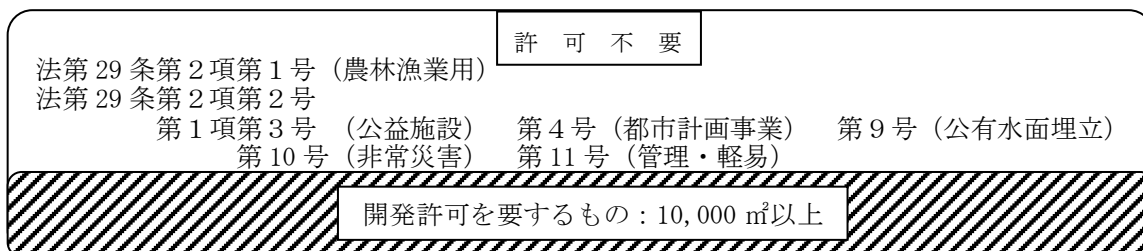


図3-3 都市計画区域外



II 適用除外となる開発行為（法第 29 条第 1 項第 1 号～第 11 号）

- (1) 市街化区域：法第 29 条第 1 項第 1 号（1,000 ㎡未満）、第 3 号から第 11 号までに該当するもの
- (2) 市街化調整区域：法第 29 条第 1 項第 2 号から第 11 号までに該当するもの
- (3) 非線引き都市計画区域：法第 29 条第 1 項第 1 号（1,000 ㎡未満）から第 11 号までに該当するもの
- (4) 都市計画区域外：10,000 ㎡未満の開発行為
法第 29 条第 2 項第 1 号に該当するもの
法第 29 条第 1 項第 3 号から第 4 号までおよび第 9 号から第 11 号までに該当するもの

1 市街化調整区域内の農林漁業用施設または農林漁業を営む者の居住に供する建築物のための開発行為（法第 29 条第 1 項第 2 号）

(1) 農林漁業の用に供する政令で定める建築物

本号でいう農林漁業とは、日本標準産業分類のうち、農業、林業、漁業の範囲とし、季節的なものであっても該当するものとするが、家庭菜園等生業としないものは該当しない。

- ア 畜舎、蚕室、温室、育種苗施設、家畜人工受精施設、孵卵育雛施設、搾乳施設、集乳施設、農作業舎、魚類蓄養施設、米麦乾燥調整施設、たばこ乾燥施設、のり・わかめ乾燥施設、野菜集荷施設、果実集荷施設、漁獲物水揚荷さばき施設その他これらに類する農産物、林産物または水産物の生産または集荷の用に供する建築物
- イ 堆肥舎、サイロ、種苗貯蔵施設、農機具等収納施設、物置、漁船漁具保全施設、養殖用飼料等保管施設、漁船用補給施設その他これらに類する農業、林業または漁業の生産資材の貯蔵または保管の用に供する建築物
- ウ 家畜診療の用に供する建築物（ペット対象のものは含まない。）
- エ 用排水機、取水施設等農用地の保全もしくは利用上必要な施設の管理の用に供する建築物または索道の用に供する建築物
- オ 上記アからエに掲げるもののほか、建築面積が 90 ㎡以内の建築物

【注意事項】

- 1 農業の用に供する上記に該当する建築物のための開発行為であって、次の者が行う行為については適用除外（開発許可不要）とする。
 - ・ 農業者（農業者の自己用住宅とは要件が異なる。）
 - ・ 任意組織（実行組合、生産組合、管理組合等）
 - ・ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）による農業協同組合、同連合会
 - ・ 農業協同組合法による農事組合法人（1 号法人、2 号法人）
 - ・ 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）による土地改良区
 - ・ 農業保険法（旧農業災害補償法）（昭和 22 年法律第 185 号）による共済組合、同連合会
 - ・ 農地法第 2 条第 3 項で定義されている農地所有適格法人たる農事組合法人、株式会社（公開会社でないものに限る。）または持分会社（2 号法人）
 - ・ 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条による認定農業者
- 2 林業の用に供する上記に該当する建築物のための開発行為であって、次の者が行う行為については適用除外（開発許可不要）とする。
 - ・ 林業者
 - ・ 任意組織（山林組合、生産組合、造林組合、協会、振興会等）
 - ・ 森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）による森林組合、同連合会および生産森林組合
 - ・ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）による協同組合、同連合会
- 3 漁業の用に供する上記に該当する建築物のための開発行為であって、次の者が行う行為については適用除外（開発許可不要）とする。
 - ・ 漁業者
 - ・ 水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）による漁業協同組合、同連合会、漁業生産組合
- 4 次の開発行為については法第 34 条第 4 号の規定に該当するものとして許可することができる。
 - ・ 農林漁業の用に供する建築物で、上記アからエまでに該当しないものに係る開発行為
 - ・ 農林漁業の用に供する建築物で、上記 1 から 3 までに該当しない者が行う開発行為

- 5 農業用集出荷施設の取扱いについては、以下のとおりとする。
- ・ 農業者自らが、生産した農作物を出荷までに保管する農業用集出荷施設については、法第 29 条第 1 項第 2 号に該当するものとする。
 - ※ ただし、農業者自らが、生産した農作物を出荷まで保管する施設であっても、野菜のカットなどの加工作業が発生する場合には法第 34 条第 4 号に該当する。
 - ・ 上記以外の農業用集出荷施設については、法第 34 条第 4 号に該当するものとする。

ア 「農業者の自己用住宅の取扱い」

農業者の農家住宅の取扱いについては、次の通知文による（通知文内にある滋賀県知事は事務委任市である米原市長と読み替える。）。

市街化調整区域内における農家住宅について

(昭和 58 年 1 月 12 日滋農政第 27 号・滋住第 50 号)
 (昭和 58 年 3 月 9 日滋農政第 245 号・滋住第 544 号)
 (平成 11 年 2 月 26 日滋農政第 168 号・滋住第 425 号)
 (平成 22 年 4 月 1 日滋農政第 200 号・滋住第 364 号)
 (平成 28 年 4 月 1 日滋農政第 150 号・滋住第 304 号)

市街化調整区域内における農家住宅の取扱いについては、「市街化調整区域内における農家住宅および分家住宅について」（昭和 50 年 4 月 11 日付け滋農政第 514 号・滋住第 1085 号農林土木両部長通知）に基づいて処理願ってきたところではありますが、同通知に定める取扱基準は必ずしも実情にそぐわず、また統一のとれた事務の取扱いを期すことが困難な現状にあるので、今般、下記のとおり農家住宅の取扱いを定めましたから、今後の事務処理について遺憾のないよう願います。

なお、上記「昭和 50 年 4 月 11 日付け滋農政第 514 号・滋住第 1085 号農林土木両部長通知」は廃止します。

記

第 1 都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号に定めるもののうち、農業者の農家住宅の取扱い

1 農家住宅の定義

農家住宅とは、農業者（2 の農業者の基準に該当する者をいう。）が自己の居住の用に供するため建築する住宅をいう。

2 農業者の基準

農業者（農業の業務を営む者）の内、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 過去 3 年以上 10 アール以上の農地を自ら耕作している者
- (2) 農業の業務に従事する日数が年間 180 日以上または農業従事による所得が年間所得の過半以上の者
- (3) 農地所有適格法人の構成員で、その法人の業務に必要な農作業に年間 60 日以上従事している者
- (4) 農地所有適格法人の構成員で、その法人に 10 アール以上の農地について所有権もしくは使用収益権を移転し、または使用収益権に基づく使用および収益をさせている者（農地利用集積円滑化団体または農地中間管理機構を通じて権利の設定移転を行っている場合を含む。）
- (5) 農業者（ただし、(2)および(3)を除く。以下同じ）の子で次のすべての要件に該当する者
 - ア 現在農業に従事し、将来相続等により農地の所有権または賃借権を取得し、農業を営むことが確実な者
 - イ 現在から過去に遡って 10 年以上連続して、農業者と生計を一にしている者（ただし、農地法第 2 条第 2 項各号に掲げる事由により一時生計を異にしても期間は連続しているものとみなす。なお、この間の期間は算入しない。）
 - ウ 他産業に従事している者にあつては、通常の通勤圏に現に通勤している者
 - エ 法定相続により所有権を取得する農地が 10 アール以上となる者

3 農家住宅の建築候補地の選定

候補地の選定については、自己または親の所有する土地に指向させることとし、原則として現住居の存する大字の集落内およびその周辺とする。

4 農地転用許可申請の取扱い

ア 申請書の記載

申請書の転用事由欄に農業者である旨を記載させるとともに、農業者の基準(1)、(5)に該当する申請については、下記の資料を添付させること。

(ア) 農業者の基準(1)に該当する場合

- a 建築予定地の市町内で基準を満たさない場合は、経営農地のある市町農業委員会が発行する農業者である旨の証明書
- d 現住居地以外の土地に農家住宅を新築する場合には、現住居の処分方法、利用計画を明らかにした書面

(イ) 農業者の基準(5)に該当する場合

- a 戸籍謄本
- b 相続関係図
- c 固定資産評価証明書
- d 住民票記載事項証明書（過去10年以上農業者と生計を一にしていることが確認できるもの）
- e 農業を営む旨の誓約書または営農計画書
- f 他産業に従事している者については在籍証明書
- g その他必要と思われる書類

イ 農業委員会における処理

許可申請に対する審査票等において、農業者の基準の該当項目等を明記すること。資格にあつては、過去3年間の農地台帳等および所管農業委員会の発行する農業者証明書で確認すること。

5 都市計画法施行規則第60条第1項の規定に基づく適合証明申請の取扱い

- (1) 農地転用を伴う場合は、農地転用許可書の写しを添付させること。
- (2) 農地転用を伴わない場合は、土地の登記事項証明書および農業委員会の発行する農業者である旨の証明書を添付させること。

6 その他の留意事項

- (1) 建築の必要度について、現状の住宅現況ならびに新築後の現住居の利用の方途を検討調査し、旧住宅の利用等を明確にすること。
- (2) 農家住宅について、建築後直ちに農業者の基準に該当しないと判断される場合（例：自己所有農地を転用することにより、耕作面積が10アール未満になる場合）は、農家住宅に該当しないものとする。
- (3) 以下の2点について、取扱いの明確化を行う。
 - ① 農業者の基準(5)に該当していた者が、相続等により、引き続き農業経営者となった場合は、10アール以上の農地を自ら耕作している期間が3年未満であっても基準(1)の該当者とする。この場合農業委員会は、相続等の直前までは基準(5)に該当していたことを確認するものとし、詳細は別に定める。
 - ② 過去において、農業者の基準(5)により証明を受けた者が建築した住宅を増築する場合には、第1の2(5)イは適用しないこととし、第1の4ア(イ)dの添付は求めないこととする。

第2 農業者の資格証明の取扱い

1 資格証明書

資格証明書は、申請者が米原市長あてに、都市計画法施行規則第60条の規定に基づく適合証明書を申請する際に必要な書類である。

2 資格証明機関

資格証明は、農業委員会が行うものとする。

3 資格証明書交付簿の備付け

農業委員会が資格証明書を交付した場合は、交付簿に記載し処理経過を明確にするとともに、次回の農業委員会に交付状況を報告するものとする。

第3 その他留意事項

- 1 農業委員会は農地転用許可申請の受理または資格証明書の交付に当たっては、必要に応じて補完書類を添付させ厳正な審査を行うものとする。

2 住宅状況等の調査は、現地調査および農業委員、公的な役職員等の意見聴取によるものとする。

イ 「林業者の自己用住宅の取扱い」

(ア) 林業者の住宅の定義

林業者住宅とは、林業者が自己の居住の用に供するため建築する住宅をいう。

(イ) 林業者の基準

林業者とは、林業を自ら営む者で、次のいずれかに該当するものをいう。

- a 過去5年以上、10アール以上の山林を所有し、自ら育林の業務を営んでいる者
- b 林業の業務に従事する日数が年間90日以上または林業従事による所得が年間所得の過半以上の者

(ウ) 林業者住宅の建築候補地の選定

候補地の選定については、山林を所有する市町村にあって、自己の所有する土地に指向させることとする。ただし、自己所有地が当該市町村にない場合、立地条件および生活環境上等から判断して、やむを得ないと認められるものについてはこの限りでない。

(エ) 林業者の資格証明について

- a 所属する森林組合等の代表者の証明書（様式は問わない。）
- b 所得証明書（林業の所得を証する書面）
- c 過去5年間の就業日数等の確認できる書類
- d その他必要と思われる書類

(オ) 建築確認申請の取扱い

建築確認申請時に必要書類が添付されているか審査の上確認すること。

(カ) その他留意事項

現住居地以外の土地に新築する場合には、現住居の処分方法あるいは、利用計画を明確にすること。

ウ 「漁業者の自己用住宅の取扱い」

(ア) 漁業者住宅の定義

漁業者住宅とは、漁業者が自己の居住の用に供するため建築する住宅をいう。

(イ) 漁業者の基準

漁業者とは、漁業を自ら営む者で、次のいずれかに該当するものをいう。

- a 自ら漁業を営む者であること（漁業の者ために水産動植物の採捕もしくは、養殖に従事する従業員は含まない。）
- b 漁業生産物の販売額が年間30万円以上の者であること。

(ウ) 漁業者住宅の建築候補地の選定

候補地の選定については、業務（漁業）に支障とならない基地（漁港）周辺の自己の所有する土地に指向させることとする。ただし、基地周辺に自己所有地のない場合、立地条件、生活環境上等から判断してやむを得ないと認められるものについては、この限りでない。

(エ) 漁業者の資格証明について

- a 所属する漁業組合の代表者の証明書（書式は問わない。）
- b 所得証明書（漁業の所得を証する書面）
- c その他（船舶、漁具、漁区、就業日数等確認できる書類）

(オ) 建築確認申請の取扱い

建築確認申請時に必要書類が添付されているか審査の上確認すること。

(カ) その他留意事項

現住居地以外の土地に新築する場合には、現住居の処分方法または利用計画を明確にすること。

【注意事項】

本号は市街化調整区域の規定であり、市街化区域では規模が1,000㎡以上あれば、許可が必要となる。

（例：市街化区域内で農業者が1,200㎡の農業用施設を建築するための開発行為）

2 公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為（法第29条第1項第3号）

公益上必要な建築物は、都市において公益上必要不可欠なものであり、また、大部分が国または地方公共団体が設置者となることから、弊害を生じるおそれも少ないので適用除外とされた。ただし、学校、社会福祉施設、医療施設、庁舎および宿舎については許可（協議）が必要である。

公益施設に関する具体的内容については次表に記載する。

表3-1 法第29条第1項第3号に定める公益施設

×印は該当しない例

法令	号	公益施設	根拠法令	設置者	具体例	備考
法第29条第1項	3	駅舎、その他の鉄道施設である建築物	地方鉄道法	免許を受けた者	○ 駅舎、検査場、車庫、信号所、発電所、変電所、保線係員詰所、操車場、荷貨物集積所、修理工場、車輛製造・組立工場、プラットホーム × 民衆駅、バス施設	
			軌道法	特許を受けた者		
		図書館	図書館法第2条第1項	地方公共団体、日本赤十字社、民法第34条	× 学校に附属する図書館または図書室	
		公民館	社会教育法第20条	市町村 民法第34条 法人	○ 公民館 × 集落設置の集会所、地区、町内会が設置する公民館	法第34条第1号該当
		変電所	電気事業法		○ 電力会社が設置するもの × 企業独自のもの	

法令	号	公益施設	根拠法令	設置者	具体例	備考
政令第21条	1	道路、一般自動車道、専用自動車道を構成する施設である建築物	道路法第2条第1項 道路運送法第2条第8項	道路管理者	○ 道路管理者の設ける駐車場、料金徴収所 × サービスエリア内の売店	
	2	河川を構成する建築物	河川法第3条	河川管理者	○ 河川管理施設—河川管理事務所、ダム、水門、せき等	
	3	公園施設である建築物	都市公園法第2条第2項 同法施行令第5条	公園管理者	○ 休憩所、野営場、野球場、運動場、プール、植物園、音楽堂、売店、軽飲食店、管理事務所等	
	4	鉄道事業法の索道および軌道法の軌道または無軌道電車の用に供する建築物	鉄道事業法第2条第1項 同条第5項 軌道法	大臣許可を受けた者	○ 停車場、信号所、車庫、詰所、車両等の修理場、機械等の保管倉庫	
	5	石油パイプライン事業法に規定する建築物	石油パイプライン事業法第5条第2項第2号		○ 石油輸送施設、タンク、圧送機	

法令	号	公益施設	根拠法令	設置者	具体例	備考
政令第21条	6	一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)もしくは一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をするものに限る)の用に供する建築物	道路運送法第3条第1号イ 貨物自動車運送事業法第2条2項(同条第6項)	大臣免許	○ 車庫、整備工場、バス停留所、貨物積下し場、待合所、営業所、荷扱い所、休憩・睡眠施設 × 貸切バスの車庫等	近畿運輸局に施設の確認が必要
		一般自動車ターミナルを構成する建築物	自動車ターミナル法第2条第5項	大臣免許	○ 一般路線自動車ターミナル、管理事務所 × 一般貸切旅客、特別積合せ運送をしないもの、寮、福利厚生施設	
	7	港湾施設である建築物	港湾法第2条第5項	港湾管理者	○ 荷さばき施設、旅客施設(旅客乗降場、待合所、手荷物取扱所)、保管施設(倉庫、危険物置場、貯油施設)、港湾厚生施設(船舶乗組員、労務者のための休泊所、診療所)	
	8	漁港施設である建築物	漁港漁場整備法第3条	地方公共団体、水産業協同組合一 大臣許可	○ 漁船漁具施設、補給施設(給油施設)、漁獲物の処理、保蔵および加工施設、船舶修理施設、船員厚生施設(宿泊所、診療所)	
		海岸保全施設である建築物	海岸法第2条第1項	海岸管理者	○ 海岸保全区域内にある海水の侵入または海水による浸食防止施設—堤防、突堤等、管理施設	
	9	公共用飛行場に建築される飛行場の機能確保もしくは飛行場利用者の利便確保に必要なもの、または航空保安施設で公共の用に供する建築物	航空法第2条第4項	大臣許可	○ 格納庫、整備工場、ターミナル(乗降場、送迎デッキ、待合所、切符売場、食堂)、航空保安施設、修理工場、管理事務所、燃料貯蔵施設	
	10	気象、海象、地象、洪水の観測、通報のための建築物	気象業務法		○ 測候所、地震観測所、気象台、天文台、予報・警報施設	建築主体は公共団体
	11	日本郵便株式会社が行う郵便の業務の用に供する建築物	日本郵便株式会社法第4条第1項第1号	日本郵便株式会社	○ 郵便の業務の用のみに供する施設 × 郵便の業務以外(銀行、保険等)の用にも供する施設	

法令	号	公益施設	根拠法令	設置者	具体例	備考
政令第21条	12	認定電気通信事業者がその事業の用に供する建築物	電気通信事業法第120条第1項	認定電気通信事業者 －大臣許可	○ 認定電気通信事業施設	
	13	放送事業の用に供する放送設備である建築物	放送法	放送事業者	○ 放送局、無線局、通信施設、送信補助施設	
	14	電気事業の用に供する電気工作物を設置する施設である建築物	電気事業法第2条第1項第9号、第16号	電気事業者 －大臣許可	○ 一般電気事業（一般の需要に応じて電気供給する）および卸電気事業（一般電気事業者への供給）のための発電所、変電、送電、配電所 × 事務所・サービスステーション、特定規模電気事業用電気工作物等（法2条第1項第7号）	
		ガス工作物を設置する施設である建築物	ガス事業法第2条第13項（同条第1項（一般ガス事業）、同条第3項（簡易ガス事業）に限る）	ガス事業者 －大臣認可 または経済産業局長許可	○ 一般ガス事業および簡易ガス事業のためのガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、配送、圧送、制圧設備 × 事務所、サービスステーション、大口ガス事業のための施設	
	15	水道事業もしくは水道用水供給事業の用に供する水道施設である建築物	水道法第3条第2項、第4項、第8項	水道事業者、水道用水供給事業者 －大臣認可	○ 一般需要者に対する供給、水道事業者への用水供給のための取水、貯水、浄水、導水、送水、配水施設 × 事務所	
	16	工業用水道施設である建築物	工業用水道事業法第2条第6項	工業用水道事業者 －大臣許可	同上	
		公共下水道、流域下水道もしくは都市下水路の用に供する施設である建築物	下水道法第2条第3号、第4号、第5号	地方公共団体 －大臣認可	○ 終末処理場、ポンプ場、汚水処理施設、下水処理施設、放水施設	
		水害予防組合が水防の用に供する施設である建築物		水害予防組合	○ 水防用倉庫	
	17	図書館の用に供する施設である建築物	図書館法第2条第1項	国、地方公共団体、日本赤十字社、民法第34条	○ 地方公共団体、日本赤十字社および民法法人が設置する図書館	
		博物館の用に供する施設である建築物	博物館法第2条第1項		○ 地方公共団体、日本赤十字社、民法法人、宗教法人および日本放送協会が設置する博物館	

法令	号	公益施設	根拠法令	設置者	具体例	備考
政令第21条	18	公民館の用に供する施設である建築物	社会教育法第20条	市町村 民法第34条に規定する法人	○ 公民館	法第34条第1号該当
					× 集落設置の集会所、地区、町内会が設置する公民館	
	19	公共職業能力開発施設ならびに職業能力開発総合大学校である建築物	職業能力開発促進法第15条の6第3項、同法第27条第1項	国、地方公共団体、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構	○ 職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校 ○ 職業能力開発総合大学校 × 事業内職業訓練所（共同作業訓練所）	
	20	火葬場である建築物	墓地、埋葬等に関する法律第2条第7項	知事許可	○ 火葬場（位置について建築基準法第51条の制限がある。） × 墓地、ペット霊園処理場	
	21	と畜場である建築物	と畜場法第3条第2項	知事許可	○ とさつ解体施設	
		化製場・死亡獣畜取扱場である建築物	化製場等に関する法律第1条第2項、第3項	知事認可	○ 化製場 ○ 死亡獣畜取扱場 × 魚介類および鳥類の処理場	
	22	公衆便所、し尿処理施設またはごみ処理施設である建築物	廃棄物の処理および清掃に関する法律		○ 市町村が設置する公衆便所、一般廃棄物処理施設（し尿処理施設またはごみ処理施設） × 産業廃棄物処理施設	
	23	浄化槽である建築物	浄化槽法第2条第1号		○ 浄化槽	
		卸売市場の用に供する施設である建築物	卸売市場法第2条第3項	中央卸売市場—大臣許可	○ 中央卸売市場	
			卸売市場法第2条第4項	地方卸売市場—知事許可	○ 地方卸売市場	
地方公共団体が設置する市場の用に供する施設である建築物			地方公共団体			
24	公園事業、都道府県立自然公園の建築物	自然公園法第2条第6号、第4号		○ 国立、国定公園の保護または利用に関する事業 県立自然公園のこれに相当する事業（宿舎、避難小屋、休憩所、案内所、公衆便所、救急施設、博物館、水族館、動物園等）		

法令	号	公益施設	根拠法令	設置者	具体例	備考
政令第21条	25	住宅地区改良事業により建築される建築物	住宅地区改良法第2条第1項	市町	○ 改良地区の整備および住宅の建設	改良地区は都市計画決定。なお、改良地区外は許可要
	26	国、都道府県等、市町村、市町村がその組織に加わっている一部事務組合もしくは広域連合または市町村が設置団体である地方開発事業団が設置する研究所、試験所その他の直接その事務または事業の用に供する建築物	地方自治法 消防法 浄化槽法		○ 不特定多数の者の利用に供するため、市が条例に基づき設置し、市が管理運営する建築物（指定管理者が市の許可を得て設置する場合を含む。） （研究所、試験所、体育館、美術館、公会堂、義務教育共同給食センター、消防水利施設、農林漁業集落排水事業の用に供する施設、農村環境改善センター、働く婦人の家） × 公営住宅、競輪場、学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校の用に供する施設、社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設、更生保護事業法による更生保護事業の用に供する施設、医療法に規定する病院、診療所、助産所の用に供する施設、多数の者の利用に供する庁舎、宿舍	
	27	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が業務の用に供する施設である建築物	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法第17条第1項第1号から第3号	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	○ 日本原子力研究開発機構がその業務の用に供する施設である建築物	
	28	独立行政法人水資源機構が設置する水資源開発施設である建築物	独立行政法人水資源機構法第2条第2項	独立行政法人水資源機構	○ ダム、水位調節施設等水源の開発施設	
	29	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が業務の用に供する施設である建築物	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第18条第1項第1号から第4号	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	○ 宇宙航空研究開発機構がその業務の用に供する施設である建築物	

法令	号	公益施設	根拠法令	設置者	具体例	備考
政令第21条	30	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が業務の用に供する施設である建築物	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第1項第1号	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構		
			非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第11条第3号	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構		

3 都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業の施行として行う開発行為（法第 29 条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号）

各号はそれぞれ都市計画法、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）、都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）、大都市地域における住宅および住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）および密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）において都市計画上、十分な監督の下に行われるので適用除外とされた。

（1）土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業については、

- ア 地方公共団体、公団等の施行するもの：第 4 号該当として施行される都市計画事業
- イ 個人施行および会社施行等のもの：第 5 号、第 6 号、第 7 号のいずれかに該当する各事業
- ウ 個人施行のもの：第 8 号に該当する事業

【注意事項】

- 1 市街化調整区域内で、個人施行および組合施行の土地区画整理事業として行われる開発行為は第 34 条各号の一に該当しなければ認可されない。
- 2 第 5 号、第 6 号、第 7 号および第 8 号の規定により適用除外となるのは、土地区画整理事業等そのものとして行う開発行為であるので、事業の完了後に土地の所有者等が別個に開発行為（2 次造成等）を行う場合は、開発許可を要する。事業完了後とは、換地処分公告後とする。換地処分後の宅地以外の土地の場合について、開発行為に該当するものについては、開発許可が必要である。なお、換地処分公告までは、土地区画整理法で対応するものとする。

4 公有水面埋立法により埋立した土地で工事しゅん工の告示がないものにおいて行う開発行為（法第 29 条第 1 項第 9 号）

本号は公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 23 条の規定によって、同法第 22 条第 2 項の告示がなされるまでの間、埋立地の使用について都道府県知事の許可を受けるべきものとされているので適用除外とされた。

〔参考〕 公有水面埋立法抜粋

（竣功認可の手続）

第 22 条 埋立の免許を受けたる者は埋立に関する工事竣功したるときは遅滞なく都道府県知事に竣功認可を申請すべし。

2 都道府県知事、前項の竣功認可を為したるときは遅滞なく其の旨を告示し、且つ地元市町村長に第 11 条又は第 13 条の 2 第 2 項の規定に依り告示したる事項及び免許条件を記載したる書面並びに関係図書の写を送付すべし。

（竣功認可の告示前の埋立地の使用）

第 23 条 埋立の免許を受けたる者は、前条第 2 項の告示の日前に於て埋立地を使用することを得、但し、埋立地に埋立に関する工事用に非ざる工作物を設置せむとするときは、政令を以て指定する場合を除くの外、都道府県知事の許可を受くべし。

5 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為（法第 29 条第 1 項第 10 号）

本号は、応急措置として早急に行う必要がある場合であって、やむを得ないと認められるので適用除外とされた。

6 通常の管理行為、軽易な行為（法第 29 条第 1 項第 11 号）

（1）仮設建築物等の建築の用に供する目的で行う開発行為（政令第 22 条第 1 号）

ア 仮設建築物

（ア）建築基準法第 85 条第 2 項にいう工事を施行するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物をいう。ただし、当該工事期間中のみ使用する仮設建築物に限る。

（イ）建築基準法第 85 条第 6 項にいう仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物をいう。ただし、1 年以内の期間または特定行政庁が必要と認める期間について建築基準法第 85 条第 7 項の許可が必要である。

- イ 土木事業その他の事業に一時的に使用するための第一種特定工作物
上記仮設建築物に準じ取扱うものとする。ただし、当該事業の工事期間中のみ使用する仮設建築物に限る。

(2) 車庫、物置等の附属建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為（政令第22条第2号）

ア 附属建築物

既存建築物の補助的意味をもち、用途上不可分な建築物をいう。

(ア) 車庫

(イ) 物置

(ウ) 専用住宅の離れ（既存敷地に接続しているものに限る。）

イ 附属建築物の規模

延床面積は50㎡以内とする（ただし、既存建築物の規模とのバランスを考慮して適切な規模とする。）。

ウ 開発行為の位置および敷地規模

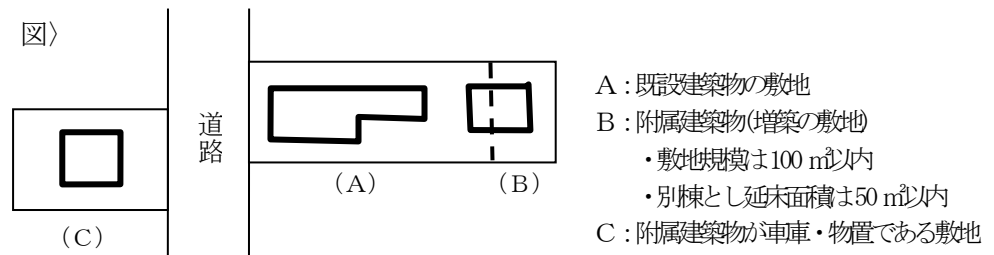
(ア) 位置

既存建築物の敷地に接続していること（ただし、車庫、物置については、土地利用上の実情あるいは敷地規模等に照らし、適切に判断すること。）。

(イ) 敷地規模

100㎡以内とする。

〈例 図〉



(3) 建築物の増築または特定工作物の増設で、当該増築に係る床面積の合計が10㎡以内であるものの用に供する目的で行う開発行為（政令第22条第3号）

本号は、建築基準法による確認の手續も要しないような小規模な行為であるので、適用除外とされた。

ア 開発行為の位置および敷地規模

(ア) 位置・・・既存建築物の敷地に接続していること。

(イ) 敷地規模・・・30㎡以内とする。

(4) 建築物の改築で用途の変更を伴わないものまたは特定工作物の改築の用に供する目的で行う開発行為（政令第22条第4号）

本号は従前の敷地において、従前の建築物等とほぼ同一の規模、構造の建築物等を建築するものであるので、用途の変更を伴わない改築は、従前の利用形態が変わるものでないということから適用除外とされた。

ア 開発行為の敷地規模

従前の敷地規模を原則とするが、敷地増は30㎡以内とする。

イ 建築物等の改築

第2章のIV、V参照

(5) 建築物の改築で当該改築に係る床面積の合計が10㎡以内であるものの用に供する目的で行う開発行為（政令第22条第5号）

建築基準法による確認の手續も要しないような小規模な行為であるので適用除外とされた。

ア 開発行為の位置および敷地規模

(ア) 位置・・・既存建築物の敷地に接続していること。

(イ) 敷地規模・・・30㎡以内とする。

(6) 市街化調整区域内居住者の自営する日常生活物品の販売店舗等で延床面積 50 m²以内のもの
用に供する目的で行う開発行為で、その敷地規模が 100 m²以内であるもの(政令第 22 条第 6 号)

本号は、法第 34 条第 1 号に規定する開発行為のうち、さらに開発行為の主体、立地、業種
および規模を限定して適用除外とされた。

ア 開発行為の主体

(ア) 当該開発区域周辺の市街化調整区域に居住している者が自営する者に限る。

(イ) 単に住民登録をしているだけでなく、生活の根拠を有している者に限る。ただし、貸店
舗等は該当しない。

イ 立地

既存集落の区域(旧法第 34 条第 10 号イの開発行為に係る区域を除く。)または社会通
念上これに隣接すると認められる区域に限る。

ウ 業種 「日本標準産業分類」参照

「日常生活に必要な物品の販売、加工、修理等」の業務に限る。

ただし、法第 34 条第 1 号にいう「その他これらに類するもの」の規定がないので理容
業、美容業の「物品」にかかわらないサービス業等は該当しない。

エ 規模

(ア) 建築物の規模

a 延床面積が 50 m²以内とする。

ただし、線引き後において、同一敷地内に 2 以上の建築物を新築する場合または増
築する場合、その延床面積の合計が 50 m²以内とする。

b 本号に該当する業務の部分が床面積の 50%以上であること。

(イ) 敷地規模・・・100 m²以内とする。

7 開発行為または建築に関する証明書等の交付(省令第 60 条第 1 項)

省令(開発行為又は建築に関する証明書等の交付)

第 60 条

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項(同法第 88 条第 1 項 又は第 2 項において
準用する場合を含む。)又は第 6 条の 2 第 1 項(同法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する場
合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第 29 条第 1 項若し
しくは第 2 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 41 条第 2 項、第 42 条、第 43 条第 1 項又は第 53 条第 1 項の規
定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事(指定都市等における場合にあつては当
該指定都市等の長とし、法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 41 条第 2 項、第
42 条又は第 43 条第 1 項の事務が地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 17 の 2 第 1 項の
規定により市町村が処理することとされている場合又は法第 86 条の規定により港務局長に委任さ
れている場合にあつては当該市町村の長又は港務局長とする。)に求めることができる。

建築基準法第 6 条第 1 項または第 6 条の 2 第 1 項の規定による建築確認済証の交付を受けようとする
者は、その計画が法第 29 条第 1 項、同条第 2 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 41 条第 2 項、第 42 条、
第 43 条第 1 項または第 53 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付を米原市長に求め
ることができる。

交付請求は「都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明書の交付請求書」(様式 29)
により請求するものとし、各該当条項に応じた図書を添付して正、副の 2 部を本市都市計画課に提出
すること。なお、請求時には、米原市手数料条例に基づく手数料(4,000 円)が必要となる。

(1) 「都市計画法に適合することを証する書面」の取扱いについて

特定行政庁(滋賀県)内での都市計画法に適合することを証する書面の必要な敷地規模およびその
書面については以下のとおりとする。

【市街化区域】(1,000 m²以上の敷地に限る。)

(ア) 新築の場合

① 都市計画法第 29 条または第 35 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可書の写し

② ①以外については、都市計画法施行規則第 60 条第 1 項の規定に基づく証明書

(イ) 新築以外の場合

- ① 都市計画法第 29 条または第 35 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可証の写し (1,000 m²以上の敷地増の場合に限る。)
- ② ①以外については、都市計画法施行規則第 60 条第 1 項の規定に基づく証明書

【市街化調整区域】 (全ての敷地)

- ① 都市計画法第 29 条、第 35 条の 2 第 1 項、第 42 条または第 43 条の規定に基づく許可証の写し
- ② ①以外については、都市計画法施行規則第 60 条第 1 項の規定に基づく証明書

【非線引き都市計画区域】 (1,000 m²以上の敷地に限る。)

(ア) 新築の場合

- ① 都市計画法第 29 条、第 35 条の 2 第 1 項または第 42 条の規定に基づく許可証の写し
- ② ①以外については、都市計画法施行規則第 60 条第 1 項の規定に基づく証明書

(イ) 新築以外の場合

- ① 都市計画法第 29 条または第 35 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可証の写し (1,000 m²以上の敷地増の場合に限る。)
- ② ①以外については、都市計画法施行規則第 60 条第 1 項の規定に基づく証明書

【都市計画区域外】 (10,000 m²以上の敷地に限る。)

(ア) 新築の場合

- ① 都市計画法第 29 条、第 35 条の 2 第 1 項または第 42 条の規定に基づく許可証の写し
- ② ①以外については、都市計画法施行規則第 60 条第 1 項の規定に基づく証明書

(イ) 新築以外の場合

- ① 都市計画法第 29 条または第 35 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可証の写し (10,000 m²以上の敷地増の場合に限る。)
- ② ①以外については、都市計画法施行規則第 60 条第 1 項の規定に基づく証明書

(2) 都市計画法施行規則第 60 条に基づく適合証明書交付申請図書

該当条文 図書名	法第 29 条第 1 項					法第 41 号	法第 42 号	法第 43 条					畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律	備考					
	許可済	開発行為が無いもの	開発許可を要さないもの	第 2 号	第 3 号～第 10 号	第 11 号	第 2 項 (許可済)	第 1 項 (許可済)	第 2 項 (協議済)	第 1 項 (線引前からの建物)	29 条第 1 項第 2 号該当	29 条第 1 項第 3 号該当			第 1 項 (許可済)	第 1 号・第 4 号	第 2 号・第 3 号	第 5 号	
交付請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	様式 29	
計画説明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
位置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
現況図	○	○	○		※	※		○	○	○			○			※	○		
土地利用計画図(配置図)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
横断面図	※	※	○		※			※	※	※			※				※	土地の造成が全く無い場合は、土地利用計画図にその旨を記載することで省略可	
建築平面図・立面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
土地の登記事項証明書	※	○	○	○	○	○		※	※	○	○	○	※	○		○	○	既存建物の建築確認済証があり、計画区域の増加がない場合は不要	
土地の公図の写し	※	○	○	○	○	○		※	※	○	○	○	※	○		○	○		
求積図	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	※		○	○		
都市計画法に適合する旨の建築物敷地調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	様式 30	
現況写真	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	申請者以外が手続を行う場合は必要(押印必要)	
その他市長が必要と認める書類	農林漁業従事者である旨の証明書等				○							○						農林漁業従事者である旨の証明書または農地転用許可書の写しの添付が必要(農地転用許可日から期間が経っている場合は農業者従事者の証明書が必要)	
	農地転用許可書の写し等				○							○						現住居地以外の敷地で農林漁業者用住宅等を新築する場合に必要	
	現住居の処分方法、利用計画				○			※			○		※						
	建築物の使用説明書、法令等に基づく施設の設置根拠および法人等の位置付けの分かる図書、補助金等の交付要領等					○									○		○		許可不要の公益施設等の新築時に必要
	その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	開発許可証・検査済証、建築確認済証の写、建物の登記事項証明書、他法令の許認可証、り災証明書等

(3) 都市計画法施行規則第 60 条に基づく適合証明書交付申請図書作成要領

■ 共通必要書類（添付順序どおり整理し添付すること。）

添付 順序	名 称 等	摘 要
1	都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明書の交付請求書 [様式 29]	<input type="checkbox"/> 日付は、提出日に記入すること。 <input type="checkbox"/> 土地の所在は、字名まで登記事項証明書のとおり記入すること（敷地内の地番は、全て記入すること。筆数が多い場合は、「〇〇番外〇筆」とし、別紙に全ての地名、地番を記入し添付すること。） <input type="checkbox"/> 地目は、登記地目を記入すること（筆数が多い場合は、別紙に全ての地目を記入し、添付すること。） <input type="checkbox"/> 敷地面積は、実測面積を記入すること。なお、建築基準法により道路後退を要する場合は、道路後退前面積（全体面積）と道路後退後面積を併記すること（小数点 3 位以下切捨て、小数点 2 位まで記入）。 <input type="checkbox"/> 建築物等の構造および規模欄は、計画建築物の棟別に記入すること。 ※建築物単位の用途を記入の際、主用途を明確にすること。 （記入例）農家住宅と用途上不可分な離れの場合「農家住宅の離れ」併用建物の場合（主が住宅で従が車庫）「専用住宅の車庫」 <input type="checkbox"/> 代理者の連絡先は、電話番号および F A X 番号またはメールアドレスを記入すること。 <input type="checkbox"/> 区域区分欄は、該当する <input type="checkbox"/> にチェックを記入すること。 <input type="checkbox"/> 都市計画法該当条項には、該当する都市計画法の条項を記入すること。
2	計画説明書	<input type="checkbox"/> 建築計画の概要を記入すること。 <input type="checkbox"/> 都市計画法に基づく許可を要しない理由を記入すること。 <input type="checkbox"/> 申請者が連名となる場合は、その理由を記載すること。
3	位置図 [1/2500～1/10000]	<input type="checkbox"/> 申請区域を着色すること。 <input type="checkbox"/> 方位を明示すること。
4	現況図 [1/500 以上]	<input type="checkbox"/> 方位を明示し、申請区域界を赤線で明示すること。 <input type="checkbox"/> 境界線名を明示すること。 <input type="checkbox"/> 隣接する道路・河川名・道路幅員および建築基準法による道路区分等を明示すること。 <input type="checkbox"/> 除去する建築物は、「除去」等その旨分かるように明記すること。 <input type="checkbox"/> 既設建築物がある場合は、既設建築物の構造（〇造〇階建）、規模（建築面積・延床面積・最高高さ）、用途および建築確認番号を明示すること。
5	土地利用計画図 （配置図） [1/500 以上]	<input type="checkbox"/> 方位を明示すること。 <input type="checkbox"/> 申請区域は赤線で明示すること。 <input type="checkbox"/> 境界線名を明示すること。 <input type="checkbox"/> 隣接する道路・河川名・道路幅員および建築基準法による道路区分等を明示すること。 <input type="checkbox"/> 道路後退がある場合は、道路後退線を明示すること。 <input type="checkbox"/> 予定建築物の構造（〇造〇階建）、規模（建築面積・延床面積・最高高さ）および用途を記入すること。 <input type="checkbox"/> 既設建築物がある場合は、既設建築物の構造（〇造〇階建）、規模（建築面積・延床面積・最高高さ）、用途および建築確認番号を明示すること。 <input type="checkbox"/> 横断面図の横断箇所を記入すること。 <input type="checkbox"/> 土地の造成行為が全くないため横断面図を省略した場合は、造成行為が全くない旨を明示すること。
6	横断面図 [1/100 以上]	<input type="checkbox"/> 境界、構造物等を記入すること。 <input type="checkbox"/> 現況地盤高および計画地盤高を記入すること。 <input type="checkbox"/> 断面は予定建築物を 2 方向通る位置とし、予定建築物を明示すること。 <input type="checkbox"/> 土地の造成行為が全くない場合は、土地利用計画図にその旨を記載することで省略できる。

添付 順序	名称等	摘 要
7	建築平面図・立面図	<input type="checkbox"/> 建築面積、延床面積を明示すること。 (既設建築物がある場合は、既設建築物についても記入すること。) <input type="checkbox"/> 面積表を明示し、その根拠が分かるように記載すること。 <input type="checkbox"/> 立面図に最高高さを明示すること。
8	土地の登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 証明を受けようとする全ての土地の証明書(原本)を添付すること。 <input type="checkbox"/> 申請時点から3か月以内のものを添付すること(土地の状況によって閉鎖登記簿謄本の添付が必要な場合がある。) <input type="checkbox"/> オンライン登記情報提供サービスによる登記情報も可とするが、その旨記入し、調査年月日および調査者名を記入すること。 <input type="checkbox"/> 既存建築物の建築確認済証があり、従前の敷地より敷地面積の増加がない場合は省略できる。(公図についても同様) <input type="checkbox"/> 土地の登記事項証明書および公図を省略する場合は次の書類を添付すること。 ・直近の建築確認済証 ・建築確認申請図書(第1面から第3面、配置図)
9	土地の公図の写し	<input type="checkbox"/> 法務局備付け図面の写しに、申請地および隣接地の地目、所有者名を記入すること。 <input type="checkbox"/> 調査日(3か月以内)、調査者名を記入すること。 <input type="checkbox"/> 申請区域を着色し、法定外公共物を里道は赤色、水路は水色に着色すること。 <input type="checkbox"/> オンライン登記情報提供サービスによる公図も可とするが、その旨記入し、公図が所在する法務局名、調査年月日および調査者名を記入すること。 <input type="checkbox"/> 既存建築物の建築確認済証がある場合で従前の敷地より敷地面積の増加がない場合は省略できる。(登記簿についても同様)
10	求積図 ※座標法、三斜法により求積	<input type="checkbox"/> 証明区域の丈量を明記すること。 <input type="checkbox"/> 求積表を明記すること。 <input type="checkbox"/> 道路後退が必要な場合は、道路後退前後の面積が分かるようにすること。
11	都市計画法に適合する旨の建築物敷地調査 [様式30]	<input type="checkbox"/> 敷地の地名地番欄は、字名まで登記事項証明書のとおり記入し、筆数が多い場合は、「○○番外○筆」で可とする。 <input type="checkbox"/> 都市計画区域および区域決定年月日は、所在地によって異なるため、必ず事前に都市計画課に確認すること。 <input type="checkbox"/> 敷地の変遷は、証明区域の土地の経過(敷地の新設・増設、土地の分合筆等)について記入し、証明区域が都市計画に基づく開発許可を要しないことが判断できるようにすること。 <input type="checkbox"/> 建築物の変遷は、棟別に建築物の新設・増設の変遷を記入するとともに、計画建築物および解体予定建築物についても記入すること。なお、延床面積の合計値には解体予定建築物を算入しないこと。
12	現況写真	<input type="checkbox"/> 証明区域の範囲を赤線で明示すること。 <input type="checkbox"/> 撮影方向が分かるよう図面で明示すること。 <input type="checkbox"/> 撮影年月日を明記すること。
13	委任状	<input type="checkbox"/> 申請者以外が手続する場合は、代理人の住所、会社名、氏名、連絡先、委任事項を記入し、申請者の住所・氏名の記入および捺印をすること(様式は任意)。
14	その他市長が必要と認める図書	<input type="checkbox"/> 個別に必要な書類Ⅰ～Ⅵに該当するものについて添付すること。 <input type="checkbox"/> 都市計画施設等の区域内の場合は、都市計画法第53条による許可書の写しを添付すること。

■個別に必要な書類（その他市長が必要と認める図書）

I 都市計画法第 29 条または第 43 条許可を受けた敷地等での増改築 【該当条項：法第 29 条第 1 項、法第 43 条第 1 項】		
1	都市計画法許可通知書の写し	<input type="checkbox"/> 計画が許可条件に合致していることが必要となる。 ※通知書の写しがない場合は、開発登録簿謄本の写しを添付すること。
2	既存建築物の建築確認の写し	<input type="checkbox"/> 直近の建築確認の写しなど関係書類を添付すること。 ※建築確認の写しがない場合は、建築確認の有無の報告書を添付すること。なお、その際には建築確認概要書の閲覧等の調査を行い、次の事項を漏れなく記載すること。 ・建築確認番号、確認年月日 ・申請者の住所、氏名 ・申請地地番 ・主要用途 ・建築区分 ・敷地面積 ・建築面積 ・延床面積

II 農林漁業者用住宅・農林漁業用倉庫等 【該当条項：法第 29 条第 1 項第 2 号】		
※農地転用を伴う場合は、農地転用許可書の写しを添付すること。農地転用を伴わない場合は、次の該当する証明書を添付すること（農地転用の許可日から期間が経っている場合は農業者証明書の添付が必要）。		
1	農業者証明書	<input type="checkbox"/> 農業委員会が発行する農業者である旨の証明書を添付すること（農業用倉庫の建築のときは、耕作（者）証明でも可）。
2	林業従事者証明書	<input type="checkbox"/> 所属する森林組合代表者発行の林業従事者証明、所得証明、就業の確認できる書類を添付すること。
3	漁業従事者証明書	<input type="checkbox"/> 所属する漁業組合代表者発行の漁業従事者証明、所得証明、就業の確認できる書類を添付すること。

III 公益施設 【該当条項：法第 29 条第 1 項第 3 号、法第 43 条第 1 項】		
(鉄道施設、都市公園施設、一般乗合旅客自動車運送事業、郵便業務施設、電気通信事業、放送事業、電気事業、水道事業、公共下水道事業、図書館、博物館、市が条例制定し管理運営する建築物等)		
1	事業計画書	<input type="checkbox"/> 建築物の用途、建築物の目的、根拠法令、補助金の有無、運営計画等を記入すること。共通必要書類の計画説明書と兼ねること可
2	施設の開設許可(認可)等の写し	<input type="checkbox"/> 根拠法令に基づく公益施設認可等の写しを添付すること。 ※建築後に認可等を受ける場合は、所管行政庁と調整が取れている旨を記載した報告書を添付すること。
3	申請者の資格証明	<input type="checkbox"/> 公益施設開設者の資格免許証、営業免許、法人定款等の写しを添付すること。

IV 都市計画事業、土地区画整理事業等により開発された土地での建築 【該当条項：法第 29 条第 1 項第 4 号～第 10 号、法第 43 条第 1 項第 1 号・第 2 号・第 4 号】		
1	事業認可書、事業者の発行する認可書等の写し	<input type="checkbox"/> 都市計画事業、区画整理事業等であることが確認できる事業認可書、事業者の発行する許可書等の写しを添付すること。 <input type="checkbox"/> その他市長が特に必要と認める資料を添付すること。

V 通常の管理行為、軽易な行為等による建築物		
【該当条項：法第 29 条第 1 項第 11 号、法第 43 条第 1 項第 3 号・第 5 号】		
※次に該当する行為①～④の必要書類（「第 3 章－Ⅱ－6 通常の管理行為、軽易な行為」による内容が確認できるもの）を添付すること。		
① 仮設建築物等の建築	事業工程表	<input type="checkbox"/> 仮設建築物の設置期間が確認できる事業の工程表を添付すること。
	仮設の許可書等	<input type="checkbox"/> 仮設建築物の建築に係る許可書等の写しを添付すること。
	誓約書	<input type="checkbox"/> 仮設期間終了後直ちに撤去する旨の誓約書を添付すること。
② 付属建築物の建築	既存建築物の平面図	<input type="checkbox"/> 既存建築物の状況の分かる平面図を添付すること。
	建築物の面積計算書	<input type="checkbox"/> 既存建築物、付属建築物の面積の算定根拠を示すこと。
③ 小規模な敷地拡大	敷地求積図	<input type="checkbox"/> 敷地拡大部分、既存部分に分けて求積すること。
	既存建築物の状況が分かるもの	<input type="checkbox"/> 既存建築物の平面図を添付し、面積の算定根拠を示すこと。
④ 小規模物販店舗等の建築	申請者の資格証明書等	<input type="checkbox"/> 販売店開設者の資格免許証、営業免許等の写しを添付すること。
	建築物の面積計算書	<input type="checkbox"/> 延床面積が 50 m ² 以下で、店舗等の部分が 50%以上であることが確認できる面積計算書を添付すること。

VI 既存の宅地で開発許可が不要である敷地内の建築物		
【該当条項：法第 29 条第 1 項、法第 43 条第 1 項】		
(市街化調整区域決定以前からの既存建築物の敷地、既存宅地確認を受けて建築された敷地、非線引き都市計画区域または都市計画区域外の開発許可制度適用前からの既存建物の敷地等)		
1	敷地の造成、建築の経過が分かる書類	<input type="checkbox"/> 既存建築物の建築確認の写し <input type="checkbox"/> 上記資料がない場合は、線引き以前の建物登記簿謄本もしくは航空写真証明を添付すること。

VII 許可を要する規模未滿の開発行為がある敷地内の建築物		
【該当条項：法第 29 条第 1 項】		
(市街化区域、非線引き区域で 1,000 m ² 未滿、都市計画区域外で 10,000 m ² 未滿の開発行為を伴う敷地)		
1	造成計画平面図	<input type="checkbox"/> 方位を明示すること。 <input type="checkbox"/> 申請区域は赤線で明示すること。 <input type="checkbox"/> 境界線名を明示すること。 <input type="checkbox"/> 切盛土部別に薄く着色し、凡例を明示すること。 (切土部－黄、盛土部－赤)。 <input type="checkbox"/> 現況図と対照可能な地点の計画地盤高を明示すること。 <input type="checkbox"/> 横断面図の横断箇所を記入すること。
2	開発許可を要する規模未滿であることがわかる書類	<input type="checkbox"/> 開発行為が性質の変更のみである場合は、土地の登記事項証明書等 <input type="checkbox"/> 形体の変更による開発行為がある場合は、開発行為がある（現況地盤高と計画地盤高の高低差が 50cm を超える）部分の丈量図等

※上記以外にも、証明に必要な書類の提出を求めることがある。

■その他留意事項

- 次の事項については、特定行政庁（滋賀県）と事前に協議を整えること。
 - 建築基準法の取扱いについて（接道、申請敷地内に既存建築物がある場合、その適法性等）
 - 滋賀県建築基準条例の取扱いについて（がけ地に近接する建築物、敷地と道路の関係等）
- 申請敷地内に農地が含まれる場合は、農地法の取扱いについて、市農業委員会事務局と事前に協議を整えること。
- 申請敷地内に里道・水路等の官地が含まれる場合は、市の所管部局と事前に協議を整えること。
- 公図と現況の整合性について、地番等の配置が整合しない場合は、周辺の土地の配置や所有状況等を調査の上、関係地権者と今後の処理対応も含めて事前に協議を整える（承諾を得る）こと。
- 各図面には作成者名を記入すること。
- 証明書交付後は、申請書の変更手続は行えない。変更する場合は、申請書を再提出する必要がある。申請に当たっては、他法令等への適合を十分確認すること。

※上記留意事項 1～4 の協議の結果報告が必要な場合は、計画説明書に記載すること。

Ⅲ 開発許可の特例（法第 34 条の 2）

本条は、国または都道府県等が行う開発行為については、当該国の機関または都道府県等と都道府県知事（本市においては市長）との協議が成立することをもって、開発許可を受けたものとみなされることとされている。

- ①国 ②都道府県 ③指定都市 ④中核市 ⑤特例市
- ⑥道府県知事の権限の属する事務の全部を処理することとされた市町村
- ⑦都道府県、指定都市、中核市、特例市もしくは上記⑥の市町がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合または港湾局
- ⑧都道府県、指定都市、中核市、特例市または上記⑥の市町が設置団体である地方開発事業団
- ⑨国、都道府県、指定都市、中核市、特例市もしくは上記⑥の市町が設置する住宅供給公社、土地開発公社

法第 34 条の 2 の協議に当たっては、原則として法第 33 条および第 34 条の基準に適合しているものであるものとする。ただし、第 34 条の立地要件は、市の計画に基づき、市長が市の施策上、特に必要と認めたものはこの限りでない。

また、協議が成立した開発行為については、許可を受けたものと同様に工事完了検査（第 36 条）、完了公告があるまでの建築制限（第 37 条）、開発行為の廃止届（第 38 条）等の規定が適用される。

※ 特殊法人改革等に伴う国みなし等の一覧は次を参照のこと。

ただし、随時関係法が新設および改正されるため、事案ごとに確認が必要である。

特殊法人改革等に伴う国みなし等の一覧（平成 29 年 7 月 31 日 開発許可制度運用指針）

名 称	設立期日	都市計画法			
		第 34 条の 2	第 35 条の 2	第 42 条	第 43 条
(独)都市再生機構	H16. 7. 1	○	○	○	○
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	H15.10. 1	○	○	○	○
日本下水道事業団	H15.10. 1	○	○	×	○
(独)空港周辺整備機構	H15. 7. 1	○	○	○	○
国立大学法人	H16. 4. 1	×	×	○	×
(独)国立高等専門学校機構	H16. 4. 1	×	×	○	×
国立研究法人森林総合研究所※	H28. 4. 1	×	×	○	×

○：「国みなし」を受けるもの ×：「国みなし」を受けないもの

※独立行政法人 森林総合研究所法附則第 13 条第 5 項に規定する承継事務を行う場合に限る。

Ⅳ 許可申請の手続（法第 30 条）

都市計画法第 29 条第 1 項または第 2 項の許可申請の手続については、省令および第 8 章「申請の手続」参照

V 設計者の資格（法第 31 条）

開発行為の設計については、開発行為に関する工事のうち、周辺に大きな影響を与えるおそれがあり、設計について専門的な能力を要すると考えられる 1 ha 以上の設計について下表の資格が必要である。

有資格者の設計によらなければならない工事の規模	設 計 者 の 資 格
開発規模 1 ha 以上 20ha 未満	イ 大学（短大を除く）を卒業後 2 年以上の実務経験者 ロ 昼間 3 年制短大卒業後、3 年以上の実務経験者 ハ 短大、高専または旧専門学校卒業後、4 年以上の実務経験者 ニ 高校または旧中学校卒業後、7 年以上の実務経験者 ホ 技術士法による本試験のうち国土交通大臣が定める部門に合格した者で 2 年以上の実務経験者 ヘ 1 級建築士で、2 年以上の実務経験者 ト 土木、建築、都市計画または造園に関する 10 年以上の実務経験者（宅地開発に関する 7 年以上の実務経験者）で国土交通大臣の認定する講習を修了した者 チ その他国土交通大臣の認める者 大学の大学院または専攻科（旧大学令による大学の大学院または研究科）で 1 年以上在学した後、1 年以上の実務経験者
開発規模 20ha 以上	上記のいずれかに該当する者で、20ha 以上の開発行為に関する工事の総合的な設計に係る設計図書を作成した経験者 国土交通大臣がこれと同等以上の経験を有する者と認める者

【備 考】

- 1 学校の修了課程は、正規の土木、建築、都市計画または造園に関する課程を修めて卒業した者
- 2 宅地開発に関する技術の経験とは、宅地造成工事の設計図書の作成または宅地造成工事の監理が該当する。
- 3 国土交通大臣が定める部門とは、建設部門、水道部門、衛生工学部門と定められている。

VI 許可または不許可（法第 35 条、第 79 条）

1 許可または不許可の通知（法第 35 条）

市長は開発許可の申請があったときは、遅滞なく許可または不許可の処分を行わなければならない。相当の期間の経過後も処分を行わない場合には、不作為の不服申立ての対象となる。

処分は必ず文書で申請者に通知しなければならない。書面によらない処分は無効である。

また、不許可の処分をするときは、なぜ不許可になったかを容易に判断できるように、その理由を具体的に明示しなければならない。

2 許可の条件（法第 79 条）

（1）都市計画上必要な条件

市長は許可に際して、法第 41 条の制限の指定および法第 79 条により都市計画上必要な条件を付することができる。

（2）防災上の措置

宅地造成に伴う災害は、工事施行中に多いことに鑑み、開発行為の適正な施行を確保するため次のような条件を付することができる。

ア 工事施行の時期および方法の制限

- （例）・雨期を避けること。
・着手場所の順序の制限
・公共施設整備の順序の制限
・工事管理者の設置

イ 工事施行中の防災措置

- (例) ・仮排水路の設置
- ・一時遊水施設および時期の指定

(3) 開発行為の廃止に伴う措置

法第 38 条の開発行為の廃止に伴う災害の防止および工事によって損なわれた公共施設の機能を回復するため、必要な条件を付することができる。

- ア 事業が途中で廃止される場合に、当然整備されるべきであった施設の不備によって発生することが予想される災害防止についての必要な措置であること。
- イ 既存の公共施設を廃止し、または、それによって必要な工事を行った場合等で、その事業が完成しないで途中で事業を廃止した場合に、損なわれた公共施設の機能回復についての必要な措置であること。

(4) 本市の許可条件

本条に基づき一定の許可条件（別紙）を付している。これは全ての開発行為に該当する一般許可条件であって、都市計画上および防災上支障を来すおそれのあるものは、その都度別途許可条件を付け許可している。

- (例) ゴルフ場等の大規模な場合：「防災工事を先行し完了確認後、本工事に着手すること。（確認とは、関係機関の現地立会を求め防災施設の検査を受けること。）」

一 般 許 可 条 件

(開発行為許可標識の設置)

- 1 開発区域の見やすい場所に都市計画法による開発行為許可標識（様式 27）を工事完了公告までの間設置しておくこと。

(着手届の提出)

- 2 この許可に基づく工事に着手する時は工事着手届出書（様式 12）に工程表を添付して市長に提出すること。なお、上記開発行為許可標識を掲示した個所を撮影した写真も添付すること。

(防災措置)

- 3 工事施行中は火災および災害による被害の防止のため、適切な措置を講ずるとともに工事関係者に周知徹底すること。なお、天候その他により災害の発生が予想される場合は、地区内を巡回する等警備体制を定め防災に努めること。
- 4 工事施行中は、交通上または危険防止のため必要な標識（工事標識、バリケード、保安赤色注意灯、保安ロープ等）を設置すること。

(公共施設の機能保全)

- 5 従前からある公共施設の廃止、付替等の工事施行に当っては、仮工事、部分施行等の手段により、交通、水利、排水等の機能停止や公害を生じないように配慮し施行すること。

(工事廃止に伴う措置)

- 6 この開発行為を中止し、または廃止する場合は、工事によって損なわれた公共施設の機能をすみやかに回復すること。

(報告等)

- 7 工事施行中、当初設計の予想と著しく異なる土質や地盤の場合には、その状況および対策につ

いて遅滞なく報告すること。

- 8 擁壁等の構造物の施工に当たっては、土質試験、地耐力試験を行い、その結果を検討し必要がある場合は、資料を添付して報告すること。

(工事の施行状況の記録)

- 9 工事施行に当たっては、次表に掲げる工事の当該部分の位置、構造寸法が設計図書に適合していることを確認できる施行状況の写真（撮影年月日およびその他必要な事項を記入）資料等を整備し、検査時に提示すること。

工事の種類	報告事項
擁壁工事	1 鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎および配筋の施工状況 2 練積造の擁壁の壁体の厚さ、胴込コンクリートの厚さ、裏込栗石の厚さの状況 3 擁壁の基礎幅、厚さの施工状況 4 水抜き穴、吸出防止材の施工状況
盛土工事	1 急傾斜面に盛土する場合における盛土前の段切りその他の措置の状況 2 暗渠排水管の施設の施工状況 3 地盤改良の状況および盛土材料とその転圧状況
道路工事	1 舗装工における路盤工および基層工ならびに表層工の各厚さの状況 2 道路側溝等の敷設状況
排水施設工事	1 排水路、排水柵の敷設状況、流末排水管の設置状況
貯水施設工事	1 根切りを完了したときの状況 2 躯体の配筋の状況
市長が指定する工事	

(完了届の提出)

- 10 この許可に基づく工事を完了したときは、速やかに工事完了届出書（様式 13）を市長に提出すること。

(建築制限)

- 11 許可を受けた土地においては、工事完了検査を受け完了公告があるまで、建築物を建築してはならない。

(その他)

- 12 上記のほか、この許可に基づく工事の施行については、法令や規則等を遵守するとともに工事の施行に当たって疑義を生じたときは、係員の指示を受けること。
13 許可工事等により生じた災害、苦情等は速やかに許可を受けたものが解決すること。
14 変更許可申請、完了届等の作成は別添作成要領に基づくこと。
万一遵守されない場合は、受付されないことがある。
15 開発区域を標示する境界プレート等を設置すること。

(法 41 条の制限の指定例)

- 16 予定建築物の形態は、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
(1) 建蔽率は 60%以下であること。
(2) 容積率は 100%以下であること。
(3) 高さは 10m以下であること。
(4) 1 mの壁面後退をすること。

Ⅶ 変更の許可等（法第 35 条の 2）

1 変更の許可（法第 35 条の 2）

開発許可を受けた者は、法第 30 条第 1 項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、市長の許可を受けなければならない。

適用対象となるのは、開発許可後から完了公告までの間である。

当初の開発許可の内容と同一性を失うような大幅な変更が行われる場合には、新たな開発許可が必要となる。

（1）その他の変更について（許可要）

- ア 予定建築物等の用途の変更
- イ 工事施行者の変更（工事施行者を審査しなければならない規模のもの）
- ウ 工区の変更（工区ごとに公共施設等技術基準を満たしていること。）

【注意事項】

軽微な変更該当する届出に係るものは除く。

（2）「自己用」から「非自己用」開発、「非自己用」から「自己用」開発への変更について

「自己用」開発で許可を受けて途中で「非自己用」開発（またはその逆）に変更する場合は、設計の変更該当せず従前の工事の廃止と新たな許可申請を要するものとして取り扱う。

- ア 「非自己用」開発→「自己用」開発
事前審査は必要なし。
- イ 「自己用」開発→「非自己用」開発
事前審査は必要

（3）予定建築物等の敷地の形状の変更で次に掲げるもの。

- ア 予定建築物等の敷地の規模の 1/10 以上の増減を伴うもの。
- イ 住宅以外の建築物等の敷地の規模の増加を伴うもので、当該敷地の規模が 1,000 m²以上のもの。

2 軽微な変更（法第 35 条の 2 第 3 項）

開発許可を受けた者は、次に掲げる軽微な変更をした場合においては、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（1）予定建築物等の敷地の形状の変更で前記（3）を除く。

軽微な変更は、あくまでも予定建築物等の敷地の形状変更を対象とするものであり、開発区域の増減を伴うものは変更許可が必要となる。

（2）工事施行者の変更

非自己用開発および自己業務用開発（1 ha 以上）については、工事施行者の変更は変更許可が必要となる。それ以外の開発では、軽微な変更として取り扱う。工事施行者の氏名もしくは名称または住所の変更は軽微な変更とする。

（3）工事の着手予定年月日または工事の完了予定年月日

当初許可に係る完了予定年月日から 6 か月以内の工期延伸については、届出を省略することができる。

（4）その他

- ア 当初申請の工法で、施工延長、施工位置等の変更が軽微と判断される場合（その判断は、個別に行うものとする。）
- イ 当初申請の工法で、新たな技術審査を必要とせず、材料を同等品以上に変更する場合

届出を必要とする場合において、その他の変更事項により変更許可を要する場合は、届出を省略し変更許可申請に含めて処理することとする。

【 例 示 】

擁壁の変更	宅認	→	宅認（他のメーカー）	: 届出
	宅認	→	宅認外	: 変更許可
	宅認外	→	宅認	: 届出
	宅認外	→	宅認外（他のメーカー）	: 変更許可
	重力式擁壁	→	L型擁壁（宅認）	: 変更許可
	L型宅認	→	重力式擁壁	: 変更許可
	L型宅認	→	端数処理のみの変更で市標準重力式擁壁	: 届出

など、審査を要するかどうかで判断するものとする。

※端数処理とは、施工延長が2.0m未満のものとする。

Ⅷ 工事完了検査（法第36条）

1 完了検査の時期

開発許可を受けた工事が次の段階に達したとき、許可を受けた者は工事完了届出書（様式13）および公共施設工事完了届出書（様式14）を提出して検査を受けなければならない。

- (1) 開発区域全部の工事を完了したとき。
- (2) 工区を分けて許可を受けたときは、工区の工事を完了したとき。
- (3) 公共施設の工事を完了したとき。

それぞれの完了部分が設計および許可に付した条件に適合しているか否かの検査を行う。この場合、排水管の埋設工事、水道の配管工事など埋設部分の施工に当たっては、随時、工事中の写真の提出を求めることができる。

水道に関しては、水道法またはこれに準ずる条例に基づく検査を受けることにより、本条の完了検査を受けたものとみなす。

2 完了公告

完了検査に合格すれば、速やかに検査済証を交付するとともに、当該工事が完了した旨を公告する。工事完了に伴う各種の法律効果（建築制限等の解除、公共施設の管理についての引継ぎ、土地の帰属変更など）は、完了検査ではなく公告があつて初めて生じることとなる。

3 検査の実施方法

開発許可の設計図書どおりその内容が適合しているかどうかを確認するものであり、実施に当たっては「滋賀県建設工事検査要領」および次の要領を基準として実施する。

【開発許可工事完了検査の要領】

- ① 検査員は、当該申請地の申請者、設計者、工事施行者、市開発担当職員、関係各課職員の立会を求め実施する。
- ② 検査員は、申請者に対し、工事施行写真により設計図書どおりの施行が確認できないものについては、事前に検査穴の掘削、抜き取り箇所をあらかじめ平面図等にて指示する。
- ③ 開発区域の位置、面積、形態が設計図書と整合しているか確認する。
- ④ 宅地面設計高、道路面、水路計画高等を任意に測定し、確認する。
- ⑤ 任意の街区を抽出し、区画数および区画面積を確認する。
- ⑥ 石積、ブロック積、コンクリート擁壁、柵工等の法止構造物を対象として、50m～100mごとに全高の2分の1程度の深さまで裏側を掘削し、躯体の厚さ、裏込栗石の厚さ、裏込コンクリートの打設状態、水抜施設の設置状況等の確認をする。
- ⑦ 石積、ブロック積、擁壁等が土圧および不良地盤による沈下、傾きや、亀裂について確認する。
- ⑧ 鉄筋コンクリート等構造物において鉄筋量が写真等で確認できない場合、一部解体し確認する。
- ⑨ 石積、ブロック積、擁壁等の根入れを確認する。
- ⑩ 土羽の法面、法面保護工等の勾配を確認する。
- ⑪ 法面等地下水の湧水による漏れ出し、雨水による洗掘状態を確認する。

- ⑫ 舗装については、道路延長 500m以内は 2 か所、500m以上は 300m以内に 1 か所以上コアを採取し、厚さを検測する
 - ⑬ 汚水排水管の漏水を点検する。
 - ⑭ 防災施設（調整池等）および安全柵等外周施設を確認する。
 - ⑮ 検査の結果、手直しおよび補強工事を指示する場合は、現地の状況等を十分検討し安全性を確保すること。
 - ⑯ 官民境界を受けた位置については、境界杭やプレート等での境界明示をしているか確認する。
 - ※ 上記事項が写真により明らかに、寸法、規格等が判断できる場合は、現地確認の掘削、抜き取りを省略することができる。
 - ※ 検査において、是正すべき指示事項については、処置結果の報告書を提出させ確認する。
- 提出書類**
- ・ 工事完了届出書（様式 13）
 - ・ 工事着工前全景写真とおよび完了後の対比全景写真（四方向から撮影したもの）（工事写真については、工事完了届出書と同時に提出のこと。）
 - ・ 分譲宅地にあつては確定測量図

IX 開発行為の廃止（法第 38 条）

許可を受けた開発行為に関する工事を廃止するときは、「開発行為に関する工事の廃止の届出書」（様式 16）を市長に提出しなければならない。

開発行為の廃止は、常に許可を受けた開発区域の全部について廃止することをいう。開発区域の一部を廃止しようとするときは、残りの部分の設計内容を変更の有無にかかわらず法第 35 条の 2 の規定による変更許可申請により処理する。

なお、工事をむやみに途中で廃止されると、その周辺の地域に溢水等の被害を及ぼしたり公共施設の機能を阻害したりするおそれがあるので、許可基準として、事業者の資力信用、工事施行者の工事能力を審査して工事の完成を期するとともに、許可の条件として万一廃止した場合の必要な措置を要求することができることになっている。

- 提出書類**
- ・ 廃止届（様式 16）
 - ・ 廃止理由書
 - ・ 廃止時の現況図（未着手の場合は不要）
 - ・ 廃止時の写真
 - ・ 廃止に伴う今後の措置計画書（特に災害防止計画を示す図書の添付を要するが未着手の場合は不要）

【開発許可後の進行管理】

工事完了予定年月日を過ぎてなお工事完了（工事着手含む）の届出がないものについては、進行状況、工事続行の意志等について法第 80 条に基づき報告を求める場合がある。

開発行為を廃止する意志がありながら廃止の手続をしない場合、または、工事完了の意志があるとしながらも、客観的にみて工事完了の意志ないし能力を欠いていると認められる場合等については、許可を取り消すことがある。

X 許可の承継（法第 44 条、第 45 条）

1 一般承継人（法第 44 条）

- (1) 一般承継人とは、相続人のほか、合併後存続する法人または合併により設立された法人を指す。
- (2) 一般承継人は、被承継人の有していた当該許可に基づく地位を当然引き継ぐ。
- (3) 許可に基づく地位とは、許可を受けたことによって発生する権利と義務の全てをいい、次のような事項がある。

- ア 適法に開発行為または第 43 条第 1 項の建築または建設を行い得る権能
- イ 公共施設の管理者等との協議によって定められている公共施設の設置、変更の権能
- ウ 法第 40 条第 3 項の費用の負担を求め得る権能

エ 工事完了、工事廃止の届出の義務

- (4) 一般承継のあったときは、その旨を市長に届出なければならない。
 - (5) 一般承継人に事業を継続する意志のないときは、前記(4)の届出とともに工事の廃止届を提出しなければならない。
- この場合、廃止に伴う許可の条件は当然履行しなければならない。

提出書類 ・地位承継届出書(様式17)

・承継の原因を証する書面

2 特定承継人(法第45条)

- (1) 特定承継人とは、開発許可を受けた者から開発区域内の土地の所有権等工事を施行する権原を取得した者である。
- (2) 一般承継人と異なり、特定承継人は市長の承認を得て地位を承継することができる。
- (3) 承認の判断は、適法に工事施行の権原を引き継いでいるかどうか、当初の許可どおりの行為を完了する能力を有しているかどうか等による。
- (4) 承認を与えない場合は、当初に許可を受けた者から廃止届を提出させる。

提出書類 ・地位承継承認申請書(様式18)

- ・承継の原因を証する書面(所有権、その他の権原を取得した書類)
- ・承継者の資力および信用等に関する書類(自己居住用および1ha未満の自己業務用を除く。)
- ・事業経歴書および法人にあっては法人の登記事項証明書
- ・他法令において地位を承継された書面(道路の占用、排水路に関する占用等)
- ・開発区域の権利者の同意
- ・周辺への説明の資料

XI 開発登録簿(法第46条、第47条)

1 開発登録簿の目的

開発許可制度では、開発行為を規制するとともに、建築行為または建設行為(法第37条、第41条、第42条)、用途の変更(法第42条)を規制することになっており、このため開発登録簿を備えることによって次の目的を達しようとするものである。

- (1) 一般の第三者に対して制限の内容を知らしめ、違反行為の防止を図ると同時に一般の第三者が土地の取得に際し、不測の損害を被ることのないようにその保護を図るため。
- (2) 建築基準法の確認に際して、開発許可との連携等の目的を果たすため。

2 登録の内容

開発登録簿は調書および省令第16条第4項の土地利用計画図から成り、次の内容を登録する。

- (1) 開発許可年月日
- (2) 予定建築物等の用途、敷地の規模
- (3) 公共施設の種類、位置および区域
- (4) その他開発許可の内容(許可該当条項)
- (5) 法第35条の2の規定に基づく変更の許可等の内容
- (6) 法第41条第1項の制限の内容
- (7) 法第44条および第45条の規定により開発許可に基づく地位を承継した者の住所および氏名
- (8) 土地の所在(開発区域に含まれる地域、地番)
- (9) 検査年月日、完了年月日および完了公告日
- (10) 法第41条第2項ただし書もしくは法第42条第1項ただし書の許可および法第42条第2項の協議成立の内容
- (11) 法第81条第1項の規定による処分により法第47条第1項各号に掲げる事項について変動を生じた内容

3 登録簿の調製

開発登録簿は、開発許可をしたときに作製し、以後登録内容に追加または変更を生じた都度調製し、常にその時点で最新の内容を正確に保存し、閲覧に供しなければならない。調製を要する時期として次のような時点がある。

- (1) 開発許可をしたとき（作製）
- (2) 変更許可をしたとき
- (3) 軽微な変更届を受理したとき
- (4) 監督処分をしたとき（処分に基づき登録内容に変動が生じた場合はもちろんのこと、変動のない場合も処分の経過を登録する。）
- (5) 許可を受けた者の変更のあったとき（地位承継）
- (6) 法第 41 条第 2 項ただし書、第 42 条第 1 項ただし書の許可等を与えたとき
- (7) 工事完了のとき
- (8) 廃止届のあったとき（閉鎖）

4 開発登録簿の閲覧・写しの交付（米原市開発登録簿閲覧等規則）

- (1) 登録簿閲覧所：米原市役所 都市計画課内（第 2 条）
- (2) 閲覧時間：午前 9 時～午後 4 時 45 分（休日を除く）（第 3・4 条）
- (3) 閲覧料：無料（第 6 条）
- (4) 閲覧の申込み：開発登録簿閲覧申請書（様式 31）に必要事項を記入し提出する（第 7 条）。
- (5) 閲覧上の注意（第 8 条）
 - ア 閲覧者は、指示された場所で閲覧し、閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。
 - イ 閲覧者は、閲覧所の職員の指示に従い、登録簿を丁重に扱わなければならない。
 - ウ 閲覧の停止または禁止（第 9 条）

次の場合は、閲覧を停止または禁止する。

 - ・規則に違反し、または課員の指示に従わないとき。
 - ・登録簿を汚損、き損またはそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 開発登録簿の写しの交付（第 10 条）
 - ア 開発登録簿謄本交付申請書（様式 32）に必要事項を記入し、提出する。
 - イ 交付手数料：米原市手数料条例により定める額（開発登録簿、土地利用計画図各 1 通につき 450 円（平成 25 年 4 月 1 日現在））。

米原市開発登録簿閲覧等規則

平成 18 年 2 月 1 日
規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 38 条第 2 項の規定に基づき、米原市開発登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第 2 条 登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)の場所は、まち整備部都市計画課内とする。

(閲覧時間)

第 3 条 登録簿の閲覧時間は、午前 9 時から午後 4 時 45 分までとする。

(閲覧所の休日)

第 4 条 閲覧所の休日は、米原市の休日を定める条例(平成 17 年米原市条例第 2 号)第 1 条第 1 項各号に規定する日とする。

(臨時休日等)

第 5 条 登録簿の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、または閲覧時間を変更することができる。

(閲覧料)

第 6 条 登録簿の閲覧は、無料とする。

(閲覧の申込み)

第 7 条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧申請書(様式第 1 号)に閲覧者の住所、氏名その他必要な事項を記入し、閲覧所の職員に申し込まなければならない。

(閲覧上の注意)

第 8 条 閲覧者は、登録簿を指示された場所で閲覧するものとし、閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

2 閲覧者は、閲覧所の職員の指示に従い、登録簿を丁重に扱わなければならない。

(閲覧の停止または禁止)

第 9 条 閲覧者が次の各号のいずれかに該当する場合は、閲覧を停止し、または禁止するものとする。

(1) この規則に違反し、または係員の指示に従わないとき。

(2) 登録簿を汚損し、き損し、またはそのおそれがあると認められるとき。

(登録簿の写しの交付申請)

第 10 条 登録簿の写しの交付を受けようとする者は、開発登録簿謄本交付申請書(様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。

付 則

この規則は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

付 則(令和 3 年 4 月 1 日規則第 39 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 8 年 4 月 1 日規則第 7 号)

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第4章 開発許可基準

I 開発許可の基準（法第33条、法第34条）

1 法第33条およびこれに基づく政令、省令に規定する基準

本条は、良好な市街地の形成を図るため宅地に一定の水準を保たせることをねらいとした、いわゆる技術基準であり、法第29条各項の規定により市長の許可が必要となる全ての開発行為に対して適用される（別冊「開発行為に関する技術基準」参照）。

2 法第34条に規定する市街化調整区域における開発行為の許可基準

市街化調整区域において行う開発行為について、その立地性を規制する面から定められた基準である。

第二種特定工作物は、法第34条の規制を受けない。

3 市街化区域の許可について

市街化区域は、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であるから、開発行為を規制してそれに必要な一定水準の施設を確保すれば足りる。法第33条ならびにこれに基づく政令、省令の基準は、開発行為を行おうとする者の整備すべき施設を規定したものであり、市街化区域内の開発行為についてはこれらの基準に全て適合すると認められるときは許可しなければならない。

4 市街化調整区域の許可について

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であるから、市街化調整区域の開発行為（第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為は除く。）は、法第34条各号のいずれかに該当しなければ許可できない。これら同条の各号は、

（1）スプロール化対策上支障のないもの

（2）これらを容認すべき特別の必要性の認められるもの

といった見地から定められている。従って、市街化調整区域内の開発行為は、法第33条に適合しなければならないのは当然であるが、これに加えて法第34条各号のいずれかに該当しなければ許可できない。

5 非線引き都市計画区域および都市計画区域外の許可について

これらの区域については、当初スプロール現象は激しくないとして、強力な私権の制限を伴う開発行為の規制等を行う必要性に乏しく、その効果もさして大きくないと考えられていたが、近年積極的な開発傾向が見受けられるようになり、これに伴って開発による溢水、土砂の流出等の災害や環境破壊等の乱開発の弊害がみられる。よって、これらの地域における一定規模以上の開発行為についても、災害の防止、環境の保全、都市的便益の確保等の観点から規制を行うこととし、市街地として最低限度の水準である法第33条関係の技術基準に適合するようにしたものであり、適合すると認められる場合は許可しなければならない。

II 技術的基準（法第 33 条）

1 許可基準の適用関係

表 4 - 1 開発目的別の適用基準

（○印適用、×印適用除外）

技術基準	建築物		第一種特定工作物		第二種特定工作物	
	非自己用	自己用	非自己用	自己用	非自己用	自己用
1 用途地域適合	○	○	○	○	○	○
2 道路等空地	○	居住用 × 業務用 ○	○	○	○	○
3 排水施設	○	○	○	○	○	○
4 給水施設	○	居住用 × 業務用 ○	○	○	○	○
5 地区計画等	○	○	○	○	○	○
6 公共公益施設	○	開発行為の 目的に照ら し判断	○	開発行為の 目的に照ら し判断	開発行為の 目的に照ら し判断	開発行為の 目的に照ら し判断
7 防災安全施設	○	○	○	○	○	○
8 災害危険区域の除外	○	居住用 × 業務用 ○	○	○	○	○
9 樹木・表土	○	○	○	○	○	○
10 緩衝帯	○	○	○	○	○	○
11 輸送施設	○	○	○	○	○	○
12 資力・信用	○	居住用 × 業務用小 × 業務用大 ○	○	小規模 × 大規模 ○	○	小規模 × 大規模 ○
13 工事施行者	○	居住用 × 業務用小 × 業務用大 ○	○	小規模 × 大規模 ○	○	小規模 × 大規模 ○
14 権利者同意	○	○	○	○	○	○

- 【注意事項】・道路等空地：第二種特定工作物については、政令第 25 条第 3 号に基づく道路の設置および政令第 25 条第 6 号、第 7 号に基づく公園等の設置は適用除外
- ・樹木・表土：政令第 23 条の 3 に基づき 1 ha 以上の規模について適用
 - ・緩衝帯：政令第 23 条の 4 に基づき 1 ha 以上の規模について適用
 - ・輸送施設：政令第 24 条に基づき 40ha 以上の規模について適用
 - ・資力・信用および工事施行者
 - ：業務用小および小規模とは、開発面積が 1 ha 未満の規模をいう。
 - 業務用大および大規模とは、開発面積が 1 ha 以上の規模をいう。
 - ・法第 33 条第 1 項第 1 号から第 10 号までは、別冊「開発行為に関する技術基準」を参照のこと。

2 道路等空地（法第 33 条第 1 項第 2 号）

（1）自己居住用開発と道路基準

自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とした開発行為については、本号の規定の対象とならないが、都市計画区域内においては、その敷地（開発区域）が建築基準法に基づく道路に接しなければ許可できない。

（2）都市計画決定された公共施設

開発区域内に道路、公園等その他の公共施設が都市計画決定されている場合には、それらの施設の整備を妨げることのないよう当該部分の空地の確保が原則条件となる。ただし、建築物を建築することがやむを得ない場合は、法第 53 条の申請に基づき法第 54 条の許可基準に該当することをもって、都市計画法に適合することとなる。

3 事業遂行の能力（法第 33 条第 1 項第 12 号、第 13 号）

（1）申請者の能力

第 12 号では、申請者に当該開発行為を完成させるために必要な資力および信用があることが要求されている。すなわち、事業計画どおりに当該事業を完成するために必要な資金調達的能力があるかどうか、過去の事業実績などから判断して、誠実に許可条件を遵守して事業を完成させ得るかどうかを確認することとする。

資力信用については、事業の規模との関連で相対的に定まるもので画一的にその基準を定めることはできないので、所要の書類の添付を求めて判断することとする。

（2）工事施行者の能力

第 13 号では、工事施行者に設計どおり工事を完成させるため必要な能力があることが要求されている。施行者の能力については、個々の申請内容によって工事の難易を考え、また、過去の工事実績などを勘案して、不良な工事施行者を除外するようにすべきであり、法人の登記事項証明書、事業経歴書、建設業の許可証明書等の書類の添付を求めて、判断することとする。

4 関係権利者の同意（法第 33 条第 1 項第 14 号）

開発行為を行おうとする土地または土地にある工作物、建築物について所有権などの権利を有している者の同意を得なければ、実質上計画どおりの工事が行えないことは明白である。

（1）権利者の範囲

「妨げとなる権利を有する者」とは、土地については所有権、永小作権、地役権、地上権、賃借権、質権、抵当権、先取特権（所有権移転請求権等）等を有する者のほか、土地が保全処分の対象となっている場合にはその保全処分をした者（裁判官）を含む。また、工作物（建築物を含む）については所有権、賃借権、質権、抵当権、先取特権（所有権移転請求権等）等を有する者のほか、土地改良施設がある場合にはその管理者が含まれる。

（2）相当数の同意

本号において「相当数の同意」を得ることで足りることとしているのは、許可が得られるかどうか不明の段階で全員の同意を必要とすることは、申請者に対して過大の経済的危険負担をかけるおそれがあるからである。

相当数の同意とは、次の全てを満たすものをいう。

（ア）上記（1）に掲げた権利を有する全ての者の 3 分の 2 以上

（イ）所有権を有する全ての者および借地権を有する全ての者のそれぞれの 3 分の 2 以上

（ウ）同意した者が所有する土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっている土地の地積との合計が土地の総面積と借地権の目的となっている土地の総面積との合計の 3 分の 2 以上

（開発許可制度運用指針 平成 29 年 7 月 31 日 I-5-9 参照）

ただし、本市では、開発許可申請に先立ち開発計画について事前審査制度を取り入れていることから、原則として開発許可を受けるまでに開発区域内の土地の全ての権利者の同意を得ることを許可要件としている。

5 その他

（1）防災関連施設の先行整備

山地等で段差が生じる造成地は 1 ha 以上、田畑等の平坦地は 5 ha 以上の宅地造成工事を行う場合は、道路河川等関係法令の許可に基づく施設、外周工作物 沈砂池および流末水路等の防災施設を完了した後において造成工事を行うこととする。

（2）分譲住宅、分譲宅地の開発許可申請者は、宅地建物取引業法に抵触しないように留意すること。

（3）一戸建分譲住宅地の面積の最低基準は技術基準に基づくこと。

工事完了公告後における区画数および区画面積の変更は給排水計画等の計画との整合が図れないため、原則として認めない。

（4）米原市開発行為等指導要綱の規定に基づき必要な施設を計画すること（公益施設、上水道、駐車場、緑地面積等）。

Ⅲ 市街化調整区域の許可基準（法第 34 条）

本条は、法第 33 条に加えて、市街化調整区域において行う開発行為について、その立地性を規制する面から定められた許可基準である（但し、第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為について本条の規定は適用されない。）。

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であるので、その開発行為は、「スプロール対策上支障のないもの」、「スプロール対策上支障があるがこれを容認すべき特別の必要性の認められるもの」といった見地から限定されている。したがって法第 34 条各号に該当するものでなければ許可されない。

都市計画法抜粋

第 34 条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第 2 種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手續が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

- 1 主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- 2 市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 3 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、当該特別の条件を必要とするため市街化区域内において建築し、又は建設することが困難なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 4 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で第 29 条第 1 項第 2 号の政令で定める建築物以外のものの建築又は市街化調整区域内において生産される農作物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為
- 5 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 9 条第 1 項の規定による公告があった所有権移転等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された同法第 2 条第 3 項第 3 号の権利に係る土地において当該所有権移転等促進計画に定める利用目的（同項第 2 号に規定する農林業等活性化基盤施設である建築物の建築の用に供するためのものに限る。）に従って行う開発行為
- 6 都道府県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となって助成する中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 7 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物または第一種特定工作物で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 8 政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は第一種特定工作物で、市街化区域で建築又は建設することが不適当なものとして政令で定めるものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為（政令第 29 条の 6）
- 8 の 2 市街化調整区域のうち災害危険区域等その他の政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内に存する建築物又は第一種特定工作物に代わるべき建築物又は第一種特定工作物（いずれも当該区域外において従前の建築物又は第一種特定工作物の用途と同一の用途に供されることとなるものに限る。）の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為（政令第 29 条の 7）
- 9 前各号に規定する建築物または第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当なものとして政令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為（政令第 29 条の 8）
- 10 地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 11 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であっておおむね 50 以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定

める基準に従い、都道府県の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの（政令第 29 条の 9）

12 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定められたもの（政令第 29 条の 10）

13 区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者で、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して 6 ヶ月に国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出た者が、当該目的に従って、当該土地に関する権利の行使として行う開発行為（政令で定める期間内に行うものに限る。）（政令第 30 条、省令第 28 条）

14 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為

米原市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例

平成 17 年 12 月 22 日
米原市条例第 347 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 34 条第 11 号および第 12 号ならびに都市計画法施行令(昭和 44 年政令第 158 号。以下「政令」という。)第 19 条第 1 項および第 36 条第 1 項第 3 号ハの規定に基づき、開発許可等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（政令第 19 条第 1 項ただし書の条例で定める開発行為の規模）

第 2 条 政令第 19 条第 1 項ただし書の規定に基づき条例で定める開発行為の規模は、米原東北部都市計画区域に限り、1,000 平方メートルとする。

（法第 34 条第 11 号の条例で指定する土地の区域）

第 3 条 法第 34 条第 11 号に規定する条例で指定する土地の区域(以下「指定区域」という。)は、次の各号のいずれにも該当すると認められる土地の区域のうち、市長が指定する土地の区域とする。

(1) 建築物の敷地相互間の距離が原則として 50 メートル以内で、おおむね 50 以上の建築物(市街化区域内に存するものを含む。)が連たんしている土地の区域であって、次のいずれにも該当するもの

ア 当該土地の区域の全部または一部が、市街化区域から 1 キロメートルの範囲内に存する土地の区域

イ 主要な道路が、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上または事業活動の効率上支障がないような規模で適当に配置されており、かつ、当該区域外の相当規模の道路と接続している土地の区域

ウ 排水路その他の排水施設が、当該区域内の下水を有効に排出するとともに、その排出によって当該区域およびその周辺の地域にいつ水等による被害が生じないような構造および能力で適当に配置されている土地の区域

(2) 当該土地の区域を指定区域とすることが、隣接し、または近接する市街化区域の計画的な市街化を図る上に支障がない土地の区域

(3) 政令第 29 条の 9 各号に掲げる区域および政令第 8 条第 1 項第 2 号ハまたはニに掲げる土地の区域に準ずる土地の区域(これらの区域およびその周辺の地域の状況等により開発行為を行うことに支障がないと認められる区域を除く。)を含まない土地の区域

2 市長は、指定区域の指定をしようとするときは、あらかじめ米原市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、指定区域を指定したときは、その旨および区域を告示しなければならない。

4 前 3 項の規定は、指定区域の区域の変更について準用する。

（環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途）

第4条 法第34条第11号に規定する開発区域およびその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として条例で定める予定建築物等の用途は、次の各号に掲げる建築物以外の用途とする。

- (1) 自己の居住の用に供する住宅（建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第2号に掲げるものを含む。）
- (2) 自己の居住の用に供する住宅以外の住宅（建築基準法別表第2（い）項第2号に掲げるものを含む。）であって、次のいずれにも該当するもの
 - ア 戸建てのもの
 - イ 賃貸を目的とした住宅でないもの
 - ウ 開発行為の規模が、3,000平方メートル未満であるもの（隣接する土地において行われた開発行為と一体的な土地利用を行う場合は、一の開発行為とみなす。）
 - エ 農地法（昭和27年法律第229号）第4号または第5条の規定による許可を受けたものにあつては、当該許可に係る工事の完了報告後、相当の期間が経過しているもの。
 - オ 1区画の敷地面積が、路地状通路部分のみによって道路に接する敷地の路地状通路部分その他建築敷地に適しない土地を除き、180平方メートル以上であるもの。ただし、隅切した敷地は165平方メートル以上であるもの。

（法第34条第12号の条例で定める開発行為）

第5条 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的または予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、政令第29条の9各号に掲げる区域（当該区域およびその周辺の地域の状況等により開発行為を行うことに支障がないと認められる区域を除く。）を含まない区域における次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 別表に掲げる開発行為
- (2) 次に掲げるいずれにも該当すると認められる土地の区域であつて市長が指定する土地の区域（以下「指定集落区域」という。）で新たに自己の居住の用に供する住宅（建築基準法別表2（い）項第2号に掲げるものを含む。）の建築を目的とする開発行為（規則で定める規模を超えないものに限る。）および新たに自己の居住の用に供する住宅（建築基準法別表2（い）項第2号に掲げるものを含む。）を必要とする者に分譲するための住宅地の造成を目的とする開発行為（規則で定める基準を満たすものに限る。）
 - ア 当該土地の区域における居住者の減少にともない地域コミュニティ維持への対応が必要であつて、独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる土地の区域
 - イ 第3条第1項第1号イおよびウに掲げる区域に該当するもの
 - ウ 政令第8条第1項第2号ハまたはニに掲げる土地の区域に準ずる土地の区域を含まない土地の区域

2 市長は、前項の指定集落区域の指定をしようとするときは、あらかじめ米原市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、指定集落区域を指定したときは、その旨および区域を告示しなければならない。

4 第1項第2号および前2項の規定は、指定集落区域の区域の変更について準用する。

（政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物等）

第6条 政令第36条第1項第3号ハに規定する条例で区域、目的または用途を限り定める建築物または第1種特定工作物は、前条に規定する開発行為に係る予定建築物の要件に該当する建築物とする。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 市長が第2条の規定により新たに土地の区域を指定するまでの間は、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年滋賀県条例第41号）第9条の2の規定により、市長が処理する事務となる施行の日前に、滋賀県知事が法第34条第8号の3に規定する条例で指定した土地の区域を市長が指定した土地の区域とみなす。

付 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則

この条例中第1条の規定は令和元年10月1日から、第2条の規定は令和2年1月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前に行われた法の規定による申請については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

1 開発区域周辺の市街化調整区域内に、10年以上継続して居住している者(現に居住している住宅を所有する者に限る。)と同居し、または同居していた3親等内の親族が、婚姻等による別世帯の構成、転勤等による転入等に伴い、新たに自己の居住の用に供する住宅を必要とし、かつ、市街化区域における当該住宅の建築が困難であると認められる場合に、当該居住地またはその周辺の地域における土地(自ら所有し、または相続等により承継することが確実であると認められる土地に限る。)に当該住宅を建築することを目的として行う開発行為(規則で定める規模を超えないものに限る。)

2 開発区域周辺の市街化調整区域内に、10年以上継続して居住している者が、借家からの転居に伴い、新たに自己の居住の用に供する住宅を必要とし、かつ、市街化区域における建築が困難であると認められる場合に、当該居住地またはその周辺の地域における土地(自ら所有し、または相続等により承継することが確実であると認められる土地に限る。)に当該住宅を建築することを目的として行う開発行為(規則で定める規模を超えないものに限る。)

3 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げるものに関する事業の施行により、市街化調整区域に存する自己の居住の用に供する住宅を移転し、または除却する必要がある場合に、当該住宅を所有する者が、当該住宅の存する土地の周辺の地域に、従前と同一の用途および同程度の規模で当該住宅に代わるものを建築することを目的として行う開発行為(規則で定める規模を超えないものに限る。)

1 「法第34条第1号」の許可基準

下表（表4-2、4-3）に掲げるもののうち、主として当該開発区域の周辺の市街化調整区域に居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物またはこれらの者の日常生活のために必要な物品の販売、加工、修理等の店舗および事業場を対象とする（なお、政令第22条第6号に該当するものは、法第29条第1項第11号の規定により開発許可が不要となるが、政令同条同号は、当該開発区域周辺の市街化調整区域に居住している者が自ら当該業務を営むために行うものを対象とし、法第34条第1号の「これらに類する建築物」は含まない。）。

表4-2 法第34条第1号の対象とする公益施設

法令	公益施設	根拠法令	具体例
政令第29条の5	学校施設	学校教育法第1条	小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園
	社会福祉施設	児童福祉法 第6条の2の2第4項	放課後等デイサービス事業
	社会福祉法第2条第2項（第1種業）および第3項（第2種社会福祉事業）である建築物	第6条の3第2項 第6項 第10項 第21条の9 第39条 第44条の2第1項	放課後児童健全育成事業（滋賀県放課後児童健全育成事業実施要綱に適合するもので、実施主体が、市（条例による委任を含む）または社会福祉法人もしくは市の関係部局との調整が図られているものに限る。） 地域子育て支援拠点事業 小規模保育事業 「子育て支援事業」の用に供する建築物（市が実施（委託を含む）または補助する事業に限る。） 保育所 児童家庭支援センター
	介護保険法 第8条第14項 第8条第15項 第16項 第17項 第18項 第19項 第20項 第21項 第22項 第23項 第8条の2 第12項 第13項 第14項 第15項	介護保険法 第8条第14項 第8条第15項 第16項 第17項 第18項 第19項 第20項 第21項 第22項 第23項 第8条の2 第12項 第13項 第14項 第15項	「地域密着型サービス事業」 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護（同法に基づく単独立地が可能な施設があり、やむを得ず当該施設に附属して設けられるものに限る。） 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護（グループホーム※） 地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム） 地域密着型介護老人福祉施設 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 「地域密着型介護予防サービス事業」 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム※）
	老人福祉法 第5条の2第1項 第2項 第3項 第5項	老人福祉法 第5条の2第1項 第2項 第3項 第5項	「老人居宅生活支援事業」 老人居宅介護等事業（既に同法に基づく事業の用に供する施設の立地があり、かつ、当該施設を拠点として実施するものに限る。） 老人デイサービス事業（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護） 小規模多機能型居宅介護事業
障害者総合支援法 第5条第1項	障害者総合支援法 第5条第1項	「障害福祉サービス事業」のうち以下のもの（障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設において行われる施設障害福祉サービスを除く。）	

法令	公益施設	根拠法令	具 体 例
政令第29条の5		第7項 第12項 第13項 第14項 第25項	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 地域活動支援センター
		隣保事業	隣保館
	その他	児童福祉法 第6条の3第9項 第12項	家庭的保育事業 事業所内保育事業
		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条 第2条第7項	認定こども園の用に供する建築物 (市の所管部局と調整が図られ、同法第3条の県知事の認定を受けられるものに限る。) 幼保連携型認定こども園
医療施設である建築物	医療法 第1条の5第2項 第2条	診療所 助産所 注) 住宅併用の場合は30%以上の医療施設を必要	

※グループホームについては施設に対する建設費の補助等があり、事業の継続性があるものと判断できるものに限る。

許可要件

- ① 主として申請地周辺の市街化調整区域に居住する者を主たるサービス対象とするものに限る。
- ② 社会福祉施設については、市の社会福祉部局と調整がとれたものであること。また、単に居宅系の事業のみを目的とした事務所を設置し、事業を実施するために職員を派遣するもの等は除く。
- ③ 地元自治会等周辺住民に対して事業計画内容が周知され、理解が得られるものであること。
- ④ 住宅併用は認めない(ただし、医療施設は除く。)
- ⑤ 営業(資格)に関して必要な他法令の許可等を得ているか、得られることが確実であること。
- ⑥ 敷地の規模、建築物の規模については、適正な規模の範囲内とする(市が妥当と認める規模)。

必要書類

- ① 計画説明書(申請に係る建築物が当該地において居住者の日常生活上必要であることの説明)
- ② 立地およびその規模についての当該担当部局の意見書
- ③ 地元自治会等への周知・理解に係る書面
- ④ 建物配置図、各階平面図、建物立面図施設配置図(S=1/100~1/500)
- ⑤ 業務内容(作業内容等)説明書
- ⑥ 申請人の資格、免許等の書面
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

※社会福祉法に基づく複合施設(一棟に複合の用途を兼ねた建築物に限る。)の取扱いについては、次による。

- (1) 一棟の建築物の全てにおいて、各々の用途部分が法第34条第1号に該当する施設がある場合は、法第34条第1号に該当する施設とする。
- (2) 一棟の建築物の全てにおいて、各々の用途部分が法第34条第14号に該当する施設がある場合は、法第34条第14号に該当する施設とする。
- (3) 一棟の建築物の全てにおいて、各々の用途部分が法第34条第1号と第14号に該当する施設がある場合は、法第34条第14号に該当する施設とする。
- (4) 一棟の建築物の全てにおいて、各々の用途部分が法第34条第1号または第14号に該当する施設とその他の施設との複合建築物は、本文案件としての許可が必要。

表4-3 法第34条第1号の対象とする業種一覧表（日本標準産業分類：平成25年10月改訂）

次表に該当する業種であり、かつ、周辺の市街化調整区域に居住している者の日常生活に必要なものに限る。ただし、本表に該当する業種であっても、開発区域周辺の状況、立地の可能性、店舗の規模等の状況を個別に審査するため、必ずしも許可を受けられるものではないことに留意のこと。

なお、見本販売等直ちに購入できないもの、著しく個人の趣味・趣向に係るもの、高級品等の専門店等は対象とならない。

種別	日本標準産業分類項目	
	中分類	小分類
小売業	56 各種商品小売業	569 その他の各種商品小売業
	57 織物・衣服・身の回り品小売業	571 呉服・服地・寝具小売業
		572 男子服小売業
		573 婦人・子供服小売業
		574 靴・履物小売業
		579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業
	58 飲食料品小売業	581 各種食料品小売業
		582 野菜・果実小売業
		583 食肉小売業
		584 鮮魚小売業
		585 酒小売業
		586 菓子・パン小売業
		589 その他の飲食料品小売業 (コンビニエンスストア、飲料小売店、米穀類小売業など)
	59 機械器具小売業	591 自動車小売業
		592 自転車小売業
		593 機械器具小売業(自動車、自転車を除く)
	60 その他の小売業	601 家具、建具、畳小売業
		602 じゅう器小売業
		603 医薬品・化粧品小売業
		604 農耕用品小売業
605 燃料小売店		
606 書籍・文房具小売業		
607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業		
608 写真機・時計・眼鏡小売業		
609 他に分類されない小売業 (花・建築材料・中古品小売店など)		
飲食業	76 一般飲食店	761 食堂、レストラン(専門料理店を除く)
		762 専門料理店(料亭を除く)
		763 そば・うどん店
		764 すし店
		767 喫茶店
		769 その他の飲食店
	77 持ち帰り・配達飲食サービス	772 配達飲食サービス業 (仕出し料理・弁当屋)
	教育、学習支援事業	82 その他の教育、学習支援業
824 教養・技能教授業(塾程度のもの)		
医療業	83 医療業	835 療術業

サービス業	78 洗濯、理容、美容・浴場業	781 洗濯業（クリーニング業など）
		782 理容業
		783 美容業
		784 一般公衆浴場業
		789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業（コインランドリー・洗張・染物業）
	79 その他の生活関連サービス業	793 衣服裁縫修理業
		794 物品預り業
799 他に分類されない生活関連サービス業（食品加工業、写真プリント、現像・焼付業、古綿打直し業）		
修 理 業	89 自動車整備業	891 自動車整備業（自動車一般整備業に限る）
	90 機械等修理業	901 機械修理業（電気機械器具を除く）
		902 電気機械器具修理業
		903 表具業
		909 その他の修理業
給 油 所	ガソリンスタンド、自動車用液化ガススタンド	
そ の 他	銀行、郵便局、土地改良区事務所、農林水産業協同組合事務所、農林漁村生活改善施設、法に基づかない公民館（集会所）、老人憩いの家、農林業生活改善施設、土地改良事務所等、地域の自治活動に必要な建築物	

許可要件

- ① 申請地周辺の市街化調整区域に居住する者を主たるサービス対象とするものに限る。
- ② 地元自治会等周辺住民に対して事業計画内容が周知され、理解が得られるものであること。
- ③ 営業(資格)に関して必要な他法令の許可等を得ているか、得られることが確実であること。
- ④ 居住・宿泊機能の併設は認めない。
- ⑤ 敷地の規模、建築物の規模は次表のとおりとする。

表4-4 敷地の規模、建築物の規模

種 別	小 分 類	敷地の規模	建築物の規模（延床面積）
小 売 業		500㎡以内	200㎡以内（倉庫も面積に含み 20%以内）
飲 食 業		500㎡以内	200㎡以内（倉庫も面積に含み 20%以内）
医 療 業		500㎡以内	200㎡以内（倉庫も面積に含み 20%以内）
サービス業		500㎡以内	200㎡以内（倉庫も面積に含み 20%以内）
修 理 業	自動車整備業	1,000㎡以内	500㎡以内（倉庫も面積に含む）
	機械修理業		
	上記以外の修理業	500㎡以内	200㎡以内（倉庫も面積に含む）
給 油 所		1,500㎡以内	500㎡以内（キャノピー、倉庫も店舗面積に含む）
そ の 他		2,000㎡以内	必要最小限

注意事項

- 1 自動車小売業または農機具小売業とそれぞれの修理業の併設については可能であり、敷地、建築物の規模については小売業、修理業のそれぞれの範囲とする。
- 2 小売業と飲食業の併設の場合、敷地・建築物の規模については、500㎡以内・200㎡以内とする。

必要書類

- ① 計画説明書（申請に係る建築物が当該地において居住者の日常生活上必要であることの説明）
- ② 地元自治会等への周知・理解に係る書面
- ③ 建物配置図、各階平面図、建物立面図店舗施設配置図（S=1/100～1/500）
- ④ 業務内容（商品名、作業内容等）説明書
- ⑤ 申請人の資格、免許等および商取引業者との関係書面
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

2 「法第 34 条第 2 号」の許可基準

- (1) 鉱物資源の有効な利用上必要な建築物または第一種特定工作物
 - ア 日本標準産業分類 C-1 鉱業に属する事業（金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、非金属鉱業等）に係る施設
 - イ 当該市街化調整区域において産出する原料を 50%以上使用するセメント製造業、生コンクリート製造業、粘土かわら製造業、採石製造業、アスファルトコンクリート製造業等の施設
なお、日本標準産業分類 E-1 製造業に属する鉄鋼業、非鉄金属製造業、石油精製業、コークス製造業等に係る施設は該当しない。
- (2) 観光資源の有効な利用上必要な建築物または第一種特定工作物
 - ア 当該観光資源の観賞のための展望台、その他利用上必要な施設
 - イ 観光価値を維持するために必要な施設
 - ウ 観光のための宿泊施設（山小屋）または休憩施設（あずま屋）
 - エ その他これらに類する施設で、社会的・客観的に判断して必要と認められる施設
なお、立地すべき範囲については市における観光計画等で範囲を限定し、観光施策上有効かつ適正なものであること。
- (3) その他の資源の有効な利用上必要な建築物または第一種特定工作物
 - ア 取水、導水、利水または浄化のために必要な施設
 - イ 当該地域で取水する水を当該地域で使用しなければならない特別の必要性のあるもの（例）酒造業、ミネラルウォーター等
なお、温泉利用施設および水を洗浄水、冷却用水として利用する工場等は該当しない。

許可要件

- ① 本号の「資源」とは当該市街化調整区域内に存在（産出）する資源に限定される。

【注意事項】

当該市街化調整区域とは広域都市計画区域単位ごとをいう。

- ② 申請地は原則として資源発生地であること。
- ③ 地元自治会等周辺住民に対して事業計画内容が周知され、理解が得られるものであること。

必要書類

- ① 計画説明書（資源の有効利用上、当該地での立地が必要であることの説明、利用目的、利用方法、利用対象規模等を記入のこと。）
- ② 資源の埋蔵分布等の状況を示す図面（ $S=1/2,500$ ）（同種の施設がある場合は、その分布を記入のこと。）
- ③ 施設の配置図、平面図（ $S=1/100\sim 1/500$ ）
- ④ 申請人の職業、資格、免許等関係書面
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

3 「法第 34 条第 3 号」の許可基準

温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する施設が対象とされるが、本号に基づく政令が制定されていないことから事実上運用はない。

4 「法第 34 条第 4 号」の許可基準

- (1) 農林漁業の用に供する建築物で、法第 29 条第 1 項第 2 号の政令で定める建築物以外のもの
政令第 20 条第 1 号から第 5 号に掲げる建築物以外の農林漁業の用に供する建築物
- (2) 農林水産物の処理、貯蔵、集出荷または加工に必要な建築物または第一種特定工作物
当該市街化調整区域における農林水産物を対象とする、畜産食品製造業、水産食料品製造業、野菜かん詰・果物かん詰・農産保存食料品製造業、動植物油脂製造業、製穀・製粉業、配合飼料製造業、製茶業、でん粉製造業、一般製材業、農林水産物貯蔵用の倉庫業等

許可要件

- ① 建築物またはその中の機械工作物が直接、農業、林業または漁業の用に供されるものもしくは市街化調整区域の当地で生産される農林水産物を 50%以上使用して、その処理、貯蔵、加工を産地においてすみやかに行う必要性があるものに限る。
- ② 当該建築物においての小売も認め得るが、その売場面積は全体の 50%未満かつ 200 m²以内に限る。

必要書類

- ① 計画説明書（利用目的、利用方法、利用対象、規模等を記入のこと。）
- ② 生産地との関係、取引量等に関する書面
- ③ 建物の配置図、各階平面図（ $S=1/100\sim 1/500$ ）
- ④ その他市長が必要と認める書類

5 「法第 34 条第 5 号」の許可基準

対象となる具体的な施設は、地域特産物展示販売施設、農林業体験実習施設等である。

許可要件

特定農山村法第 8 条第 4 項の規定により、あらかじめ知事の承認を受けて市により作成・公告された所有権移転等促進計画に従って行われる農林業等活性化基盤施設である建築物の建築の用に供するためのものに限る。

6 「法第 34 条第 6 号」の許可基準

中小企業の振興を図るため、県が国または独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となって助成する「中小企業の事業の共同化に寄与する事業」または「工場、店舗等の集積化に寄与する事業」が対象となる。（例）中小企業団地

許可要件

本来、市街化区域の工業地域等に対応すべきであるが、当該助成事業所管部局と事前に充分協議がなされ、市街化調整区域での立地が真にやむを得ない場合にのみ例外的に取り扱うものとする。

必要書類

- ① 計画説明書（事業の概要を説明する書類）
- ② 国県等からの助成を受けることを証する書面
- ③ 中小企業の共同化または集団化に寄与することの証明書
- ④ 全体計画図（ $S=1/500$ ）
- ⑤ 建物配置図、平面図（ $S=1/100\sim 1/500$ ）
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

7 「法第 34 条第 7 号」の許可基準

(1) 市街化調整区域内において現に操業(営業)している既存工場と密接な関連を有する事業場

ア 既存工場に自己の生産物の 50%以上を原料または部品として納入する事業場

イ 自己の事業の原料または部品の 50%以上を既存工場から購入する事業場

(例) 経営者の異なる下請(協力)関係の工場、同一経営者による一貫作業の一部をなす工場

許可要件

- ① 当該地での立地が、事業活動の効率化を図るために特に必要であると認められるものに限る。なお、「事業活動の効率化」とは、作業工程もしくは輸送等の効率化または公害防除、環境整備等の質的改善のみならず、事業の量的拡大のみが図られる場合についても差し支えない。
- ② 敷地および建築物の規模は、原則として既存工場と同一までとし、事業計画の内容から判断して過大でないこと。
- ③ 生活環境の保全上支障がなく、公害関係諸法令に照らし、関係機関が支障がないと認め、当該区域の雇用促進等、地域の振興に寄与すると認められるものであり、米原市の土地利用計画と調整がとれた場所であること。

(2) 地場産業であって、地域の特性と密接な関係を有する工場（新設および増築）

許可要件

- ① 申請地は原料の購入、製品の集配等で企業相互間の利便を増進していると認められる区域内であること。
- ② 地域振興のためにやむを得ないと市長が認めたものであること。

上記（1）（2）に係る必要書類

- ① 計画説明書（当該申請地での立地により事業活動の効率化が図られることの説明）
- ② 既存工場に関する調書（業種、業態、工程、原料、製品名）
- ③ 申請工場に関する調書（業種、業態、工程、原料、製品名）

- ④ 両工場間の取引高および全体との比率調書
- ⑤ 原材料、製品等に関する輸送計画
- ⑥ 周辺状況図（既存工場、申請工場の位置）（ $S=1/2, 500$ ）
- ⑦ 移転の場合、跡地処分方法の説明書類
- ⑧ 建物配置図、各階平面図（ $S=1/100\sim 1/500$ ）
- ⑨ 地元区長等との協議書
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

8 「法第34条第8号」の許可基準

政令で定める危険物の貯蔵または処理に供する、政令で定める建築物または第一種特定工作物

許可要件

「火薬類取締法第2条第1項の火薬類（政令第29条の6第1項）」を貯蔵または処理の用に供する「火薬類取締法第12条に規定する火薬庫（政令第29条の6第2項）」である建築物または第一種特定工作物の建築または建設の用に供するものに限る。

必要書類

- ① 計画説明書（当該申請地の選定に関する説明）
- ② 「火薬類取締法第2条第1項の火薬類」であることを証する書面
- ③ 「火薬類取締法第12条に規定する火薬庫」であることを証する書面
- ④ その他市長が必要と認める書類

8-2 「法第34条第8号の2」の許可基準

市街化調整区域内の災害レッドゾーンに現に存する建築物の移転によって建築される建築物であって、既存建築物と規模・用途が変わらないもの。

許可要件

- ① 対象となる行為は、市街化調整区域内の災害危険区域等に現に存する建築物の移転にかかる行為であって、既存建築物と同規模・同用途のものを建築する場合のみ、例外的に取り扱うものとする。
- ② 移転先の敷地は同一の市街化調整区域内に限るものとし、災害レッドゾーン外の敷地とする。
- ③ 移転後の建築物等は、原則として使用しないものとする。
- ④ その他、市長がやむを得ないと認める場合。

必要書類

- ① 計画説明書（建築物の概要を説明する書類）
- ② 既存敷地の利用計画書
- ③ 今回敷地の選定理由書
- ④ 移転計画書（様式23）
- ⑤ 全体計画図（ $S=1/500$ ）
- ⑥ 建物配置図、平面図（ $S=1/100\sim 1/500$ ）
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

※この許可基準において、災害レッドゾーンとは、以下の5つの区域を指す。

- ・ 災害危険区域（建築基準法）
- ・ 地すべり防止区域（地すべり等防止法）
- ・ 土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
- ・ 浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法）

9 「法第34条第9号」の許可基準

(1) 道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所または給油所等である建築物または第一種特定工作物（政令第29条の7第1号）

ア 道路管理施設

道路管理者が、道路の維持、修繕その他の管理を行うために設置する施設

イ 休憩所

次の施設のうち、自動車の運転者が立ち寄って休憩ができる施設

- ・ドライブイン
 - ・食堂
 - ・レストラン
 - ・喫茶店
 - ・その他これらに類する飲食店
 - ・沿道サービス型コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）
- ウ 給油所
- ・ガソリンスタンド
 - ・自動車用液化石油ガススタンド

上記（１）に係る共通の許可要件

- ① 車道が２車線以上かつ車道幅員 6 m以上の道路（国道、県道、市道）に接道していること。
- ② 管理人室は認められるが、住宅併設は認めない。
- ③ 宿泊可能な施設あるいは風俗営業法の適用を受ける施設またはそれらと類似するものは該当しない。

上記（１）イ休憩所のうちコンビニ以外の施設に係る許可要件

- ④ 客席数の 1 / 2 以上の駐車スペースを設けること。
- ⑤ 小売業を併設する場合、売場の延べ床面積の合計は 200 ㎡以内とする。

上記（１）イ休憩所のうちコンビニに係る許可要件

- ⑥ 日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）の「5891 コンビニエンスストア」に分類される施設であること。
- ⑦ 運転者等が駐車して休憩ができるよう駐車スペースを確保すること。
- ⑧ 営業時間中、無料で自由に利用できるトイレを設置するとともに、そのことを道路利用者等に判りやすく明示する屋外看板（例：トイレマークを表示するなど）を設置すること。
- ⑨ 売場（トイレを含まない）の延べ床面積は 200 ㎡以内とする。建築物は 1 棟で、売場に付属する施設は、トイレ、事務室、保管室、休憩スペースとし、建築物の延べ床面積の合計は 250 ㎡未満とする。

（２）火薬類取締法第 2 条第 1 項の火薬類の製造所である建築物（政令第 29 条の 5 第 2 号）

許可要件

火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）で保安距離等の規制があり、市街化区域での立地が不相当と認められるものに限る。

必要書類

- ① 計画説明書（申請に係る予定建築物が当該地において必要となる説明、業務内容等も記入のこと。）
- ② 建物配置図、各階平面図（S = 1/100 ~ 1/500）
- ③ 屋外看板の計画図（コンビニのみ）
- ④ 申請人の資格・免許等および商取引業者との関係書面
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

10 「法第 34 条第 10 号」の許可基準

許可要件

地区整備計画または集落地区整備計画が定められている区域における、当該地区計画または集落地区計画に定められた内容に適合する開発行為であること。

11 「法第 34 条第 11 号」の許可基準

市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって、米原市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（以下「市条例」という。）で指定した土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物の用途が条例の規定に適合するもの。

許可要件

- ① 市条例第 3 条の指定区域内の土地であること。
- ② 予定建築物の用途は、次の各号に掲げる建築物以外の用途は認められない。
 - （１）自己の居住の用に供する一戸建住宅（建築基準法別表第 2（イ）項第 2 号に掲げるものを含む。）

- ア 申請者は、自己の用に供する住宅を必要とする者に限る。
 - イ 住宅に事務所、店舗等の用途を兼ねるものについては、居住者が自ら事業を行うものに限る。
 - ウ 敷地面積は、路地状通路部分のみによって道路に接する敷地の路地状通路部分その他建築敷地に適しない土地を除き、500㎡以下とする。
- (2) 自己の居住の用に供する住宅以外の住宅（建築基準法別表第2（イ）項第2号に掲げるものを含む。）であって、次のいずれにも該当するもの
- ア 一戸建ての住宅
 - イ 賃貸を目的とした住宅でないもの
 - ウ 開発行為の規模が3,000㎡未満であるもの（隣接する土地において行われた開発行為と一体的な土地利用を行う場合は、一の開発行為とみなす。）
 - エ 農地法による許可に係る工事完了報告後、相当な期間が経過しているもの
 - オ 1区画の敷地面積は180㎡（隅切り部は165㎡）以上500㎡以下となるもの（路地状通路部分その他建築敷地に適しない土地を除く。）

必要書類

【自己の居住の用に供する一戸建住宅の場合】

- ① 計画説明書（申請者の住所、氏名を記入したもので、自己の居住（自らの生活の本拠として利用することをいう。）の用に供する住宅を必要とする理由、現在居住している住宅の自借家の別、当該市街化調整区域において建築する理由、兼用の用途がある場合はその用途と業務内容（詳しく記入のこと。）、建築物の着工、完了の予定年月日、現住居の許可後の取り扱い方法等を漏れなく記入のこと。）
- ② 申請地登記事項証明書
- ③ 住民票記載事項証明書（家族全員）
- ④ 建築図面（平面図、立面図等）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

【自己の居住の用に供する住宅以外の住宅の場合】

- ① 計画説明書（申請者の住所、氏名を記入したもので、事業の内容（目的、所在地、区画数、一区画の規模、造成・排水計画、開発工事の着工、完了の予定年月日等を漏れなく記入のこと。）
 - ② 申請地登記事項証明書
 - ③ その他市長が必要と認める書類
- ※ 区域指定図については、都市計画課で確認すること。

12 「法第34条第12号」の許可基準

開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難または著しく不相当と認められる開発行為として、市条例で区域、目的または、予定建築物等の用途を限り定められたもの

(1) 条例別表第1項（世帯の分化に伴う自己用住宅）

許可要件

- ① 申請者は、申請地周辺の市街化調整区域に10年以上継続して居住している者（現に居住をしている住宅を所有している者に限る。）と同居または同居していた3親等以内の親族である者に限る（これらの配偶者も申請者となることのできる。）。
- ② 申請地は所有しているか、相続等により承継することが確実な土地であること。
- ③ 申請地は、居住している者の居住地またはその周辺であること。
- ④ 予定建築物の用途は、自己の居住の用に供する一戸建専用住宅であること。
- ⑤ 敷地面積は、路地状通路部分のみによって道路に接する敷地の路地状通路部分その他建築敷地に適しない土地を除き、500㎡以下とする。
- ⑥ 婚姻等による別世帯の構成、転勤等による転入等に伴い、新たに自己の居住の用に供する住宅を必要とする者に限る。
- ⑦ 政令第29条の10に掲げる土地の区域を含まない土地であること。

必要書類

- ① 計画理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、申請人の現状、実家の将来、別世帯を構成する必要性、申請地決定の理由を記述すること。）

- ② 別世帯の構成に係る調書（10年以上継続して居住している者との続柄、同居の事実、家族の構成、現住居の借家の有無等を記述すること。なお、様式24の分化調書の添付をもって代えることができる。）
- ③ 申請地登記事項証明書
- ④ 固定資産評価証明書（10年以上継続して居住している者が所有する土地、建物の全てを記載したもの。なお、市街化区域に土地を有する場合は、当該住宅の建築が困難である理由を開発理由書に記述のこと。）
- ⑤ 家族構成および申請者と申請日の10年以前からの現居住所有者との続柄が確認できる図表
- ⑥ 転勤やUターンの場合は、その旨の申立書
- ⑦ 住民票記載事項証明書（家族全員（婚姻の場合にあっては、相手も含む。））
- ⑧ 10年以上継続して居住している者の住民票
- ⑨ 申請地を相続等で譲渡する場合はその旨の確約書
- ⑩ 位置図（1/2,500）（実家と申請地の距離を記入すること。）
- ⑪ 建築図面（平面図、立面図等）
- ⑫ その他市長が必要と認める書類

（2）条例別表第2項（借家からの転居に伴う自己用住宅）

許可要件

- ① 申請者は、申請地周辺の市街化調整区域に10年以上借家に継続して居住している者で、借家からの転居により、新たに自己の用に供する住宅を必要とする者に限る。
- ② 申請地は、自ら所有しているか相続等により承継することが確実な土地であること。
- ③ 申請地は、居住している者の居住地またはその周辺であること。
- ④ 予定建築物の用途は、自己の居住の用に供する一戸建専用住宅であること。
- ⑤ 敷地面積は、路地状通路部分のみによって道路に接する敷地の路地状通路部分その他建築敷地に適しない土地を除き、500㎡以下とする。
- ⑥ 政令第29条の10に掲げる土地の区域を含まない土地であること。

必要書類

- ① 計画理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、申請人の現状、申請地決定の理由を記述すること。）
- ② 賃貸契約書の写しにより借家であることが確認できるもの
- ③ 申請地登記事項証明書
- ④ 住民票記載事項証明書（家族全員）
- ⑤ 相続等で譲渡する場合はその旨の確約書
- ⑥ 位置図（1/2,500）（現住居と申請地の距離を記入すること。）
- ⑦ 建築図面（平面図、立面図等）
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

（3）条例別表第3項（収用移転に伴う自己用住宅）

許可要件

- ① 申請者は、市街化調整区域に存する自己の居住の用に供する専用住宅を所有し、居住する者で、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条の各号に掲げるものに関する事業の施行により、除却、移転する必要があり、それに代わるものを建築する必要がある者に限る。
- ② 申請地は、居住している者の居住地またはその周辺であること。
- ③ 予定建築物の用途等は、自己の居住の用に供する一戸建専用住宅であること。
- ④ 敷地面積は、路地状通路部分のみによって道路に接する敷地の路地状通路部分その他建築敷地に適しない土地を除き、500㎡（移転し、または除却する住宅の存する土地の1.5倍に相当する面積が500㎡を超える場合にあっては、当該1.5倍に相当する面積）以下とする。
- ⑤ 政令第29条の10に掲げる土地の区域を含まない土地であること。

必要書類

- ① 計画理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、収用対象となる事業、移転の必要性および移転時期を記述すること。）
- ② 収用対象事業に係る旨の証明書または土地および家屋の売買契約書
- ③ 収用移転事業に係るものの移転調書
- ④ 申請地登記事項証明書

- ⑤ 現在地および申請地の写真
- ⑥ 位置図（1/2, 500）には現在地と申請地の距離を記入すること
- ⑦ 建築図面（平面図、立面図等）
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

（４）条例第５条第１項第２号（指定集落区域）

当該土地の区域における居住者の減少にともない地域コミュニティ維持への対応が必要であつて、独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる土地の区域として、市条例で指定した土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物の用途が条例の規定に適合するもの。

許可要件

- ① 市条例第５条第１項第２号の指定区域内の土地であること。
- ② 予定建築物の用途は、次の各号に掲げる建築物以外の用途は認められない。
 - （１）自己の居住の用に供する一戸建住宅（建築基準法別表第２（い）項第２号に掲げるものを含む。）
 - ア 申請者は、自己の用に供する住宅を必要とする者に限る。
 - イ 住宅に事務所、店舗等の用途を兼ねるものについては、居住者が自ら事業を行うものに限る。
 - ウ 敷地面積は、路地状通路部分のみによって道路に接する敷地の路地状通路部分その他建築敷地に適しない土地を除き、500㎡以下とする。
 - （２）自己の居住の用に供する住宅以外の住宅（建築基準法別表第２（い）項第２号に掲げるものを含む。）であつて、次のいずれにも該当するもの
 - ア 一戸建ての住宅
 - イ 賃貸を目的とした住宅でないもの
 - ウ 開発行為の規模が3,000㎡未満であるもの（隣接する土地において行われた開発行為と一体的な土地利用を行う場合は、一の開発行為とみなす。）
 - エ 農地法による許可に係る工事完了報告後、相当な期間が経過しているもの
 - オ 1区画の敷地面積は180㎡（隅切り部は165㎡）以上500㎡以下となるもの（路地状通路部分その他建築敷地に適しない土地を除く）

必要書類

【自己の居住の用に供する一戸建住宅の場合】

- ① 計画説明書（申請者の住所、氏名を記入したもので、自己の居住（自らの生活の本拠として利用することをいう。）の用に供する住宅を必要とする理由、現在居住している住宅の自借家の別、当該市街化調整区域において建築する理由、兼用の用途がある場合はその用途と業務内容（詳しく記入のこと。）、建築物の着工、完了の予定年月日、現住居の許可後の取り扱い方法等を漏れなく記入のこと。）
- ② 申請地登記事項証明書
- ③ 住民票記載事項証明書（家族全員）
- ④ 建築図面（平面図、立面図等）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

【自己の居住の用に供する住宅以外の住宅の場合】

- ① 計画説明書（申請者の住所、氏名を記入したもので、事業の内容（目的、所在地、区画数、一区画の規模、造成・排水計画、開発工事の着工、完了の予定年月日等を漏れなく記入のこと。）
 - ② 申請地登記事項証明書
 - ③ その他市長が必要と認める書類
- ※ 区域指定図については、都市計画課で確認すること。

13 「法第34条第13号」の許可基準

許可要件（次の各要件の全てに該当すること）

- ① 自己の居住または業務の用に供する建築物の建築または自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的であること。
- ② 市街化調整区域に指定される前に、土地の権利または土地の利用に関する所有権以外の権利を

- 有していた者であること。
- ③市街化調整区域に指定された日から6か月以内に、①、②の旨を市長に届け出た者であること。
- ④市街化調整区域に指定された日から5年以内に開発行為が完了すること。

【注意事項】

- 1 「自己の居住または業務の用に供する」について
 - ・自己用の解釈は「第2章 開発行為Ⅶ「自己用」および「非自己用」の開発の考え方」を参照のこと。
 - ・「自己の居住」から「自己の業務」への自己用の目的変更については開発行為が完了するまでは認めるものとする。
- 2 「土地の権利または土地の利用に関する所有権以外の権利」について
 - ・地上権、貸借権が該当する。（抵当権、先取特権、地役権等は該当しない。）
 - ・権利の取得（設定）は市街化調整区域に指定される前にされていること（土地登記事項証明書、土地売買の正式契約書によって判定）。
 - ・農地の場合は農地法第5条の規定による農地転用許可を市街化調整区域に指定された日以前に受けていること。

(1) 届出について

- ア 市街化調整区域に指定された日から6か月以内に市長に書面により届出なければならない。
- イ 届出事項
- (ア) 届出者の職業（法人の場合は業務内容）（なお、自己の居住の用に供する目的の場合は除く。）
 - (イ) 土地の所在、地番、地目および地積（農地の場合は農地転用許可番号および日付を記入のこと。）
 - (ウ) 届出者が権利を有していた目的
 - (エ) 届出者が有していた権利の種類および内容
- ウ 添付書類
- ・既存権を有していたこと（区域決定前に）を証する書類・・・登記事項証明書、所有権以外の権利を有していたことを証する書類、農地転用許可証等
 - ・申請者の職業（法人にあつては業務の内容）に関する書類・・・自己の居住用の場合は除く。
 - ・その他市長が必要と認める書類
- エ 届出書は届出事項を記入されていれば受理すべきものとされ、届出の事項についての審査は許可申請の際行うことになっているが、申請者には届出が受理されたことによって、本条第13号に該当するものと考えられることが普通であるので、届出を受理する際に本号に該当するか審査を行うものとする。

(2) 地位の承継について

- ア 一般承継人（相続人、合併後存続する法人、合併により新たに設立された法人）に限り、地位の承継をし得る（届出の承継および許可の承継が該当する。）。
- イ 自己用住宅に限り、被承継人（届出者）が生存中であっても将来相続人（法定相続人）になり得るものは法第44条に基づく許可の承継を認めるものとする。
- ウ 法第34条第13号該当の開発行為が完了後に当該完了公告済の土地が転売された場合、購入者は自己用であつて当該許可に係る予定建築物と同一の用途のものに限り建築することができる（この場合には都市計画法上の手続は必要ない。）。

14 「法第34条第14号(開発許可)」・「政令第36条第1項第3号ホ(建築許可)」の許可基準

開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難または著しく不相当と認める開発行為で、開発審査会の議を経たもの原則として本号に該当するものは次の提案基準による。

- ・提案基準1 世帯の分化の過程で必要とする住宅について(開発許可、建築許可)
- ・提案基準2 収用対象事業による移転について(開発許可、建築許可)
- ・提案基準3 社寺、仏閣および納骨堂について(開発許可、建築許可)
- ・提案基準4 既存集落における自己用住宅について(開発許可、建築許可)
- ・~~提案基準5-1~~ (平成16年3月31日に失効、廃止済)
- ・~~提案基準5-2~~ (平成16年3月31日に失効、廃止済)
- ・提案基準6 災害危険区域等に存する建築物の移転について(開発許可、建築許可)
- ・提案基準7 レクリエーション施設を構成する建築物について(開発許可、建築許可)
- ・~~提案基準8~~ (平成16年3月31日に失効、廃止済)
- ・提案基準9 研究施設について(開発許可、建築許可)
- ・提案基準10 事業所の社宅、寮等について(開発許可、建築許可)
- ・~~提案基準11~~ (平成14年3月31日に失効、廃止済)
- ・提案基準12 大規模な指定既存集落における建築物について(開発許可、建築許可)
 - 12-1 自己用住宅について
 - 12-2 世帯の分化の過程で必要とする住宅について
- ・提案基準13 地域経済牽引事業の用に供する施設について(開発許可、建築許可)
 - ~~13-1~~ (平成30年7月31日に失効、廃止済)
- ・提案基準14-1 インターチェンジ周辺の大規模な物流施設について(開発許可、建築許可)
- 14-2 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を活用する特定流通業務施設について(開発許可、建築許可)
- 14-3 大規模な流通業務施設について(開発許可、建築許可)
- ・提案基準15 有料老人ホームについて(開発許可、建築許可)
- ・~~提案基準16~~ (平成18年4月19日に失効、廃止済)
- ・~~提案基準17~~
 - ~~17-1~~ (平成16年3月31日に失効、廃止済)
 - ~~17-2~~ (平成16年3月31日に失効、廃止済)
- ・提案基準18 介護老人保健施設について(開発許可、建築許可)
- ・提案基準19 打席が建築物であるゴルフの打放し練習場について(開発許可、建築許可)
- ・提案基準20 既存集落における小規模な工場等について(開発許可、建築許可)
- ・提案基準21 既存集落における公営住宅について(開発許可、建築許可)
- ・提案基準22 産業廃棄物処理施設について(開発許可、建築許可)
 - 22-1 アスファルトコンクリート廃材、コンクリート廃材等の破碎施設について
 - 22-2 産業廃棄物処理施設(その他の中間処理施設)について
- ・提案基準23 既存の土地利用を適正に行うための管理施設について(建築許可)
- ・提案基準24 既存の自己用住宅の増改築のための敷地拡大について(開発許可、建築許可)
- ・提案基準25 法に適合して建築された後相当期間適法に利用された建築物のやむを得ない事情による用途変更(建築許可)
- ・提案基準26 法に適合した建築物に相当期間居住している者のやむを得ない事情による用途変更(建築許可)
- ・提案基準27 既存団地における自己用住宅について(建築許可、開発許可)
 - ※本市に該当区域はない。
- ・提案基準28 社会福祉施設について(開発許可、建築許可)
- ・提案基準29 医療施設について(開発許可、建築許可)
- ・提案基準30 学校施設について(開発許可、建築許可)
- ・提案基準31 地方公共団体等が開発し分譲を行った宅地の取扱いについて(建築許可)
 - ※本市に該当区域はない。
- ・提案基準32 災害危険区域等により条例区域外となった敷地における建築について(建築許可、開発許可)
- ・提案基準33 既存建築物を活用した地域再生のための用途変更について(建築許可、開発許可)
- ・提案基準34 都市計画法に適合して建築された後相当期間適法に利用された敷地での住宅の建築について(建築許可、開発許可)

提案基準 1 世帯の分化の過程で必要とする住宅について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域における居住者の子等が、その世帯の分化の過程で必要とする住宅に係る開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に建築することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、申請日の10年以前から当該区域に自己の土地を保有しつつ継続して居住している者（以下「親等」という。）が、その世帯の通常の分化発展の過程で必要とする住宅に限る。

（申請者）

- 2 申請者は、市街化調整区域に居住する親等の親族のうち、子、孫、兄弟、姉妹、甥および姪のいずれかで、親等と同居している者、または以前に同居していた者とする。
なお、これらの者の配偶者も申請者となることができる。

（申請地）

- 3 申請地は、申請日の10年以前より親等が保有していた土地で申請者が相続または贈与で取得した土地、あるいは将来相続または贈与で取得することが確実である土地とする。ただし、親等が保有していた土地が農用地区域である場合、あるいは立地条件、生活環境上等から不適地または建築が困難である場合は、親等が交換分合により取得した土地でも対象とする。

（立地）

- 4 申請地は、親等が居住する集落内、またはその周辺において行うこと。

（用途）

- 5 申請に係る建築物は、原則として自己の居住のための一戸建専用住宅であること。

（規模）

- 6 敷地の規模は、原則として500㎡以内とする。

（その他）

- 7 申請理由には、結婚、転勤、住宅困窮、Uターンによる定住およびその他独立して世帯を構成する合理的事情があること。

（付則）この基準は、昭和58年2月1日より施行する。

（付則）この基準は、平成6年12月21日より施行する。

（付則）この基準は、平成8年1月4日より施行する。

（付記）上記提案基準に該当するものについては、「事後報告基準1」として取扱う。

（付則）この基準は、平成8年1月4日より施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、申請人の現状、実家の将来、世帯の分化の必要性、申請地決定の理由および申請地を相続または贈与で取得する旨の説明を記述すること。）
- 2 世帯の分化に係る調書
- 3 申請地登記事項証明書（親等が申請日の10年以前より保有していることが確認できるもの）
- 4 申請地決定の理由書（親等の所有する土地の位置図を添付し、申請地以外の親等の所有する土地の状況について説明のこと。）
- 5 固定資産評価証明書（親等の所有する土地、建物の全てを記載したもの）
- 6 家族構成および申請者と申請日の10年以前からの申請地所有者との続柄が確認できる図表
- 7 住民票記載事項証明書（家族全員）
- 8 親等が申請地を相続または贈与で譲渡する旨の確約書
- 9 申請地を交換により取得する場合は、交換に係る書類（申請地が農地の場合は、農地法第3条および第5条申請書の写し）
- 10 位置図（1/50,000あるいは1/2,500）
なお、1/2,500には実家と申請地の距離を記入すること。
- 11 建築図面（平面図、立面図等）
- 12 その他市長が必要と認める書類

提案基準2 収用対象事業等による移転について（開発許可、建築許可）

収用対象事業等の施行により市街化調整区域に移転する建築物の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に建築することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受ける事業は、土地収用法第3条の各号の一に該当する事業およびこれに準ずるものをいう。（以下「収用対象事業」という。）

この基準の適用を受ける建築物は、収用対象事業の施行により、除却、移転しなければならない建築物で、市街化調整区域内に立地することが必要かつやむをえないと認められるものに限る。

（移転の必要性）

- 2 市街化調整区域への移転の必要性は、次の各号のいずれかに該当していること。
 - （1）日常生活の状況、事業の様態から判断して現在地と一体とみなされる地域に立地せざるを得ない事由があり、市街化区域内に土地を取得することが極めて困難である場合
 - （2）申請日の10年以前より、当該区域内に土地を所有しており、市街化区域内に土地を取得することが極めて困難である場合
 - （3）起業者があつた土地である場合

（申請者）

- 3 申請者は、収用対象事業により、建築物等の収用を受ける者とする。

（立地）

- 4 他法令の著しい規制がなく、当該市町の土地利用計画と調整のとれた場所であること。
なお、できる限り現在地周辺または既存集落周辺とする。

（用途）

- 5 移転後の用途は従前のものと同一であり、周辺に被害を及ぼすおそれのないものとする。

（規模）

- 6 敷地および建築物等の規模は、原則として従前とほぼ同一とする。規模を拡大する場合、従前の1.5倍（自己用住宅の敷地規模については、500㎡に満たない場合は500㎡）までとする。

なお、市長がやむをえないと認めたものについては、この限りでない。

（付則）この基準は、昭和58年2月1日より施行する。

（付則）この基準は、平成8年1月4日より施行する。

（付則）この基準は、平成11年4月21日より施行する。

（付則）

- 1 上記提案基準に該当するもののうち、土地収用法第3条の各号の一に該当する事業で、市街化調整区域から市街化調整区域に移転する建築物については、「事後報告基準2」として取扱う。
- 2 上記提案基準に該当するもののうち、土地収用法第3条の各号の一に該当する事業で、市街化調整区域以外から市街化調整区域に移転するもので、その敷地面積が3,000㎡未満のものについては、「事後報告基準2」として取扱う。

（付則）この基準は、平成8年1月4日より施行する。

（付則）この基準は、平成11年4月21日より施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、収用対象となる事業、市街化調整区域への移転の必要性および移転時期等を記述すること。）
- 2 申請地登記事項証明書
- 3 収用対象事業に係る旨の証明書または土地および家屋の売買契約書
- 4 収用対象事業に係るものの移転調書
- 5 現在地および申請地の写真
- 6 位置図（1/50,000あるいは1/25,000および1/2,500）
なお、1/2,500には現在地と申請地の距離を記入すること。
- 7 建築図面（平面図、立面図等）
- 8 その他市長が必要と認める書類

提案基準3 社寺、仏閣および納骨堂について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域における社寺、仏閣および納骨堂に係る開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に建築することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、当該市街化調整区域を中心とした地域社会における住民の日常の宗教的生活に関連した施設であること。
なお、対象地域外から宗教団体等が設置するものは除く。

（施設）

- 2 該当する施設としては、地域的性格の強い鎮守の社、庚申堂、地藏堂および従前より活動する地元の寺院等を対象とする。
また、これらに付属する社務所、寺務所および庫裡等で規模、構造および設計が宗教活動上の必要に照らして適切なものも対象に含む。
なお、宿泊施設および休憩施設は、原則として含まないものとする。

（申請者）

- 3 宗教法人法第2条に定める宗教団体および部落町内会等地域的な団体とする。

（立地）

- 4 信者の分布等に照らしてふさわしいところで、当該市町の土地利用計画と調整のとれた場所であること。
（付 則）この基準は、昭和58年2月1日より施行する。
（付 記）上記提案基準に該当するもののうち、敷地面積が3,000㎡未満の場合については、「事後報告書基準3」として取扱う。
（付 則）この基準は、平成8年1月4日より施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、当該施設が市街調整区域に必要である旨の説明等を記述すること。）
- 2 申請地登記事項証明書
- 3 宗教法人の登記事項証明書
- 4 信者の嘆願書等があれば提出すること
- 5 各建築物の用途を詳細に記述した書面
- 6 資金計画に関する書類
- 7 位置図（1/50,000 あるいは1/25,000 および1/2,500）
- 8 信者の分布を記入した位置図（1/25,000 あるいは1/10,000）
- 9 土地利用計画図および建物配置図
- 10 建築図面（平面図、立面図等）
- 11 その他市長が必要と認める書類

提案基準4 既存集落における自己用住宅について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域の既存集落における自己用住宅の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に建築することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、申請地の10年以前から、当該区域の既存集落内に土地を所有していた者が、現に必要な性のある自己用住宅を建築する場合に限る。

（申請者）

- 2 申請者は、次の各号のいずれかに該当して、真に住宅を必要としている者に限る。
 - （1）現住居が社宅あるいは借家等の場合
 - （2）現住居の規模が、家族構成等から判断して狭小過密である場合
 - （3）結婚による等、世帯を分離する合理的事情が存し、世帯分離することが確実な場合
 - （4）退職、転勤等により現住居を立ち退かなければならない場合
 - （5）疾病等の理由により転地のやむをえない場合
 - （6）その他市長がやむをえないと認めた場合

（申請地）

- 3 申請地は、次の各号のいずれかに該当していること。
 - （1）土地登記事項証明書上、申請者が申請日の10年以前から所有している土地であること。
 - （2）土地登記事項証明書上、申請者が申請日の10年以前から所有していた者より相続または贈与により取得した土地、あるいは将来相続または贈与で取得することが確実である土地であること。

（立地）

- 4 おおむね50m以内の間隔で、50以上の建築物が連たんして、一体的な日常生活圏を構成している地域

（用途）

- 5 申請に係る建築物は、原則として自己の居住のための一戸建て専用住宅であること。

（規模）

- 6 敷地の規模は、原則として500㎡以内とする。
 - （付則）この基準は、昭和58年2月1日より施行する。
 - （付則）この基準は、平成8年1月4日より施行する。
 - （付記）上記提案基準に該当するものについては、「事後報告基準4」として取扱う。
 - （付則）この基準は、平成8年1月4日より施行する。
 - （付則）この基準は、平成16年4月1日より施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、現住宅の利用状況、住宅の必要性および申請地決定の理由等を記述すること。）
- 2 申請地登記事項証明書（申請地の10年以前より保有していることが確認できるもの）
- 3 家族構成および申請者と申請地所有者との続柄が確認できる図表
- 4 住民票記載事項証明書（家族全員）
- 5 借家の場合、賃貸契約書の写しおよび建物登記事項証明書
- 6 狭小過密である場合、現住居の間取り図および写真
- 7 結婚の場合、相手の証明書
- 8 位置図（1/50,000あるいは1/25,000および1/2,500）
- 9 建築図面（平面図、立面図等）
- 10 その他市長が必要と認める書類

提案基準 6 災害危険区域等に存する建築物等の移転について（開発許可、建築許可）

建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域等に存する建築物が市街化調整区域に移転するものの開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に建築することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、次の各号のいずれかに該当していること。
 - (1) がけ地近接等危険住宅移転事業として行う移転
 - (2) 地すべり等防止法第 24 条第 3 項の規定による承認を得た関連事業計画に基づく移転
 - (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 9 条第 3 項の勧告に基づく移転
 - (4) 建築基準法第 10 条第 1 項の命令に基づく移転
 - (5) 土砂災害防止法第 25 条第 1 項の規定に基づく特別警戒区域指定における勧告による移転
 - (6) その他条例、要綱または特定の行政機関の指示に基づく上記(1)～(5)と同等と認められる移転
(移転の必要性)

- 2 市街化調整区域への移転の必要性は、次の各号のいずれかに該当していること。
 - (1) 日常生活の状況、事業の様態から判断して現在地と一体とみなされる地域に立地せざるをえない事由があり、市街化区域内に土地を取得することが極めて困難である場合
 - (2) 申請日の 10 年以前より、当該区域内に土地を所有しており、市街化区域内に土地を取得することが極めて困難である場合

（立 地）

- 3 他法令の著しい規制がなく、当該市の土地利用計画と調整のとれた場所であること。
なお、できる限り現在地周辺または既存集落周辺とする。

（用 途）

- 4 移転後の用途は、従前のものと同一であり、周辺に被害を及ぼすおそれのないものとする。

（規 模）

- 5 敷地の規模は、原則として従前とほぼ同一とする。
 - (付 則) この基準は、昭和 58 年 2 月 1 日より施行する。
 - (付 記) 上記提案基準に該当するもののうち、敷地面積が 3,000 m²未満のものについては、「事後報告基準 6」として取扱う。
 - (付 則) この基準は、平成 8 年 1 月 4 日より施行する。
 - (付 則) この基準は、平成 18 年 4 月 20 日より施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、災害の危険性がある旨の説明、市街化調整区域への移転の必要性および移転時期を記述すること。）
- 2 申請地登記事項証明書
- 3 移転の適用を受けることを証する書類
- 4 災害危険区域等に存するものの移転調書
- 5 現在地および申請地の写真
- 6 位置図（1/50,000 あるいは 1/25,000 および 1/2,500）
なお、1/2,500 には現在地と申請地の距離を記入すること。
- 7 建設図面（平面図、立面図等）
- 8 その他市長が必要と認める書類

提案基準7 レクリエーション施設を構成する建築物について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域における自然的土地利用と調和のとれたレクリエーションのための施設を構成する建築物を建築する場合は、下記の要件に該当してやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、次の各号のいずれかに該当していること。
 - (1) 第二種特定工作物に該当しない1ha未満の運動・レジャー施設および墓園等であって、管理上および利用上必要最小限不可欠な建築物（以下「併設建築物」という。）
 - (2) キャンプ場およびスキー場等第二種特定工作物に該当しない運動・レジャー施設であって、管理上および利用上必要最小限不可欠な建築物（以下「併設建築物」という。）
 - (3) 市街化調整区域に関する都市計画が決定された日以前から存する第二種特定工作物の利用増進上、宿泊機能が必要不可欠であり、かつ周辺の状況から判断して、当該工作物の敷地内に建築することに合理的理由がある宿泊施設である建築物
 - (4) 市街化調整区域に関する都市計画が決定された日以降に開発許可を受けて設けられた第二種特定工作物、または新たに開発許可を受けて設けようとする第二種特定工作物の利用増進上、宿泊機能が必要不可欠であり、かつ周辺の状況から判断して、当該工作物の敷地内に建築することに合理的理由がある宿泊施設である建築物
新規の第二種特定工作物の立地の場合、第二種特定工作物そのものも審査対象とする。

【注意事項】

上記(1)(2)(3)は建築許可、(4)は開発許可で取扱う。

（立地）

- 2 周辺の環境に適合し、自然公園法その他の法令に適合した場所であること。

（用途）

- 3 申請にかかる「併設建築物」は、一般的に次のようなものが該当する。
 - (1) ゴルフ場……クラブハウス、コース管理施設、便所
 - (2) テニスコート……クラブハウス、観覧席、便所
 - (3) 野球場、陸上競技場および
その他運動施設……管理事務所、更衣室、器具庫、観覧席、ダッグアウト、
休憩所、食堂、売店、便所
 - (4) 遊園地、動物園、その他
レジャー施設……遊園施設、観覧施設、管理事務所、休憩所、食堂、売店、便所
 - (5) 墓園……管理事務所、休憩所、便所
 - (6) マリーナ、ピクニック広場、フィールドアスレチック、スキー場……管理事務所、休憩所、便所
 - (7) キャンプ場……管理事務所、バンガロー、便所

（規模および構造）

- 4 予定建築物の規模は、必要最小限なものとする。
予定建築物の構造は、周辺の自然環境に調和した簡素なもので、用途の変更が容易でないこと。
1-(3)および(4)に係る宿泊施設の建築延べ面積は、当該第二種特定工作物の敷地面積の5%以下とする。

（付 則）この基準は、昭和58年2月1日より施行する。

（付 則）この基準は、平成8年1月4日より施行する。

（付 記）上記提案基準に該当するもののうち、レクリエーション施設の敷地面積が3,000㎡未満のものについては、「事後報告基準7」として取扱う。

（付 則）この基準は、平成8年1月4日より施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、当該施設を市街化調整区域に立地しなければならない理由および施設内に併設建築物を必要とする旨の説明を記述すること。）
- 2 申請地登記事項証明書
- 3 必要とする他法令の許可書の写し（同時許可になる場合申請書の写し）
- 4 資金計画に関する書類
- 5 現況写真
- 6 位置図（1/50,000あるいは1/25,000および1/2,500）
- 7 土地利用計画図
- 8 建築図面（平面図、立面図等）
- 9 その他市長が必要と認める書類

提案基準 9 研究施設について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域における研究施設の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して、市街化調整区域に建築することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、研究対象が市街化調整区域に存在すること等の理由により当該市街化調整区域に建築することがやむをえないと認められる研究施設で次のいずれかに該当していること。
 - （1）研究対象が、あくまで当該市街化調整区域に存在し、その周辺で研究する必要性のあるもの
 - （2）研究対象が、自然的または環境上特別の条件を必要とするもので、当該土地でのみそれを満足できるもの

（立地）

- 2 周辺の環境に適合し、自然公園法その他法令に適合した場所であること。

（用途）

- 3 申請に係る建築物は、研究を目的としたものであること。
なお、管理上および利用上必要最小限不可欠な建築物は含むものとする。

（付則）この基準は、昭和58年2月1日より施行する。

（付記）上記提案基準に該当するもののうち、敷地面積が3,000㎡未満のものについては、「事後報告基準9」として取扱う。

（付則）この基準は、平成8年1月4日より施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、研究対象、研究施設の詳細および当該市街化調整区域に立地しなければならない理由を具体的に記述すること。）
- 2 申請地登記事項証明書
- 3 必要とする他法令の許可書の写し（同時許可になる場合は申請書の写し）
- 4 資金計画に関する書類
- 5 現況写真
- 6 位置図（1/50,000 あるいは 1/25,000 および 1/2,500）
- 7 土地利用計画図
- 8 建築図面（平面図、立面図等）
- 9 その他市長が必要と認める書類

提案基準 10 事業所の社宅、寮等について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域に存する事業所の社宅、寮等にかかる開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して、市街化調整区域に建築することがやむを得ないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、法第 34 条第 1 号から第 9 号および第 10 号ロの規定による開発許可を受けた事業所または申請日の 10 年以前から当該市街化調整区域に存する事業所において、業務に従事する者の社宅、寮等で、事業所が市街化区域から相当の距離があり、通勤困難等の特別の事情があること。

（立地）

- 2 申請地は当該事業所と同一の敷地か、隣接または近隣の土地であること。

（規模）

- 3 施設の規模は、従事者等から判断して過大でないこと。

（付 則）この基準は、昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。

（付 則）この基準は、平成 8 年 1 月 4 日より施行する。

（付 記）上記提案基準に該当するもののうち、敷地面積が 3,000 m²未満のものについては、「事後報告基準 10」として取扱う。

（付 則）この基準は、平成 8 年 1 月 4 日より施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、事業所の操業状況、従事者の状況および現在社宅、寮を必要とする理由を具体的に記述すること。また、必要とする施設の規模についても記述すること。）
- 2 現事業所に関する開発許可、建築確認等の写し
- 3 申請地登記事項証明書
- 4 現況写真
- 5 位置図（1/50,000 あるいは 1/25,000 および 1/2,500）
- 6 現存する事業所を含めた土地利用計画図
- 7 建築図面（平面図、立面図等）
- 8 その他市長が必要と認める書類

提案基準 12 大規模な「指定既存集落」における建築物について（開発許可、建築許可）

12-1 自己用住宅について

市街化調整区域の「指定既存集落」における自己用住宅の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域の「指定既存集落」に建築することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、申請日の10年以前から、当該「指定既存集落」に生活の本拠を有する者、もしくは収用対象事業による建築物の移転等の事情により当該「指定既存集落」に生活の本拠を有することとなった者が、現に必要な性のある自己用住宅を建築する場合に限る。

（申請者）

- 2 申請者は、次の各号のいずれかに該当して、真に住宅を必要としている者に限る。
 - ① 現住居が社宅あるいは借家等の場合
 - ② 現住居の規模が、家族構成等から判断して狭小過密である場合
 - ③ 結婚による等、世帯を分離する合理的事情が存し、世帯分離することが確実な場合
- (4) その他市長がやむをえないと認めた場合

（立 地）

- 3 独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な「指定既存集落」に該当する区域であること。

（用 途）

- 4 申請に係る建築物は、原則として自己の居住のための一戸建専用住宅であること。

（規 模）

- 5 敷地の規模は、原則として500㎡以内とする。

（付 則）この基準は、昭和62年4月1日より施行する。

（付 則）この基準は、平成8年1月4日より施行する。

（付 記）上記提案基準に該当するものについては、「事後報告基準12-1」として取扱う。

（付 則）この基準は、平成8年1月4日より施行する。

（付 則）この基準は、平成28年12月28日より施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、住宅を必要としている状況、現住居の取扱い、住宅の必要性および申請地決定の理由等を記述すること。）
- 2 申請地登記事項証明書
- 3 「指定既存集落」に生活の本拠を有していることの書面（家族全員）
- 4 狭小過密である場合、現住居の間取り図および写真
- 5 結婚の場合、相手の証明書
- 6 借家の場合、賃貸契約書の写しおよび建物登記事項証明書
- 7 位置図（1/50,000あるいは1/25,000および1/2,500）
- 8 建物図面（平面図、立面図等）
- 9 その他市長が必要と認める書類

12-2 世帯の分化の過程で必要とする住宅について

市街化調整区域の「指定既存集落」における居住者の子等が、その世帯の分化の過程で必要とする住宅に係る開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域の「指定既存集落」に建築することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

(適用範囲)

- 1 この基準の適用を受けるものは、申請日の10年以前から、当該「指定既存集落」に生活の本拠を有するもの（以下「親等」という。）もしくは収用対象事業による建築物の移転等の事情により当該「指定既存集落」に生活の本拠を有することとなった親等が、その世帯の通常の分化発展の過程で必要とする住宅に限る。

(申請者)

- 2 申請者は、当該「指定既存集落」に生活の本拠を有する親等の親族のうち子、孫、兄弟、姉妹、甥および姪のいずれかで、親等と同居している者、または同居していた者。
なお、これらの者の配偶者も申請者となることができる。

(申請地)

- 3 申請地は、親等が保有していた土地で申請者が相続または贈与で取得した土地、あるいは将来相続または贈与で取得することが確実である土地とする（農地については、親等が相当期間保有していること）。ただし、親等が保有していた土地が農用地区域である場合、あるいは立地条件、生活環境上から不適地または建築が困難である場合は、親等が交換分合により取得する土地でも対象とする。

(立地)

- 4 独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な「指定既存集落」に該当する区域であること。

(用途)

- 5 申請に係る建築物は、原則として自己の居住のための一戸建専用住宅であること。

(規模)

- 6 敷地の規模は、原則として500㎡以内とする。

(その他)

- 7 申請理由には、結婚、転勤、住宅困難、Uターンによる定住およびその他独立して世帯を構成する合理的事情があること。

(付則) この基準は、昭和62年4月1日より施行する。

(付則) この基準は、平成8年1月4日より施行する。

(付記) 上記提案基準に該当するものについては、「事後報告基準12-2」として取扱う。

(付則) この基準は、平成8年1月4日より施行する。

(付則) この基準は、平成28年12月28日より施行する。

(必要書類)

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、申請人の現状、実家の将来、世帯の分化の必要性、申請地決定の理由および申請地を相続または贈与で取得する旨の説明を記述すること。）
- 2 世帯の分化に係る調書
- 3 申請地登記事項証明書（親等が保有していることが確認できるもの）
- 4 申請地決定の理由書（親等の所有する土地の位置図を添付し、申請地以外の親等の所有する土地の状況について説明すること。）
- 5 固定資産評価証明書（親等の所有する土地、建物の全てを記載したもの）
- 6 家族構成および申請者と申請地所有者との続柄が確認できる図表
- 7 住民票記載事項証明書（家族全員）

- 8 親等が申請地を相続または贈与で譲渡する旨の確約書
- 9 申請地を交換により取得する場合は、交換に係る書類（申請地が農地の場合は、農地法第3条および第5条申請書の写し）
- 10 位置図（1/50,000 あるいは1/25,000 および1/2,500）
なお、1/2,500 には実家と申請地の距離を記入すること。
- 11 建築図面（平面図、立面図等）
- 12 その他市長が必要と認める書類

大規模な指定既存集落

（指定基準）

- ア 独立した日常生活圏を構成している既存集落であること。
- イ 1単位の既存集落の戸数は100戸以上であり、おおむね50m以内の間隔で連たんしていること。
- ウ 市長が地域の実情等から指定が必要と判断した集落であること。

（許可対象となるもの）

- ア 自己用住宅
- イ 世帯の分化住宅

「大規模指定既存集落」

平成14年6月24日制定

米原市

旧米原町：5地区

（朝妻筑摩）（上多良・中多良・下多良）（磯・筑摩）（賀目山・入江）（梅ヶ原）

旧近江町：7地区

（新庄・箕浦）（岩脇）（舟崎・高溝・顔戸）（長沢）（宇賀野）（飯）（世継）

【注意事項】

- 昭和62年4月1日、平成2年4月1日、平成8年6月1日、平成10年7月7日、平成12年2月22日、平成14年6月24日および平成28年12月28日指定の集落を含む。
- 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域は除く。

提案基準 13 地域経済牽引事業の用に供する施設について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域における地域経済牽引事業の用に供する施設の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、当該市街化区域内に適切な土地がないと認められ、かつ、地形・環境等の自然条件、雇用、交通、土地利用、産業等の社会経済条件を総合的に勘案し、市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められる場合に限る。

（立地）

- 2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下、地域未来投資促進法という。）第 11 条第 2 項第 1 号に基づく土地利用調整区域内に限る。
- 3 地域未来投資促進法第 13 条第 4 項もしくは第 7 項に基づく承認を得た「地域経済牽引事業計画」に基づく土地であること。

（用途）

- 4 地域未来投資促進法第 13 条第 4 項もしくは第 7 項に基づく承認を得た「地域経済牽引事業計画」に基づく施設であること。

【参考】同法第 3 条に基づく基本方針では該当する施設として「下記のものと考えられる。」とされている。

○市街化調整区域における地域経済牽引事業の用に供する施設

周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不相当であって、地域経済牽引事業の効果を発揮する上で次のような立地を得られることが特に必要であると認められる以下のものと考えられる。

i) 流通の結節点

高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地する食品関連物流施設、植物工場、生体材料の研究施設及び工場

ii) 原料調達地又は密接な関係のある既存施設の近傍

医薬品又は食品の原料又は材料として使用される農林水産物等の生産地等及び現に試験研究の用に供されている試験研究施設等の近傍に立地する研究施設及び工場

（規模）

- 5 地域未来投資促進法第 13 条第 4 項もしくは第 7 項に基づく承認を得た「地域経済牽引事業計画」に基づく施設の規模、土地の面積であること。

（付 則）この基準は、平成 29 年 11 月 29 日より施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、開発の必要性を具体的に記述すること。）
- 2 申請工場等に関する調書（事業概要等詳細に記述すること。）
- 3 地域未来投資促進法第 4 条第 2 項に基づく重点促進区域および同法第 11 条第 2 項に基づく土地利用調整区域内であることが判る書類
- 4 地域未来投資促進法第 13 条に基づく「地域経済牽引事業計画」の写し
- 5 申請地登記事項証明書
- 6 法人等の登記事項証明書
- 7 資金計画に関する書類
- 8 位置図（1/50,000 あるいは 1/25,000 および 1/2,500）
- 9 土地利用計画図
- 10 その他市長が必要と認める書類

提案基準 14-1 インターチェンジ周辺の大規模物流施設について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域における物流拠点の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に立地することがやむを得ないと認められるものについて取り扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、当該市街化調整区域に物流拠点の立地に当たって適地がなく、滋賀県都市計画基本方針に適合し、当該市街化調整区域に立地することがやむを得ないと認められる大規模物流施設に限る。

（立地）

- 2 立地について、下記の要件すべてに該当するものであること。
 - （1）高速自動車国道等のインターチェンジ（スマートインターチェンジを含む）出入口で一般道路と接する地点より1 km以内にあり、かつ、幅員9.0m以上の道路に接していること。
 - （2）当該市町の土地利用計画と調整と整合のとれた場所であること。
 - （3）農用地区域等積極的に保全すべき区域を除いた区域であること。
 - （4）住居系の用途地域に隣接していないこと。
 - （5）周辺に住宅・学校・病院・公園等がないこと。

（開発計画）

- 3 申請に係る計画内容は、次のすべての要件に該当しなければならない。
 - （1）申請地は、2 ha未満であること。
 - （2）周辺地域に対する騒音、振動等の影響を防止するため、開発面積の15%以上の緩衝帯が開発区域内の外周部に適切に配置されていること。
 - （3）予定建築物の建蔽率は60%以下、容積率は200%以下であること。

（用途）

- 4 用途は大規模物流施設であって、以下のいずれかに該当するものであること。
 - ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち同条第6項の特別積合せ貨物運送に該当しないものの用に供される施設のうち、地方運輸局長等が積載重量5トン以上の大型貨物車がおおむね一日平均延べ20回以上発着すると認定したものであること。
 - イ 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同法第2条第1項に規定する倉庫のうち、地方運輸局長等が積載重量5トン以上の大型貨物車がおおむね一日平均延べ20回以上発着すると認定したものであること。

（付 則）この基準は、令和5年4月1日より施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、開発の必要性を具体的に記述すること。）
- 2 申請施設等に関する調書（事業概要等詳細に記述すること。）
- 3 当該市町長の意見書
- 4 申請地登記事項証明書
- 5 法人等の登記事項証明書
- 6 資金計画に関する調書
- 7 位置図（1/50,000 あるいは 1/25,000 および 1/2,500）
- 8 土地利用計画図
- 9 その他市長が必要と認める書類

提案基準14-2 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律を活用する 特定流通業務施設について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域における特定流通業務施設の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に立地することがやむを得ないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、当該市街化区域に特定流通業務施設の立地に当たって適地がないと認められるもの、または交通機能を阻害あるいは居住環境を悪化させるおそれのある等のため市街化調整区域に立地することがやむを得ないと認められる特定流通業務施設に限る。

（立地）

- 2 申請に係る土地は、次の要件に該当しなければならない。
 - （1）流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下、物流総合効率化法という）第5条第2項に規定する「認定総合効率化計画」に基づく土地であること。

（用途）

- 3 物流総合効率化法第5条第2項に規定する「認定総合効率化計画」に基づく施設であること。

（規模）

- 4 物流総合効率化法第5条第2項に規定する「認定総合効率化計画」に基づく施設の規模、土地の面積であること。

【参考】同法第5条第2項に規定する「認定総合効率化計画」では下記の認定基準を満たすことが必要とされている。（R4.4.1時点）

○流通業務総合効率化事業の認定基準（抜粋）

- ・ 2以上の者（法人格が別の者）が連携すること。
- ・ 流通業務（輸送、保管、荷捌き及び流通加工）を一体的に実施すること。
- ・ 施設整備に係る関連法令の許可等の見通しがついていること。
- ・ 高速自動車国道のIC等の周辺5kmの区域内であること。
- ・ その他、国土交通省の定める認定基準に適合していること。

（付記）上記提案基準に該当するもののうち、敷地面積が3,000㎡未満のものについては、「事後報告基準14-2」として取扱う。

（付則）この基準は、令和4年4月1日より施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、開発の必要性を具体的に記述すること。）
- 2 物流総合効率化法第4条第1項に基づく「総合効率化計画」の認定通知書の写しまたは同法第5条第1項に基づく「総合効率化計画」の変更認定通知書の写し。
- 3 当該市町長の意見書
- 4 申請地登記事項証明書
- 5 法人等の登記事項証明書
- 6 位置図（1/50,000 あるいは1/25,000 および1/2,500）
- 7 土地利用計画図
- 8 その他知事が必要と認める書類

提案基準14-3 大規模な流通業務施設について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域における大規模な流通業務施設の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、当該市街化区域に大規模な流通業務施設の立地に当たって適地がないと認められるもの、または交通機能を阻害しあるいは居住環境を悪化させるおそれのある等のため市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められる大規模な流通業務施設に限る。

（立地）

- 2 四車線以上の国道、県道等の沿線または高速自動車国道等のインターチェンジ周辺等において、知事が指定した区域に限る。
- 3 当該市の土地利用計画と調整のとれた場所であること。

（用途）

- 4 大規模な流通業務施設とは、次のいずれかに該当するものであること。
 - （1）貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち同法同条第6項の特別積合せ貨物運送に該当しないものの用に供される施設のうち、地方運輸局長等が積載重量5トン以上の大型自動車がおおむね一日平均延べ20回以上発着すると認定したものであること。
 - （2）倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同法第2条第1項に規定する倉庫のうち、地方運輸局長等が積載重量5トン以上の大型自動車がおおむね一日平均延べ20回以上発着すると認定したものであること。

（付則）この基準は、昭和62年4月1日より施行する。

（付則）この基準は、平成4年12月17日より施行する。

（付則）この基準は、平成11年4月21日より施行する。

（付記）上記提案基準に該当するもののうち、敷地面積が3,000㎡未満のものについては、「事後報告基準14」として取扱う。

（付則）この基準は、平成8年1月4日より施行する。

（付則）この基準は、平成11年4月21日より施行する。

（付則）この基準は、平成13年2月19日より施行する。

（付則）この基準は、平成20年4月1日より施行する。

（付則）この基準は、令和5年4月1日より改正後の提案基準14-1へ移行する。ただし、令和10年3月31日までは当基準に基づく許可を行うことができることとする。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、開発の必要性を具体的に記述すること。）
- 2 申請施設等に関する調書（事業概要等詳細に記述すること。）
- 3 市長（担当所管課）の意見書
- 4 申請地登記事項証明書
- 5 法人等の登記事項証明書
- 6 資金計画に関する書類
- 7 位置図（1/50,000あるいは1/25,000および1/2,500）
- 8 土地利用計画図
- 9 その他市長が必要と認める書類

四車線以上の国道、県道等の沿道または高速自動車国道等のインターチェンジ周辺等における区域の指定

(指定基準)

指定する区域は、次に掲げるいずれかの区域であって、優良農地を含まず、将来において住居系の土地利用が想定されていない区域とする。

ア 四車線以上の国道、県道等の沿線

イ 高速自動車国道等のインターチェンジからおおむね2kmの区域

ウ 四車線以上で計画され、暫定二車線で供用開始している道路であって次のいずれかに該当する道路の沿道

(ア) 四車線以上の用地買収が終了し、近い将来に四車線の整備が予定されている道路

(イ) 四車線以上で土地収用法に基づく事業の認定を得ている道路

「大規模な流通業務施設の立地に係る幹線道路の沿道等の指定」(関係分のみ)

1 四車線以上の国道、県道等(四車線以上で計画され、暫定二車線で供用開始している道路を含む)

番号	指定に係る市名	指定路線名	指定区間		備考
			起点	終点	
3	米原市 (旧近江町)	国道8号線	一級河川土川との交点	長浜市との行政界	平成5年4月1日指定 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域は除く。

2 高速自動車国道等のインターチェンジ

番号	指定に係る市名	指定路線名	指定インターチェンジの名称	備考
3	米原市 (旧近江町)	北陸自動車道	米原インターチェンジ	平成11年4月21日指定 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域は除く。

※旧米原町の米原インターチェンジについては、平成5年4月1日指定、平成28年12月28日に当該地域が非線引都市計画区域に変更により削除。

市街化調整区域における大規模な流通業務施設の取扱い基準

(趣旨)

- この基準は、都市計画法第34条第14号(提案基準14)の規定の運用として、昭和61年8月2日付け建設省経民発第33号・34号通達および平成2年11月30日付け建設省経民発第54号通達および平成10年7月1日付け建設省経民発第40号通達に基づき、知事が指定した区域において行う市街化調整区域における大規模な流通業務施設の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(施設)

- 大規模な流通業務施設とは、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち同条第6項の特別積合せ貨物運送に該当しないものの用に供される施設のうち、地方運輸局長等が積載重量5トン以上の大型貨物車がおおむね一日平均延べ20回以上発着すると認定したものであること。

(2) 倉庫業法(昭和31年法律第121号)第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同法第2条第1項に規定する倉庫のうち、地方運輸局長等が積載重量5トン以上の大型貨物車がおおむね一日平均延べ20回以上発着すると認定したものであること。

(立地)

- 申請に係る土地は、次の要件に該当しなければならない。

(1) 沿道指定における場合は、当該指定道路に接していること。

ただし、地形等の理由によりやむを得ない場合は、当該指定道路と直接出入りできるよう計画されていること。

- (2) インターチェンジ指定における場合は、高速自動車国道等のインターチェンジの出入口で一般道路と接する地点よりおおむね2 km 以内（運行経路についてもその区域内にあること）にあり、かつ、原則として9.0メートル以上の道路に接していること。
- (3) 市の土地利用計画、周辺環境等において支障とならないこと。
- (4) 農用地区域等積極的に保全すべき区域を除いた区域であること。
- (5) 住居系の用途地域に隣接していないこと。

(開発計画)

4 申請に係る計画内容は、次の全ての要件に該当しなければならない。

- (1) 申請地は、5ヘクタール未満であること。
- (2) 周辺地域に対する騒音、振動等の影響を防止するため、開発面積の15%以上の緩衝帯が開発区域内の外周部に適切に配置されていること。
- (3) 予定建築物の建蔽率は60%以下、容積率は200%以下であること。

提案基準 15 有料老人ホームについて（開発許可、建築許可）

市街化調整区域における有料老人ホームの開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームのうち、次のいずれにも該当して市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められるものに限る。
 - （1）当該有料老人ホームの設置および運営は、厚生労働省の策定する有料老人ホームの設置運営指針における基準に適合していること。
 - （2）当該有料老人ホームに係る権利関係は、利用権方式または賃貸方式のものであり、分譲方式でないこと。
 - （3）当該有料老人ホームの立地については、当該市町長が承認を与えたものであること。
 - （4）当該有料老人ホームは、原則として市街化調整区域に存する医療介護機能と密接に連携しつつ立地する必要があり、かつ入居一時金および利用料に関する国の基準に従い適正な料金設定がなされている場合であること。

（立地）

- 2 当該市の土地利用計画と調整のとれた場所であること。

（付 則）この基準は、昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。

（付 則）この基準は、平成 11 年 1 月 4 日より施行する。

（付 記）上記提案基準に該当するものうち、敷地面積が 3, 000 m²未満のものについては、「事後報告基準 15」として取扱う。

（付 則）この基準は、平成 8 年 1 月 4 日より施行する。

（付 則）この基準は、平成 11 年 1 月 4 日より施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、開発の必要性および概要等を具体的に記述すること。）
- 2 老人福祉所管課の証明書
- 3 立地について市長（担当所管課）の承認書または意見書
- 4 申請地登記事項証明書
- 5 位置図（1/50, 000 あるいは 1/25, 000 および 1/2, 500）
- 6 土地利用計画図
- 7 建築図面（平面図、立面図等）
- 8 その他市長が必要と認める書類

提案基準 18 介護老人保健施設について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域における介護老人保健施設の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、介護保健法第8条第28項に規定する介護老人保健施設で、介護老人保健施設の開設許可の見込みが確実であり、市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められるものに限る。

（立地）

- 2 当該市町の土地利用計画と調整のとれた場所で、かつ介護老人保健施設の人員、施設および設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第30条に規定する協力病院が近隣に所在する場所であること。

（規模）

- 3 地域の要介護老人数等を踏まえて、見込まれるその地域の利用を考慮した規模のものであること。

（付 則）この基準は、平成7年4月26日より施行する。

（付 記）上記提案基準に該当するもののうち、敷地面積が3,000㎡未満のものについては「事後報告基準18」とする。

（付 則）この基準は、平成8年1月4日より施行する。

（付 則）この基準は、平成15年3月17日より施行する。

（付 則）この基準は、平成28年4月1日より施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、開発等の必要性および概要等を記述すること。）
- 2 介護老人保健施設主管課の確認書
- 3 立地について市長（担当所管課）の意見書
- 4 申請地決定の理由と規模算定の概要書（地域の要介護老人数等とその地域の利用の見込み、協力病院の位置等について図面等の説明資料を用い、記述すること。）
- 5 申請地登記事項証明書
- 6 位置図（1/50,000あるいは1/25,000および1/2,500）
- 7 土地利用計画図
- 8 建築図面（平面図、立面図等）
- 9 その他市長が必要と認める書類（事業計画の地元区等への説明、協議経過を表す書類等）

提案基準 19 打席が建築物であるゴルフの打放し練習場について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域における打席が建築物であるゴルフの打放し練習場の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、打席が建築物であるゴルフの打放し練習場で、その規模、形状等から市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められるものに限る。

（立地）

- 2 申請地は、周辺の環境に適合し、当該市町の土地利用計画と調整のとれた場所であること。

（用途）

- 3 申請地に係る建築物は、一般的には次のものが該当する。なお、建築物の用途は、管理上および利用上必要不可欠な用途であること。

打席（建築物）、クラブハウス、便所、練習場管理施設等

（規模および構造）

- 4 土地利用計画、建築物の規模および構造は、次のいずれにも該当していること。
 - （1）開発計画の土地利用計画は、周辺の環境に調和したものであること。
 - （2）予定建築物の規模は、管理上および利用上必要最小限であること。
 - （3）予定建築物の構造は、用途の変更が容易でない構造であること。また、予定建築物の形態等は、周辺の自然環境に調和した簡素なものであること。

（付則）この基準は、平成7年4月26日より施行する。

（付記）上記提案基準に該当するもののうち、敷地面積が3,000㎡未満のものについては「事後報告基準19」とする。

（付則）この基準は、平成8年1月4日より施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、当該施設を市街化調整区域に立地しなければならない理由および開発の概要等を具体的に記述すること。）
- 2 資金計画に関する書類
- 3 立地について市長（担当所管課）の意見書
- 4 土地利用計画および予定建築物の規模算定の概要書
- 5 周辺の自然環境への配慮および開発区域の植栽、緑化計画書
- 6 位置図（1/50,000 あるいは 1/25,000 および 1/2,500）
- 7 土地利用計画図
- 8 建築図面等（平面図、立面図等）
- 9 その他市長が必要と認める書類（事業計画の地元区等への説明、協議経過を表す書類等）

提案基準 20 既存集落における小規模な工場等について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域の既存集落における小規模な工場等の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域の既存集落に建築することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、申請日の10年以前から、当該区域の既存集落内に生活の本拠を有する者、もしくは収用対象事業による建築物の移転等の事情により当該既存集落に生活の本拠を有することになった者が、事情により自己の生計を維持するために必要性のある小規模な工場等を建築する場合に限る。

（申請者）

- 2 申請者は、自己の業務の用に供する建築物において事業を営む必要がある者等に限る。

（申請地）

- 3 申請地は、次の各号のいずれかに該当していること。
 - （1）土地登記事項証明書上、申請者が申請日の10年以前から所有している土地であること。
 - （2）土地登記事項証明書上、申請者が申請日の10年以前から所有していた者より相続により取得した土地、あるいは将来相続または贈与で取得することが確実である土地であること。

（立地）

- 4 おおむね50m以内の間隔で、50以上の建築物が連たんして、一体的な日常生活圏を構成している地域

（用途）

- 5 申請に係る建築物は、次の各号のいずれかに該当し、周辺の土地利用と調整がとれ、生活環境の保全上著しく支障のないものであること。
 - （1）工場
 - （2）作業場
 - （3）事務所
- 6 敷地の規模は、原則として1,000㎡以内とする。

（付則）この基準は、平成8年1月4日より施行する。

（付記）上記提案基準に該当するものについては、「事後報告基準20」として取扱う。

（付則）この基準は、平成8年1月4日より施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、事業を営む必要性および計画の概要等を記述すること。）
- 2 申請地登記事項証明書（申請日の10年以前より保有していることが確認できるもの）
- 3 既存集落に申請日の10年以前より生活の本拠を有していることの書面
- 4 申請人の経歴書等
- 5 地元区長等との協議書および市長（担当所管課）の意見書
- 6 公害関係諸法令の届出に係る受理書
- 7 関係機関の協議書
- 8 資金計画に関する書面
- 9 位置図（1/50,000 あるいは1/25,000 および1/2,500）
- 10 土地利用計画図
- 11 建築図面（平面図、立面図等）
- 12 その他市長が必要と認める書類

提案基準 21 既存集落における公営住宅について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域の既存集落における公営住宅の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域の既存集落に建築することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅の建設事業として行うものであり、主として当該既存集落およびその周辺の地域に居住している者を入居の対象としていること。

（申請者）

- 2 申請者は、当該事業を施行する地方公共団体の長であること。

（事業計画）

- 3 当該事業の計画は、公営住宅主管課の承認を了したものであること。

（立地）

- 4 おおむね50m以内の間隔で、50以上の建築物が連たんして、一体的な日常生活圏を構成している地域

（付 則）この基準は、平成8年1月4日より施行する。

（付 記）上記提案基準に該当するもののうち、敷地面積が3,000㎡未満のものについては、「事後報告基準21」として取扱う。

（付 則）この基準は、平成8年1月4日より施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、事業の必要性、現在までの事業の経過および概要等を記述すること。）
- 2 事業の承認を証する書面
- 3 位置図(1/50,000 あるいは 1/25,000 および 1/2,500)
- 4 土地利用計画図
- 5 その他市長が必要と認める書類

提案基準 22 産業廃棄物処理施設について（開発許可、建築許可）

22-1 アスファルトコンクリート廃材、コンクリート廃材等の破碎施設について

市街化調整区域におけるアスファルトコンクリート廃材、コンクリート廃材等の破碎施設の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃掃法」という。）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設および同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設以外で産業廃棄物中間処理業の許可の範囲で行われる施設のうち、次のいずれにも該当して市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められるものに限る。
 - （1）都市計画法第4条第11項で定義する第一種特定工作物に該当する施設であること。
 - （2）廃掃法第15条の許可を受ける見込みのある施設および産業廃棄物処理施設の許可を要しないものであって、産業廃棄物中間処理業の許可の範囲内で行われることが認められる見込みの施設であること。
 - （3）事業計画において、処理量の過半が当該都市計画区域において発生する廃材であること。

（申請者）

- 2 申請者は、廃掃法第14条で規定する産業廃棄物処理業の許可を得た者、または許可を受ける見込みのある者。

（立地）

- 3 当該市町の土地利用計画と調整がとれた場所であること。
- 4 周辺に住宅、学校、病院、公園等がないこと。
- 5 他法令の規制により、立地について困難な状況にないこと。

（規模）

- 6 敷地の規模は、原則として5,000㎡以内とする。

（その他）

- 7 周辺地域の生活環境の保全および増進に配慮すること。
- 8 騒音、粉塵、振動等に対する環境保全対策が講じられていること。
- 9 建築物は、廃掃法に定める産業廃棄物の処分等の基準に適合するもので、処理施設、保管施設、管理事務所および便所とする。

（付 則） この基準は、平成8年1月4日より施行する。

（付 記） 上記提案基準に該当するものについては、「事後報告基準 22-1」として取扱う。

（付 則） この基準は、平成8年1月4日より施行する。

（付 則） この基準は、平成18年4月20日より施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、開発の必要性および概要等を具体的に記述すること。）
- 2 産業廃棄物主管課の証明書
- 3 立地について市長（担当所管課）の意見書
- 4 申請地登記事項証明書
- 5 位置図（1/50,000 あるいは 1/25,000 および 1/2,500）
- 6 土地利用計画図
- 7 建築図面（平面図、立面図等）
- 8 その他市長が必要と認める書類

22-2 産業廃棄物処理施設（その他の中間処理施設）について

市街化調整区域における産業廃棄物処理施設（その他の中間処理施設）の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

なお、処理施設が都市計画法第4条第11項で定義する第一種特定工作物に該当する場合は、提案基準22-1で取扱うものである。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃掃法」という。）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設および同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設以外で産業廃棄物中間処理業の許可の範囲で行われる施設のうち、次のいずれにも該当して市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められるものに限る。
 - （1）廃掃法第15条の許可を受ける見込みのある施設および産業廃棄物処理施設の許可を要しないものであって、産業廃棄物中間処理業の許可の範囲内で行われることが認められる見込みの施設であること。
 - （2）事業計画において、処理量の過半が当該都市計画区域において発生する廃材であること。

（申請者）

- 2 申請者は、廃掃法第14条で規定する産業廃棄物処理業の許可を得た者、または許可を受ける見込みのある者。

（立地）

- 3 当該市町の土地利用計画と調整がとれた場所であること。
- 4 周辺に住宅、学校、病院、公園等がないこと。
- 5 他法令の規制により、立地について困難な状況にないこと。

（用途）

- 6 建築物は、廃掃法に定める産業廃棄物の処分等の基準に適合するもので、処理施設、保管施設、管理事務所および便所とする。

（規模）

- 7 敷地の規模は、原則として5,000㎡以内とする。

（その他）

- 8 周辺地域の生活環境の保全および増進に配慮すること。
- 9 騒音、粉塵、振動、悪臭、煤塵等に対する環境保全対策が講じられていること。
- 10 建築基準法第51条に規定する「その他の処理施設」に該当するときは、特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経てその敷地が都市計画に支障ないものと認めたものに限る。

（付 則） この基準は、平成8年1月4日より施行する。

（付 記） 上記提案基準に該当するものについては、「事後報告基準22-2」として取扱う。

（付 則） この基準は、平成8年1月4日より施行する。

（付 則） この基準は、平成18年4月20日より施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、開発の必要性および概要等を具体的に記述すること。）
- 2 産業廃棄物主管課の証明書
- 3 立地について市長（担当所管課）の意見書
- 4 申請地登記事項証明書
- 5 位置図（1/50,000あるいは1/25,000および1/2,500）
- 6 土地利用計画図
- 7 建築図面（平面図、立面図等）
- 8 その他市長が必要と認める書類

提案基準 23 既存の土地利用を適正に行うための管理施設について（建築許可）

市街化調整区域における既存の土地利用を適正に行うための最低限必要な管理施設にかかる建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に建築することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、現存する駐車場、資材置場等において、その土地利用を適正に行うための最低限必要な管理施設を市街化調整区域に建築することがやむをえないと認められるものに限る。

（立地）

- 2 当該施設を設置するうえで、他法令の規定がある場合は、これに適合していること。

（用途）

- 3 駐車場、資材置場等を管理するための料金ハウスもしくは従業員のための更衣室等で宿泊施設を含まないものであること。
- 4 営業所、事務所またはこれらに類するものでないこと。

（規模）

- 5 建築物の規模は、原則として 50 m²以内の必要最低限な延床面積とする。

（その他）

- 6 申請理由には、建築物の必要性と規模の妥当性を明記のこと。

（付 則）この基準は、平成 11 年 1 月 4 日より施行する。

（付 記）上記提案基準に該当するものは、「事後報告基準 23」として取扱う。

（付 則）この基準は、平成 11 年 1 月 4 日より施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、建築の必要性および規模の妥当性等を具体的に記述すること。）
- 2 立地について市長（担当所管課）の意見書
- 3 申請地登記事項証明書
- 4 位置図（1/50,000 あるいは 1/25,000 および 1/2,500）
- 5 土地利用計画図
- 6 建築図面（平面図、立面図等）
- 7 申請地の現況写真
- 8 必要とする他法令の許可書の写し
- 9 その他市長が必要と認める書類

提案基準 24 既存の自己用住宅の増改築のための敷地拡大について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域における既存の自己用住宅の増改築のための敷地拡大における開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して建築することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、市街化調整区域に存する自己用住宅において、増改築のための敷地拡大がやむをえないと認められるものに限る。

（申請者）

- 2 申請者は、増改築しようとする既存の自己用住宅に、適法に居住している者とする。

（立地）

- 3 他法令の規制により、立地について困難な状況にないこと。

（規模）

- 4 敷地の規模は、既存敷地と増加敷地を合わせて、原則として 500 m²以内とする。

（その他）

- 5 申請理由には、増改築の必要性を明記のこと。

（付 則） この基準は、平成 11 年 1 月 4 日より施行する。

（付 記） 上記提案基準に該当するものは、「事後報告基準 24」として取扱う。

（付 則） この基準は、平成 11 年 1 月 4 日より施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、増改築の必要性等を具体的に記述すること。）
- 2 申請地および現住地の登記事項証明書
- 3 住民票記載事項証明書（家族全員）
- 4 位置図（1/50,000 あるいは 1/25,000 および 1/2,500）
- 5 土地利用計画図（既存建築物との位置関係の明記されたもの）
- 6 求積図（既存敷地と増加敷地の明記されたもの）
- 7 建築図面（平面図、立面図等）
- 8 その他市長が必要と認める書類

提案基準 25 法に適合して建築された後相当期間適法に利用された建築物のやむを得ない事情による用途変更（建築許可）

市街化調整区域において、市街化調整区域に関する都市計画の決定日以後に、都市計画法に適合して建築された後相当期間適法に利用された建築物のやむを得ない事情による用途変更については、下記の要件に該当する場合について取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、市街化調整区域に存する、都市計画法に適合して建築された後相当期間適法に利用された建築物の社会通念上、やむを得ない事情による用途変更に限る。

（申請者）

- 2 申請者は、次の各号のいずれかに該当して、真に住宅を必要としている者に限る。
 - （1）現住居が社宅あるいは借家等の場合
 - （2）現住居の規模が、家族構成から判断して狭小過密である場合
 - （3）結婚により世帯分離することが確実な場合
 - （4）退職、転勤等により現住居を立ち退かなければならない場合
 - （5）疾病等の理由により転地のやむを得ない場合
 - （6）その他市長がやむを得ないと認めた場合

（申請地）

- 3 申請地は、都市計画法に適合して建築された後、原則として10年以上（譲渡人の死亡、失踪、破産、または負債に伴う競売に該当するものを除く。）適法に利用されたものであること。

（用途）

- 4 申請にかかる建築物は、原則として自己の居住のための一戸建専用住宅であること。

（譲渡人）

- 5 譲渡人は、次の各号のいずれかに該当し、真にやむを得ない事情を有するものであること。
 - （1）死亡・失踪
 - （2）破産・競売・負債整理
 - （3）遠隔地への転職・転勤
 - （4）その他市長がやむを得ないと認めた場合

（付 則）この基準は、平成11年4月21日より施行する。

（付 記）上記提案基準に該当するものは、「事後報告基準25」として取扱う。

（付 則）この基準を適用するにあたり、法第29条に基づく開発許可を受けて建築された建築物にあっては、法第42条第1項ただし書き許可とする。

この基準は、平成11年4月21日より施行する。

（付 則）この基準は、平成12年12月15日より施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、住宅を必要としている状況、住宅の必要性、申請地決定の理由等を具体的に記述すること。）
- 2 譲渡理由書（譲渡者の氏名を記入したもので、譲渡しなければならない理由を具体的に記述すること。）
- 3 立地について市長（担当所管課）の意見書
- 4 住民票記載事項証明書（家族全員）
- 5 狭小過密である場合、現住居の間取り図および写真
- 6 結婚の場合、相手の証明書
- 7 借家の場合、賃貸契約書の写しおよび建物登記事項証明書
- 8 申請地登記事項証明書
- 9 位置図（1/50,000あるいは1/25,000および1/2,500）
- 10 土地利用計画図
- 11 求積図
- 12 建築図面（平面図、立面図等）
- 13 適法であることが確認できる書面
- 14 その他市長が必要と認める書類

提案基準 26 法に適合した建築物に相当期間居住している者の やむを得ない事情による用途変更（建築許可）

市街化調整区域において、市街化調整区域に関する都市計画の決定日以後に、都市計画法に適合して建築された建築物に、相当期間居住している者のやむを得ない事情による用途変更については、下記の要件に該当する場合について取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、市街化調整区域に存する都市計画法に適合して建築された当該建築物に相当期間居住している者の建築物で、居住者の財産権、生活権保護の観点から必要と認められる用途変更に限る。

（申請者）

- 2 申請者は、現在居住している住居を、継続して10年以上利用している者。

（申請地）

- 3 申請地は、法に適合して建築されたもので、前記2の申請者が原則として10年以上適正に利用しているものであること。

（用 途）

- 4 申請にかかる建築物は、原則として自己の居住のための一戸建専用住宅であること。

（付 則）この基準は、平成11年4月21日より施行する。

（付 記）上記提案基準に該当するものは、「事後報告基準26」として取扱う。

（付 則）この基準を適用するにあたり、法第29条に基づく開発許可を受けて建築された建築物にあっては、法第42条第1項ただし書き許可とする。

この基準は、平成11年4月21日より施行する。

（付 則）この基準は、平成21年6月1日より施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、用途変更の必要性等を具体的に記述すること。）
- 2 立地について市長（担当所管課）の意見書
- 3 申請地登記事項証明書
- 4 住民票記載事項証明書（家族全員）
- 5 所有権等を有することを証する書面
- 6 位置図（1/50,000あるいは1/25,000および1/2,500）
- 7 敷地現況図
- 8 求積図
- 9 建築図面（平面図、立面図等）
- 10 建築確認通知書の写し
- 11 敷地現況写真
- 12 その他市長が必要と認める書類

提案基準 28 社会福祉施設について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域における社会福祉施設の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設または更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設（ただし、当該事業の用に供する施設であっても、単に事務所等のみを配置するものを除く）で別表法第34条第14号の対象とする公益施設の社会福祉施設に掲げる施設（複合施設を含む）のうち、次のいずれにも該当して市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められるものに限る。
 - （1）当該社会福祉施設の設置および運営は、国の定める基準に適合するもの。
 - （2）その位置、規模からみて周辺の市街化を促進するおそれがないもの。

（立地）

- 2 当該市町の土地利用計画と調整のとれた場所で、かつ福祉施策の観点から支障がないことについて、関係部局と調整をとれたもののうち次のいずれかに該当するものに限る。
 - （1）近隣に関係する医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る社会福祉施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連携しつつ立地または運用する必要がある場合。
 - （2）当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある場合。
 - （3）当該施設が提供するサービスの特性から、例えば、当該開発区域周辺の優れた自然環境が必要と認められる場合など、当該開発区域周辺の資源、環境等の活用が必要である場合。
 - （4）現に存在する施設において、新たに当該事業等を行うもので、その立地について市の所管部局との調整が図られている場合。

（付 則） この基準は平成19年11月30日より施行する。

（付 則） この基準は平成28年4月1日より施行する。

（付 記） 上記提案基準に該当するもののうち、敷地面積が3,000㎡未満のものについては「事後報告基準28」とする。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、開発等の必要性および概要等を記述すること。）
- 2 社会福祉施設主管課の確認書
- 3 立地について市長（担当所管課）の意見書
- 4 申請地決定の理由と規模算定の概要書（協力病院の位置等について図面等の説明資料を用い、記述すること。）
- 5 申請地登記事項証明書
- 6 位置図（1/50,000あるいは1/25,000および1/2,500）
- 7 土地利用計画図
- 8 建築図面（平面図、立面図等）
- 9 その他市長が必要と認める書類（事業計画の地元区等への説明、協議経過を表す書類等）

提案基準 29 医療施設について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域における医療施設の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所または同法第2条第1項に規定する助産所の用に供する施設で別表法第34条第14号の対象とする公益施設の医療施設に掲げる施設のうち、次のいずれにも該当して市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められるものに限る。

（1）当該医療施設の設置および運営は、国の定める基準に適合する優良なもの。

（2）その位置、規模からみて周辺の市街化を促進するおそれがないもの。

（立地）

- 2 当該市町の土地利用計画と調整のとれた場所で、かつ医療施策の観点から支障がないことについて、関係部局と調整をとれたもののうち次のいずれかに該当するものに限る。

（1）救急医療の充実が求められる地域において、患者等の搬送手段の確保のため、当該開発区域周辺の交通基盤等の活用が必要と認められる場合。

（2）当該医療施設の入院患者等にとって、開発区域周辺の優れた自然環境その他の療養環境が必要と認められる場合。

（3）病床過剰地域に設置された病院または診療所が、病床不足地域に移転する場合。

（付 則） この基準は平成19年11月30日より施行する。

（付 則） この基準は平成28年4月1日より施行する。

（付 記） 上記提案基準に該当するもののうち、敷地面積が3,000㎡未満のものについては「事後報告基準29」とする。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、開発等の必要性および概要等を記述すること。）
- 2 医療施設主管課の確認書
- 3 立地について市長（担当所管課）の意見書
- 4 申請地決定の理由と規模算定の概要書
- 5 申請地登記事項証明書
- 6 位置図（1/50,000あるいは1/25,000および1/2,500）
- 7 土地利用計画図
- 8 建築図面（平面図、立面図等）
- 9 その他市長が必要と認める書類（事業計画の地元区等への説明、協議経過を表す書類等）

提案基準 30 学校施設について（開発許可、建築許可）

市街化調整区域における学校施設の開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に立地することがやむをえないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、学校教育法による学校（大学、専修学校および各種学校を除く）の用に供する施設で別表法第 34 条第 14 号の対象とする公益施設の学校施設に掲げる施設のうち、その位置、規模からみて周辺の市街化を促進するおそれがないもの。

（立 地）

- 2 当該市町の土地利用計画と調整のとれた場所で、かつ文教施策の観点から支障がないことについて、関係部局と調整をとれたもののうち、教育環境の確保のため、当該開発区域の周辺の資源、環境等が必要であることなどから、市街化調整区域に立地させることがやむを得ないと認められるもの。

（付 則） この基準は平成 19 年 11 月 30 日より施行する。

（付 則） この基準は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

（付 記） 上記提案基準に該当するもののうち、敷地面積が 3,000 m²未満のものについては「事後報告基準 30」とする。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、開発等の必要性および概要等を記述すること。）
- 2 文教施設主管課の確認書
- 3 立地について市長（担当所管課）の意見書
- 4 申請地決定の理由と規模算定の概要書
- 5 申請地登記事項証明書
- 6 位置図（1/50,000 あるいは 1/25,000 および 1/2,500）
- 7 土地利用計画図
- 8 建築図面（平面図、立面図等）
- 9 その他市長が必要と認める書類（事業計画の地元区等への説明、協議経過を表す書類等）

別表 法第 34 条第 14 号の対象とする公益施設（提案基準 28、29、30 関係）

公益施設	根拠法令	具 体 例
社会福祉施設 社会福祉法第 2 条第 2 項（第 1 種社会福祉事業）第 3 項（第 2 種社会福祉事業）および更生保護事業法第 2 条第 1 項（更生保護事業）である建築物	生活保護法第 38 条	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿泊提供施設
	児童福祉法 ・ 第 7 条第 1 項 ・ 第 6 条の 2 の 2 第 2 項 ・ 第 6 条の 2 の 2 第 4 項 ・ 第 6 条の 2 の 2 第 5 項、第 6 項 ・ 第 6 条の 3 第 3 項	・ 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 ・ 児童発達支援事業 ・ 放課後等デイサービス事業 ・ 保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業（同法に基づく単独立地が可能な施設があり、やむを得ず当該施設に附属して設けられるものに限る。） ・ 子育て短期支援事業（同法規則第 1 条の 4 により厚生労働大臣が定める施設で実施されるものに限る。）
	老人福祉法 ・ 第 5 条の 2 第 2 項 ・ 第 5 条の 2 第 3 項 ・ 第 5 条の 2 第 4 項 ・ 第 5 条の 3	「老人居宅生活支援事業」を行う事業のうち以下のもの ・ 老人居宅介護等事業（同法に基づく単独立地が可能な施設があり、やむを得ず当該施設に附属して設けられるものに限る。） ・ 老人デイサービス事業 ・ 老人短期入所事業 ・ 「老人福祉施設」を行う事業 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター
	障害者総合支援法 ・ 第 5 条第 6 項、第 7 項、第 8 項、第 10 項、第 12 項、第 13 項、第 14 項、第 17 項 ・ 第 5 条第 11 項、第 28 項 ・ 第 5 条第 1 項	・ 療養介護、生活介護、短期入所（ショートステイ）、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）（グループホームについては建設補助があるものに限る。） ・ 障害者支援施設、福祉ホーム ・ 上記以外の障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業および移動支援事業で、同法に基づく単独立地が可能な施設があり、やむを得ず当該施設に附属して設けられるもの。
	売春防止法第 36 条	婦人保護施設
	母子及び父子並びに寡婦福祉法 ・ 第 38 条 ・ 第 39 条第 2 項第 3 項	・ 母子・父子福祉施設 ・ 母子・父子福祉センター ・ 母子・父子休養ホーム
	身体障害者福祉法 ・ 第 4 条の 2 第 1 項 ・ 第 4 条の 2 第 2 項 ・ 第 4 条の 2 第 3 項 ・ 第 5 条 ・ 第 11 条	・ 身体障害者生活訓練等事業 ・ 手話通訳事業（同法に基づく単独立地が可能な施設があり、やむを得ず当該施設に附属して設けられるものに限る。） ・ 介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業 ・ 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設（同法第 29 条の厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。） ・ 身体障害者更生相談所
	知的障害者福祉法第 12 条	知的障害者更生相談所
更生保護事業法第 2 条	更生保護施設	
医療施設	医療法 ・ 第 1 条の 5 第 1 項 ・ 第 1 条の 5 第 2 項 ・ 第 2 条第 1 項	・ 病院 ・ 診療所 ・ 助産所
学校施設	学校教育法第 1 条	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園

提案基準 32 災害危険区域等により条例区域外となった敷地における建築について (建築許可、開発許可)

市街化調整区域において、令和4年4月1日施行の改正都市計画法および都市計画法施行令に伴う条例改正により法第34条第11号または第12号の区域外とされた敷地での開発許可、建築許可については、下記の要件に該当する場合であって市街化調整区域に立地することがやむを得ないと認められるものについて取扱うものとする。

記

(適用範囲)

- 1 この基準の適用をうけるものは、市街化調整区域において、令和4年4月1日施行の改正都市計画法および都市計画法施行令に伴う条例改正により法第34条第11号または第12号の区域外とされた敷地であって、区域外とされた要因となる危険区域に対して安全上および避難上の対策の実施がなされ、安全性が確保されていることが確認できるものに限る。

(申請者)

- 2 申請地周辺に親族が住んでいる等、申請地に居住することにやむを得ないと認められる理由があること。(災害リスクの高いエリアに住まなければならない理由があること。)

(用途)

- 3 法第34条第11号区域または第12号区域の基準のうち、各市・県の条例で定める用途に適合していること。

(規模)

- 4 法第34条第11号区域または第12号区域の基準のうち、各市・県の条例で定める規模に適合していること。

(その他)

- 5 法第34条第11号区域または第12号区域の基準のうち、各市・県の条例で定める用途・規模を除く各基準に適合していること。
- 6 安全上の対策および計画は、災害リスクに応じた予定建築物の配置、構造、対策工事等を総合的に勘案したうえで、適切に実施すること。
- 7 安全上の対策および計画は、災害時の安全性確保だけでなく、避難時の安全性も確保すること。
- 8 災害時に救援対応する災害時対策部局と調整が取れた計画であること。
- 9 許可権者は、必要に応じて、法第41条の制限の指定および法第79条の規定に基づき、次のような条件を附すこと。

【例示】

- ・耐水化建築ガイドラインに準拠した建物構造であること。
- ・浸水想定に対する一時退避場所(屋上等の避難空間)から救助ボート等への脱出(避難)に資する縄ばしご等を配備し、適正に管理すること。
- ・土砂災害により作用すると想定される衝撃に対して、居室の安全性が確保された建物構造等であること。

(付 則) この基準は、令和4年4月1日より施行する。

(付 則) この基準は、令和6年4月1日より施行する。

(必要書類)

- 1 申請理由書(当該申請地への立地がやむを得ないことがわかるよう具体的に記載のこと。)
- 2 当該地が区域外とされた要因である災害危険区域等に対して安全性を確保できているまたは確保されることを示す書類
- 3 災害時対策部局との協議録等
- 4 位置図(1/50,000 あるいは 1/25,000 および 1/2,500)
- 5 土地利用計画図
- 6 求積図
- 7 建築図面(平面図、立面図等)
- 8 敷地現況写真
- 9 その他知事が必要と認める書類

提案基準 33 既存建築物を活用した地域再生のための用途変更について（建築許可、開発許可）

市街化調整区域において、都市計画法に適合して建築された後相当期間適法に利用された建築物のやむを得ない事情による用途変更については、下記の要件に該当する場合について取り扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、市街化調整区域に存する、都市計画法に適合して建築された後相当期間適法に利用された建築物を活用した用途変更であって、次のいずれにも該当するものに限る。
 - （1）当該既存建築物の存する地域における地域再生に資するものであること。
 - （2）当該地域再生の活動が、当該市町の行政計画（都市計画マスタープラン、地域振興、観光振興等）と整合していること。
 - （3）既存建築物は空き家状態（現に利用されていない状態）にあること。
 - （4）新たに公共施設整備の負担を伴わないこと。
 - （5）敷地増設、区画分割は認めない。
 - （6）古民家等の既存建築物を地域資源として活用する場合、古民家等の既存建築物については改築を行わず、既存建築物が適切に保全されるようにすること。
また、古民家等の既存建築物については許可取得後の改築についても、これを認めない。
- 2 都市計画法の許可を受けて建築された場合は、当初許可を受けた者が当該建築物の利用を継続できなくなる事情が次のいずれかに該当するもの。
 - （1）死亡・失踪
 - （2）破産・競売・負債整理
 - （3）遠隔地への転職・転勤
 - （4）その他知事がやむを得ないと認めた場合

（申請地）

- 3 申請地は、都市計画法に適合して建築された後、原則として10年以上（譲渡人の死亡、失踪、破産、または負債に伴う競売に該当するものを除く。）適正に利用されたものであること。
ただし、市町の空き家バンクに登録されている空き家であって、都市計画法に適合して建築された建築物にあつてはこの限りではない。

（申請者）

- 4 申請者は、次の各号のいずれかに該当する者であること。
 - （1）既存建築物の所有者
※賃貸住宅を目的として利用する場合は所有者個人からの申請とし、申請時点で10年以上所有している等、賃貸を目的として取得されたものでないことが明らかであるものに限る。
 - （2）既存建築物を取得することにより当該建築物に居住する予定の者

（用途）

- 5 変更後の用途については、下記項目すべてに該当するものに限る。
 - （1）地域再生に資するもので、次のいずれかに該当するもの。
 - （ア）観光振興のために必要な宿泊・飲食等の提供の用に供する施設
ただし、市街化調整区域に現に存在する古民家等を地域資源として、観光振興のために活用する場合に限る。
 - （イ）既存集落の維持のために必要な一戸建専用住宅。（賃貸住宅を含む）
 - （2）既存の道路や上下水道への著しい負荷を生じないもの。
 - （3）変更後の用途について、他法令の許可等必要な場合は、当該許可の取得等が確実なもの。

（付 則）この基準は、令和5年4月1日より施行する。

(必要書類)

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、開発等の必要性および概要等を記述すること。
- 2 立地について当該市町長の意見書（地域再生に資する建築物であることを明記すること。）
- 3 地元自治会との協議書（当該建築物が空き家であることを確認すること。）
- 4 他法令の許可書または許可が確実であることを示す書類（他法令の許可が必要な場合のみ）
- 5 権利者の承諾書（申請者と建築物所有者または敷地所有者が異なる場合のみ）
- 6 申請地登記事項証明書
- 7 既存建築物登記事項証明書
- 8 位置図（1/50,000 あるいは 1/25,000 および 1/2,500）
- 9 土地利用計画図
- 10 建築図面（平面図、立面図等）
- 11 その他知事が必要と認める書類

提案基準 34 都市計画法に適合して建築された後相当期間適法に利用された敷地での住宅の建築について（建築許可、開発許可）

市街化調整区域において、都市計画法に適合して建築された後相当期間適法に利用された建築物が、やむを得ない事情により除却された敷地への住宅の建築については、下記の要件に該当する場合について取り扱うものとする。

記

（適用範囲）

- 1 この基準の適用を受けるものは、市街化調整区域に存する、都市計画法に適合して建築された後、相当期間適法に利用された後、線引き後にやむを得ない事情により建築物が除却された敷地への建築であって、当該市町の行政計画（都市計画マスタープラン等）と整合しているものに限る。
また、敷地増設、区画分割は認めない。
- 2 都市計画法の許可を受けて建築された場合は、当初許可を受けた者が当該住宅への居住を継続できなくなる事情が次のいずれかに該当するもの。
 - （1）死亡・失踪
 - （2）破産・競売・負債整理
 - （3）遠隔地への転職・転勤
 - （4）その他知事がやむを得ないと認めた場合

（申請地）

- 3 申請地は、次のいずれかに該当する場合に限る。
 - （1）申請地は、都市計画法に適合して建築された後、原則として10年以上（譲渡人の死亡、失踪、破産、または負債に伴う競売に該当するものを除く。）適正に利用された後、以下のいずれかの理由により、やむを得ず除却されたものであること。
 - （ア）建築物の老朽化
 - （イ）自然災害による被害
 - （ウ）その他知事がやむを得ないと認めた場合
 - （2）申請地は、都市計画法に適合して建築された後、当該市町が、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条第2項に定める「特定空家等」の条件に該当すると判断した建築物が除却されたものであること。

（用途）

- 4 用途については、自己居住用一戸建専用住宅に限る。（賃貸住宅は認めない）

（付 則）この基準は、令和5年4月1日より施行する。

（必要書類）

- 1 申請理由書（申請者の住所、氏名を記入したもので、開発等の必要性および概要等を記述すること。）
- 2 立地について当該市町長の意見書
- 3 申請地登記事項証明書
- 4 建築物の除却された経緯がわかる書類
- 5 既存建築物登記事項証明書
- 6 位置図（1/50,000 あるいは 1/25,000 および 1/2,500）
- 7 土地利用計画図
- 8 建築図面（平面図、立面図等）
- 9 その他知事が必要と認める書類（事業計画の地元区等への説明、協議経過を表す書類等）

(2) 滋賀県における都市計画法第34条第14号の許可基準となる各提案基準の開発審査会および施行日は次のとおりである。

令和6年4月現在

提案基準	開発審査会		施行年月日
	開催回	開催日	
提案基準1	第177回	平成7年11月20日	平成8年1月4日
提案基準2	第195回	平成11年4月21日	平成11年4月21日
提案基準3	第177回	平成7年11月20日	平成8年1月4日
提案基準4	第223回	平成16年3月25日	平成16年4月1日
提案基準6	第236回	平成18年3月29日	平成18年4月20日
提案基準7	第177回	平成7年11月20日	平成8年1月4日
提案基準9	第177回	平成7年11月20日	平成8年1月4日
提案基準10	第177回	平成7年11月20日	平成8年1月4日
提案基準12-1	第177回	平成7年11月20日	平成8年1月4日
提案基準12-2	第177回	平成7年11月20日	平成8年1月4日
提案基準13	第306回	平成29年11月29日	平成29年11月29日
提案基準14-1	第336回	令和5年2月3日	令和5年4月1日
提案基準14-2	第330回	令和4年1月26日	令和4年4月1日
提案基準14-3	第249回	平成20年3月18日	平成20年4月1日
提案基準15	第193回	平成10年12月15日	平成11年1月4日
提案基準18	第296回	平成28年3月23日	平成28年4月1日
提案基準19	第177回	平成7年11月20日	平成8年1月4日
提案基準20	第177回	平成7年11月20日	平成8年1月4日
提案基準21	第177回	平成7年11月20日	平成8年1月4日
提案基準22-1	第236回	平成18年3月29日	平成18年4月20日
提案基準22-2	第236回	平成18年3月29日	平成18年4月20日
提案基準23	第193回	平成10年12月15日	平成11年1月4日
提案基準24	第193回	平成10年12月15日	平成11年1月4日
提案基準25	第204回	平成12年12月15日	平成12年12月15日
提案基準26	第257回	平成21年5月26日	平成21年6月1日
提案基準27	第223回	平成16年3月25日	平成16年4月1日
提案基準28	第296回	平成28年3月23日	平成28年4月1日
提案基準29	第296回	平成28年3月23日	平成28年4月1日
提案基準30	第296回	平成28年3月23日	平成28年4月1日
提案基準31	第246回	平成19年9月26日	平成19年11月30日
提案基準32	第330回	令和4年1月26日	令和4年4月1日
提案基準33	第336回	令和5年2月3日	令和5年4月1日
提案基準34	第336回	令和5年2月3日	令和5年4月1日

第5章 建築等の制限

I 工事完了公告前の建築制限等（法第37条）

本条は、開発区域内の土地で、工事完了公告までの間において行われる建築または建設の制限に関して定めた規定である。すなわち、工事完了公告があるまでの間に原則として建築または建設を禁止することによって、開発行為が許可どおりに行われることを担保し、スプロールの弊害の防止を図ろうとする趣旨の規定である。

ただし、次に該当する場合はこの限りでない。

- 1 当該開発行為の施行のための工事用の仮設建築物の建築または特定工作物の建設
- 2 法第33条第1項第14号に規定する同意をしていない者（開発区域内の土地または建築物に関する権利を有している者でその開発行為に同意していない者）が自己の権利を有する土地に権限の行使として建築または建設する場合
- 3 市長が支障がないものとして認められるケースは次のものが考えられるが、開発行為の進捗状況等により災害の発生のおそれがなく、公共施設に支障を来さないことが前提である。
 - (1) 自己の居住または業務の用に供する建築物にあっては次のいずれかに該当する場合
 - ア 土地収用法第3条各号に規定する事業の施行により移転または除去した建築物を建築する場合
 - イ 既存建築物が次のいずれかの法律に基づいて指定されている区域内にあり、災害防止上従前の建築物を除去または立退きにより緊急に建築する必要がある場合
 - (ア) 建築基準法第39条第1項の災害危険区域
 - (イ) 同法第40条の規定に基づく建築基準条例で建築の制限をしている区域
 - (ウ) 地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域
 - (エ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊防止区域等
 - ウ 自己居住用の専用住宅にあっては開発面積が500㎡以下であり建築物を緊急に建築する事由がある場合
 - (2) 特定工作物に係る開発許可に際しては当該開発行為と特定工作物の建設を一体的に行うことが合理的と認められる場合
 - (3) 官公署、地区センターその他の公益的施設を先行的に建設する場合
 - (4) 地方公共団体等が行う建築物で緊急を要する事由がある場合
この運用に当たっては具体的かつ慎重に検討されるべきであり、また、開発区域内の公共施設等の主要な施設および防災工事は完了している事が当然に要求される。また、相当以上の開発規模を有する開発行為で建築物等の建築または建設を急ぐ場合は「工区」を設定し、「工区」毎に完了届を提出することが望ましい。
 - (5) 建築物の建築工事と宅地造成工事と切離して行うことが工事の施行上著しく不相当と認められる場合（ただし、原則として宅地地盤より上部については、建築物の基礎（地下室含む）までとする。）

【注意事項】

本条の適用を受ける場合、開発区域内の公共施設等の主要な施設および防災工事を完了していなければならない。

II 建築物の形態制限（法第 41 条）

1 制限の趣旨

市街化調整区域は、当分の間、市街化を抑制すべき区域とされており、用途地域等を原則として定めないこととされている。従って、用途地域の定められていない区域での建築基準法での規制では、将来の計画的な市街化を図る上で支障をきたすことが予測されるので、本条の制限を課すことによって、市街化調整区域の将来を見通した建築物の形態に関する計画の担保を図ろうとするものである。

2 制限の内容

本条によって指定される制限の内容は次のようなものである。

- (1) 建 蔽 率：建築基準法第 53 条
- (2) 高 さ：建築基準法第 55 条、第 56 条
- (3) 壁面の位置：建築基準法第 46 条、第 47 条、54 条
- (4) 容 積 率：建築基準法第 52 条
- (5) その他建築物の敷地、構造、設備に関する制限：建築基準法第 61 条、第 62 条の防火地域、準防火地域内の構造制限、浄化槽に関する基準など。

本条制限を定める場合とは、その地域に用途地域等を定める必要のある場合であり、想定される用途地域（用途地域を前提として定められる地域地区を含む。）に関する建築物の敷地、構造および設備に関する制限を定めるべきである。

3 制限の効力

- (1) 本条の制限は、開発登録簿に登録することによって一般に公知できることとなる。
- (2) 本条の制限の課せられた区域が市街化区域に編入されたときは、そのときに指定された用途地域等に応じて形態に関する地域、地区等が総合的に定められ、本条制限の必要性がなくなることがあり、その場合は登録簿のその記載を抹消する。

【注意事項】

登録簿のその記載が抹消されなければ、指定された地域地区による制限と合わせて働くことになるので注意すること。

- (3) この制限は、その土地に付されたものであるから、開発許可を受けたものだけでなく、その土地における開発許可を受ける必要のない建築行為に対して全て適用される。

4 例外許可

本条第 2 項のただし書の許可の運用については、前述のとおり、本条の制限の用途地域等を指定したのと同様の効果をもたらすことを期待している趣旨に鑑み、建築基準法第 53 条（建蔽率）、第 55 条（第 1 種低層住居専用地域または第 2 種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度）、第 56 条（建築物の各部分の高さ）等に規定する制限の例外の運用に準じた取扱いのもとに、環境の保全に留意すべきである。（開発許可制度運用指針 平成 29 年 7 月 31 日参照）

III 予定建築物以外の建築等の制限（法第 42 条）

1 制限の趣旨

開発許可の申請に際しては、将来その開発区域に建築または建設する予定の建築物または特定工作物を申請させ、その建築物または特定工作物がそれぞれの許可基準に適合することによって許可が与えられる。従って、予定建築物等以外の建築物等が無制限に建築または建設されることになると、開発許可制度の規制の効果が失われるので、原則としてこれを認めないこととしたものである。

ただし、その土地に用途地域等が定められた区域については、建築基準法などにより、用途が制限されているので本条の適用除外となっている。

2 制限の効力

- (1) 本条の制限は、法第 41 条制限と同様開発登録簿に登録することによって一般に知らしめる。
- (2) 本条の制限は、開発許可を受けた者に限らず、当該開発区域において新築、新設、改築または用途の変更を行おうとする全ての者に適用される。
ただし、特定工作物については、その態様から用途の変更はなく、本条においても変更の制限はない。なお、本条制限はその土地（建築物等の敷地）に付されたものであるが、従前の建築物等と用途を一にする増築または増設と判断されるものについては制限がない。
従って、本条ただし書の規定による許可を受けたのち、増築または増設が行われる場合には許可を要しない（これは建築基準法第 48 条および第 49 条の用途地域制限は、建築物の「建築」および「用途変更」を制限しており、ただし書の許可を受けた後も増築するたびに許可を要するのと異なっている。）。
- (3) 本条の制限は、法第 41 条の制限と異なり、その土地に用途地域が指定された場合には建築物および第一種特定工作物で建築基準法第 88 条第 2 項の政令で指定する工作物に該当するものにあつてはこの限りではない。
なお、この場合には開発登録簿を修正する必要がある。

3 例外許可

本条ただし書許可の取扱いは次による。

- (1) 法第 34 条各号に該当するものとして個別に許可を受けた土地においては、次に該当する場合に許可するものとする（開発許可制度運用指針 平成 29 年 7 月 31 日参照）。
 - ア 許可申請にかかる建築物が、法第 29 条第 1 項第 2 号（農林漁業用施設および従事者住宅）もしくは第 3 号（公益的施設）に規定する建築物または法第 34 条の 2 第 1 項の規定により建築される建築物である場合
 - イ 当該申請が法第 43 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、または第 5 号に該当する場合
 - ウ 許可申請に係る建築物または特定工作物が法第 34 条第 1 号から第 12 号までに規定する建築物または特定工作物でその用途と法第 33 条第 1 項第 2 号（道路等空地）、第 3 号（排水施設）および第 4 号（給水施設）に規定する基準とを勘案して支障がないと認められ、かつ、当該区域に第 41 条第 1 項の制限を定めるに際して用途地域を想定した場合は、許可申請に係る建築物等の用途がこれに適合するか、または建築基準法第 48 条（用途地域）の規定に準じて例外許可ができると認められるものである場合
 - エ 許可申請に係る建築物または特定工作物が法第 34 条第 14 号に規定する建築物または特定工作物でその用途と法第 33 条第 1 項第 2 号（道路等空地）、第 3 号（排水施設）および第 4 号（給水施設）に規定する基準とを勘案して支障がないと認められる場合

4 その他

- (1) 国が行う行為については、当該国の機関と開発許可権者との協議が成立することをもって、許可があつたものとみなされる。
- (2) 建築基準法第 6 条（同法第 88 条第 1 項または第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けようとする場合は、申請に係る計画が本条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添付しなければならない（建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項表 2（77）から（81）、第 3 条第 5 項、都市計画法施行規則第 60 条参照）。

IV 市街化調整区域における建築等の制限（法第43条）

1 建築行為、建設行為の許可

市街化調整区域のうち、開発許可を受けた開発区域以外の土地で行われる建築物の新築、改築、用途の変更および第一種特定工作物の新設について法第29条および第42条と同様スプロール防止の趣旨から制限を行うものである。

(1) 制限を受ける行為（第2章、V建築物の建築および表2-1参照）

- ア 建築物の新築
- イ 建築物の改築で規模、構造が著しく異なるもの
- ウ 建築物の用途変更
- エ 第一種特定工作物の新設
- オ その他次のような行為は制限を受ける。
 - (ア) 既存特定工作物の区域内で附属建築物以外のものを建築するとき。
 - (イ) 線引き前にできた特定工作物の区域内で附属建築物を建築するとき。
 - (ウ) 1ha未満の運動・レジャー施設および墓園に附属建築物または建築物を建築するとき。

(2) 制限を受けない行為

ア 法第43条第1項ただし書による制限を受けない行為については、次表のとおりとする。

表5-1

根拠条文	適用対象外建築・建設	建築物	第1種特定工作物	備考
法第43条第1項本文	法第29条第1項第2号の農林漁業用施設、従事者住宅	○	×	法第29条第1項第2号
	法第29条第1項第3号の公益的施設	○	×	法第29条第1項第3号
法第43条第1項1号	都市計画事業として行うもの	○	○	
法第43条第1項2号	非常災害時の応急措置として行うもの	○	○	
法第43条第1項3号	仮設建築物	○	×	
法第43条第1項4号	都市計画事業として行った開発行為の区域内におけるもの	○	○	政令第34条第1項第1号 (法第29条第1項第4号～第9号参照)
	土地区画整理事業	○	○	
	市街地再開発事業	○	×	
	住宅街区整備事業	○	×	
	防災街区整備事業	○	×	
	公有水面埋立事業であって、まだ竣工認可の告示がないものにおいて行った開発行為の区域内におけるもの	○	○	
	旧住宅地造成事業に関する法律の認可を受けた開発行為の区域内におけるもの	○	×	政令第34条第1項第2号
法第43条第1項5号 (通常の管理行為)	既存建築物の敷地内における附属建築物	○	×	政令第35条第1項第1号
	改築または用途の変更で10㎡以内	○	×	政令第35条第1項第2号
	市街化調整区域内居住者の自営する日常生活用品の販売店舗等で延べ面積50㎡以内のもの(50%以上業務用)	○	×	政令第35条第1項第3号
	土木工事のための一時的に使用される第1種特定工作物	×	○	政令第35条第1項第4号

イ その他制限を受けない行為

(ア) 建築物の改築、増築で規模、構造が従前とほぼ同一のもの（床面積の合計が従前の2倍以下、階数が従前の2倍以下）

(イ) 自己用一戸建専用住宅の改築、増築

【注意事項】

法第43条第1項第4号に掲げる土地の区域内における新築、改築または用途の変更については、行為の主体が誰であっても制限対象外となる。

2 許可の基準

(1) 技術基準

市街化調整区域における建築または建設の許可に際しては、既に宅地となっている土地（農地以外は地目でなく事実上）における行為であるので次の基準に適合することを要件としている。

ア 排水施設が降水量、敷地の規模、用途、放流先の状況などからみて、敷地内下水を有効に排水するように配置されていること。なお、その排水によって周辺の土地に溢水等の被害を及ぼさないこと。

イ 地盤改良、擁壁または排水施設の設置等安全上必要な措置がとられていること（用途変更の場合は除く。）。

ウ 地区計画または集落地区計画の区域内においては、当該許可の申請に係る建築物または第1種特定工作物の用途が当該地区計画または集落地区計画に定められた内容に適合していること。

【注意事項】

既に宅地になっていても登記事項証明書が農地の場合、「形質変更のある土地と考える」ので法第29条の開発許可で取扱うものとする。

ただし、線引き前から宅地化されていたことが明らかである場合は、それを証明する物をもって、建築許可として取り扱って差し支えない。

(2) 立地基準

市街化調整区域における建築または建設の許可は、開発行為の許可と同じく真にやむを得ないもののみ認めるものとされ、次の要件に該当するもののみ許可できることとなる。この要件は、法第34条に掲げる開発行為の許可の要件と同じである。

ア 法第34条第1号から第10号までに規定する建築物または第一種特定工作物（立地、用途、規模、構造等の基準は法第34条の許可基準参照）

イ 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域内において、新築、改築する建築物で同号の条例で定める用途に該当しないものまたは当該区域内において用途を変更する建築物で変更後の用途が同号の条例で定める用途に該当しないもの

ウ 市街化を促進するおそれがなく、かつ市街化区域内において行うことが困難または不相当と認められる建築物の新築、改築もしくは用途変更または第一種特定工作物の新設として、条例で区域、目的または用途を限り定められたもの。（法第34条第12号）

エ 市街化調整区域に指定された際、自己の居住または業務の用に供する目的で土地を所有し、または土地の利用の権利を有していた者が、区域指定から6か月以内にその旨届出、その目的に従って5年以内にその土地に建築または建設し、完了するもの（法第34条第13号）

オ 市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内で建築または建設することが困難または不相当と認められるもの（法第34条第14号）

この場合には開発審査会の議を経なければならない（政令第36条第1項第3号ホ）。

3 許可の特例

国等が行う建築物の新築、改築もしくは用途の変更または第一種特定工作物の新設については、当該国の機関または都道府県等と都道府県知事（米原市長）との協議が成立することをもって、第1項本文の許可があったものとみなす。

(参考) 線引き時点で既に宅地であった土地の判断基準 (表5-2参照)

次のいずれかに該当する土地であって、かつ、建築物の建築行為に際し開発行為が伴わないものをいう。

ア 土地の登記事項証明書の地目が宅地であったもの

イ 以下の資料を総合的に勘案したうえで、当該土地の現況が宅地であった蓋然性が極めて高いと認められる場合

(ア) 農地法による農地転用許可書、農業委員会の諸証明

(イ) 公的機関の証明 (区長の証明は該当しない。)

(ウ) 線引きされた当時の航空写真

【注意事項】

以下の場合には「線引き時点で既に宅地であった土地」とは解し難いので注意すること。

- 1 道路保護のための法面 (通常道路敷と考えられる部分)
- 2 宅地保護のための法面だけの土地
- 3 造成完了時に沈砂池、調整池であった土地 (法面も含む。)
- 4 明らかに線引き以前より自然林と解されるもの

表5-2 線引き前の宅地判断基準

市街化調整区域に指定された日の時点			法第43条第1項許可申請時点		判定
地目	農地転用	現況 (線引き前の 航空写真等)	地目	開発行為	
登記事項証明書			登記事項証明書		
宅			宅	無	○
				有	×
農	有	宅またはその 他	農またはその他	無	○
				有	×
	無	農	宅 ※1	無	○
				有	×
その他		宅	宅	無	○
		その他	その他	有	×
				無	×
				有	×

宅：宅地 農：農地 その他：地目が農地か宅地以外 (雑種地、山林、原野等)

原則として上記資料のなきものは、確認できないものとする。

※ ここで示す「宅地」とは、都市計画法上適法な建築敷地となっている敷地とする。

第 6 章 公共施設の取扱い

I 公共施設の管理者の同意等（法第 32 条）

本条は、開発許可を申請する者が、あらかじめ、公共施設の管理者の同意を得る等の手続をとるべき旨を定めたものであり、開発行為の円滑な施行、公共施設の管理の適正等を期すための規定である。（公共施設については第 1 章 I - 5 主な用語の定義を参照のこと。）

1 公共施設管理者の同意（従前からある公共施設の処理）

開発許可を申請する者は、開発行為に関係ある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。開発行為に関係する公共施設とは、開発区域内にあるもののほか開発区域外にあって、開発行為の実施にともなって変更または廃止されることとなる公共施設も含まれる。具体的な公共施設の管理者を例示すると次表のとおりである。

表 6 - 1 公共施設の管理者

公共施設に係る行為	管 理 者
開発区域内外の市道、県道、国道の変更および廃止	それぞれの道路管理者
開発区域内外の河川（河川法の適用（準用を含む。）を受けるもの）の付け替え、拡幅、改修、廃止	それぞれの河川管理者
開発区域内外の里道、水路等（道路法、河川法の適用（準用を含む。）を受けないもの）の付け替え、拡幅、改修、廃止	原則として米原市 （ただし、県道、一級河川、砂防施設は県の各地方機関）
放流先開発区域内外の農業用排水路等の付け替え、拡幅、改修、廃止	市、土地改良区、揚水機場またはため池の管理者等

2 公共施設等を管理することとなる者との協議（新設される公共施設の処理）

開発許可を申請する者は、あらかじめ、開発行為または開発行為に関する工事により新たに設置される公共施設を管理することとなる者（原則として米原市）、その他次表による者と協議しなければならない。具体的な公共施設等を例示すると次表のとおりである。

表 6 - 2 協議の相手方および協議事項

区 分	開発規模	相 手 方	協 議 事 項・施 設
新たに設置される 公共施設	—	米原市	設置される公共施設の設計、管理、土地の帰属・費用の負担等
		建設課	開発道路、排水施設、河川、調整池等
		上下水道課 長浜水道企業団(旧近江町域)	上水道施設
		上下水道課	下水道施設
		都市計画課	公園
		防災危機管理課	消防水利施設
		産業政策課	ごみ置き場等
		地域振興課	集会所用地等
	—	国・県 他の法律による管理者 (道路法、河川法等)	設置される公共施設の設計、管理、土地の帰属・費用の負担等

区 分	開発規模	相 手 方	協 議 事 項・施 設
防災調整池	—	市、下流河川管理者	同上
義務教育施設	開発区域 20ha以上	義務教育施設の設置義務者 (市)	教育施設用地の配分、用地の費用負担等
水道	同 上	水道管理者	給水施設に関する設計、管材料、費用負担等
一般電気・一般ガス、 鉄道・軌道施設	開発区域 40ha以上	一般電気・一般ガス事業者、鉄道事業者、軌道施設経営者	当該施設の整備について

II 公共施設の管理（法第 39 条）

1 本条では、開発行為を行う場合に一定水準の公共施設の整備を義務づけたことに関連して、設置された公共施設が適正に管理されることが必要であり、そのため個々の施設について管理能力のある管理者を特定することとし、次の場合を除いて原則として市の管理と定めたものである。

(1) 他の法律に基づく管理者が別にあるとき。

他の法律による管理者が別にあるときは、例えば、県道となる道路について道路法の規定により県が管理者となることが当然に定まるような場合で次のようなものがある。

ア 道路法による道路管理者（※道路法の認定、区域の指定を必要とする。）

イ 河川法による河川管理者

ウ 土地改良法による施設管理者（土地改良区等）

(2) 法第 32 条の協議によって別に管理者を定めたとき。

ア 法第 32 条の協議により開発者自らが管理する場合、一般に宅地（住宅）分譲を行うような場合には、特別な施設を除いて開発者自らの管理は期待できないものとする。

管理者の特定に当たっては、管理者の管理能力ならびに永続性について十分な審査を行うべきであり、あくまで公共的な管理システムとするように注意する必要がある。

イ 都市計画施設を開発区域に含む場合、法第 40 条第 3 項の費用負担とからんで県または国などに管理を特定することがある。

2 法第 32 条の協議が整わない公共施設についても、法律上は市の管理することとなる。

しかし、協議が整わない場合には円滑に管理を引継ぐことは困難であり、多くの問題が生じるおそれがあるので、事前にできる限り協議を整えておくことが望ましい。

3 本条による管理権は、道路法、河川法その他いわゆる公物管理法に基づく場合の管理権とは異なり、その実質は、所有権等の権原に基づく管理権と同様である。従って道路法の道路となるためには、特に同法による指定、認定等の行為を必要とする。公物管理法の対象とならない公共施設について管理権を行使するためには、別途管理権行使の根拠となる権限を取得する必要がある。

III 公共施設の土地の帰属（法第 40 条）

1 土地の帰属

(1) 従前の公共施設に代えて新たに公共施設を設置する場合

開発行為または開発行為に関する工事により、従前の公共施設を廃止してこれに代わる新たな公共施設を設置する場合は、法第 36 条の完了公告の翌日において次のように帰属する。

従前の公共施設の土地で国、
県、または米原市の所有地  開発許可を受けた者の所有

代替施設として新たに設置
された公共施設の土地  国、県または米原市の所有

- ア このような土地の権利の変動は、契約による譲渡または交換によって行うべきであるが、本法が公共的な施設を整備すべき義務を課したことと関連して、代替的な機能を有する公共的な施設を設置される場合には、その敷地と従前の公共施設の敷地が当然に交換されるものとして整理することが事務処理上便宜であると考えられるので、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）および地方公共団体の財産の処分に関する法令についての特例として定められた規定である。
- イ この規定は、従前の公共施設の用地が国または地方公共団体の所有にかかる場合にのみ適用される。従前の公共施設用地が民有地である場合は当然事業主が買収するなどによって必要な権原を取得すべきである。この場合にも設置される公共施設は、原則として公共団体の管理とすべきである。
- ウ 「開発許可を受けた者」とは、複数事業者の場合はそれぞれの事業者全てと考える。この場合は代替施設用地の提供との関連もあり、事業計画の中で帰属すべき事業者を決定しておくべきである。
- エ 「従前の公共施設に代えて」とは、機能的にみて従前の施設に代わる機能を果たすもので、その構造、規模等が同一であることを要せず、従前の公共施設が複数であっても、それらを単数の公共施設にまとめて整備する場合もある。また、新旧が等価であることを要しない。

(2) 新設の公共施設用地の帰属

前記（1）に定めるほか、開発行為および開発行為に関する工事により新たに設置された公共施設の用地は、法第 36 条の完了公告の翌日において法第 39 条の規定により定められた当該施設の管理者に帰属する。

- ア 原則として米原市
- イ 他法令による管理者があるときはその管理者（国または地方公共団体の機関が管理者となる場合には、国または地方公共団体とする。）
- ウ 協議によって管理者を特定したときはその管理者、事業主自らが管理する場合は事業主に帰属する。

(3) 帰属手続

公共施設の用に供する土地の帰属手続については、工事完了の届出と平行して遅滞なく行うこと。新たに帰属することとなる公共施設に対する所有権の移転の嘱託登記に必要な書類は、開発者が公共施設の検査済証発行までに公共施設用地の帰属に係わる登記手続に必要な書類について（様式 28）と併せて都市計画課に提出すること。また、本市以外に公共施設の用に供する土地を帰属する場合は当該施設の管理者と別途協議を行うこと。なお、登記書類の提出がない場合や公共施設の検査が未完の場合は、開発行為の検査済証を交付しないこととする。

※ 嘱託登記に必要な書類：登記嘱託書（市で作成）、受領印照合票（市で作成）、
登記原因証明情報、登記承諾書、印鑑登録証明書
（法人の場合は、履歴事項全部証明書または代表者証明書）

確認書類：分筆後の登記事項証明書、公図、地積測量図

2 根幹的施設の費用負担

開発行為の許可に際しては、法第 33 条の基準によって、公共の用に供する空地に関する都市計画が定めている場合にはその計画に適合することが必要である。

市街化区域は、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、主要な公共施設は国または地方公共団体の負担において整備すべきであるとされている。この趣旨から、開発者が都市計画で定められている根幹的施設を整備し、本条の規定によって国または地方公共団体に帰属することとなる場合には、その土地の取得に要する費用の負担を国または地方公共団体に求めることができる。

請求できる者は、完了公告の日その土地を所有していた者

- (1) 請求先は、その土地の帰属することとなる国または地方公共団体である。
- (2) 請求の対象となる施設は、市街化区域内における都市計画施設である幹線街路および次に掲げるものである。
- ア 市計画施設である幅員 12m 以上の道路、公園、緑地、広場、下水道（管渠を除く）、運河および水路
- イ 河川

- (3) 請求期限は、完了公告の日から起算して3か月以内で、次に掲げる書類を提出する。
- ア 次の事項を記載した書面
 - (ア)費用負担を求めようとする者の住所、氏名
 - (イ)負担を求めようとする額
 - (ウ)負担を求めようとする土地の完了公告の日における所在、地番、地目および面積
 - (エ)負担を求めようとする土地の取得に要すべき費用の額および積算基礎
 - イ 請求者が完了公告の日はその土地を所有していたことを証する書面（登記事項証明書）
 - ウ 当該土地の位置および区域を明示する図面
- (4) 請求額は用地取得費の全部または一部とされている。
費用の負担額は、具体的には協議によって定めるべきものであり、法第33条によって当然開発者の負担すべきものとされる施設の内容などを勘案して決定されるものである。

第 7 章 開発計画事前審査および他の法律

I 開発計画事前審査

1 開発計画の事前審査

本市では都市計画法の意図する目的を充分に果たすため、開発許可申請に先だち当該区域をいかに開発するかについて事前審査制度を行っている。

この審査は、米原市開発行為等指導要綱（事前審査）で内容審査等を行い、総合調整してその可否などを判定するものである。

この審査で討議、決定等なされたことを充分尊重し、その内容を開発許可申請に係る設計図書に反映されるようにすることを目的の一つとしている。

ただし、都市計画区域外を含む全ての区域において「滋賀県土地利用に関する指導要綱」に定めるところの開発事業を行おうとする場合には、開発事業計画等の届出を滋賀県へ行うこと。

なお、この届出の審査を終えたものについては、都市計画法の開発許可に係る事前審査を了したものとす。

	米原市開発行為等指導要綱 による事前審査	滋賀県土地利用に関する指導要綱 による届出審査
審査機関 区域名称	米原市都市計画課（ただし、県等が所管するものは市の照会により県等各所管部署が審査する。）	総合企画部 県民活動生活課
市街化区域	1,000㎡以上	10,000㎡以上
市街化調整区域	全て	
非線引き区域	1,000㎡以上	
都市計画区域外	10,000㎡以上（ただし、1,000㎡以上の開発事業については、米原市開発行為等指導要綱が適用される。）	

【注意事項】

10,000㎡以上であっても、滋賀県土地利用に関する指導要綱の適用を除外されたもので開発許可が必要なものについては本市（都市計画課）で事前審査を行う。

2 他の法律との関係

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法

市内全域が「宅地造成等工事規制区域」または「特定盛土等規制区域」のいずれかに指定されているため、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を要する行為を行う場合は許可申請を、届出を要する行為を行う場合は届出を行うこと。ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法許可を要するもののうち、開発許可に該当する場合には、開発許可をもって宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を受けたとみなす（みなし許可）。

(2) 建築基準法

開発許可を受けた開発行為により設置された道路は、建築基準法上の道路となるので別途、同法に基づく道路の位置指定を受ける必要はない。

また、同法の確認を要する建築物の建築またはコンクリートプラント、アスファルトプラントもしくはクラッシャープラントの建設が、次のいずれかの承認または許可および確認を必要とする場合は確認申請書に許可および確認を受けたことを証する書面の写しを添付しなければならない。

- ア 敷地の造成が開発許可を要するものであった場合は当該許可の開発許可（法第 29 条第 1 項および第 2 項）
- イ 建蔽率等の制限が定められた場合の特例許可（法第 41 条）
- ウ 予定建築物等以外の建築等許可（法第 42 条）
- エ 市街化調整区域での建築物等の建築等許可の確認（法第 43 条）

オ 都市計画法施行規則第 60 条第 1 項に基づく適合証明書

建築基準法に基づく許可を必要とする場合は、あらかじめ同法の手続をし、許可書の写しを添付すること。

カ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 88 条に基づく適合証明書

(3) 農地法

市街化区域以外の場合は農地法による農地転用許可と同時許可とする。

(4) 農業振興地域の整備に関する法律

当市においては、農業振興地内農用地区域における開発行為は、原則 12 条公告後に事前審査を開始する。

農業振興地域内農用地区域＝農用地、採草放牧地、農業用施設用地、土地改良施設用地等

- ・ 農用地区域の除外：農業振興地域内において農用地区域内の土地を農用地区域から除外すること。
- ・ 軽微変更：農業用施設用地の除外、1 ha 以下の農用地区域の用途区分の変更
- ・ 11 条公告：農業振興地域整備計画の案の縦覧（公告の日から 30 日間）
- ・ 12 条公告：農業振興地域整備計画の公告

(5) 森林法

森林法第 10 条の 2 第 1 項に基づく開発許可については同時許可となる。

(6) 国土利用計画法

国土利用計画法第 23 条第 1 項の規定により

- 市街化区域……………2,000 m²以上
- 市街化区域以外の都市計画区域……………5,000 m²以上
- その他の区域……………10,000 m²以上

の土地について、土地売買等の契約を締結した買主は、契約を締結した日から 2 週間以内（市で受理された日が届出した日となる。）に届け出なければならない。

なお、知事が「地価が急激に上昇し、また上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域」を監視区域として指定した場合は、一定面積以上の土地取引について、事前に届出なければならない。

なお、許可、届出等の問合せ先は滋賀県総合企画部県民活動生活課とする。

(7) 地区計画等の区域内における建築等の規制（法第 58 条の 2 「建築等の届出等」）

地区計画の区域内において、開発行為等を行おうとする者は、当該行為に着手する日の 30 日前までに市長に届け出なければならない（届出先は、本市都市計画課）。

なお、現在、本市において、地区計画が定められている地区は次のとおり。

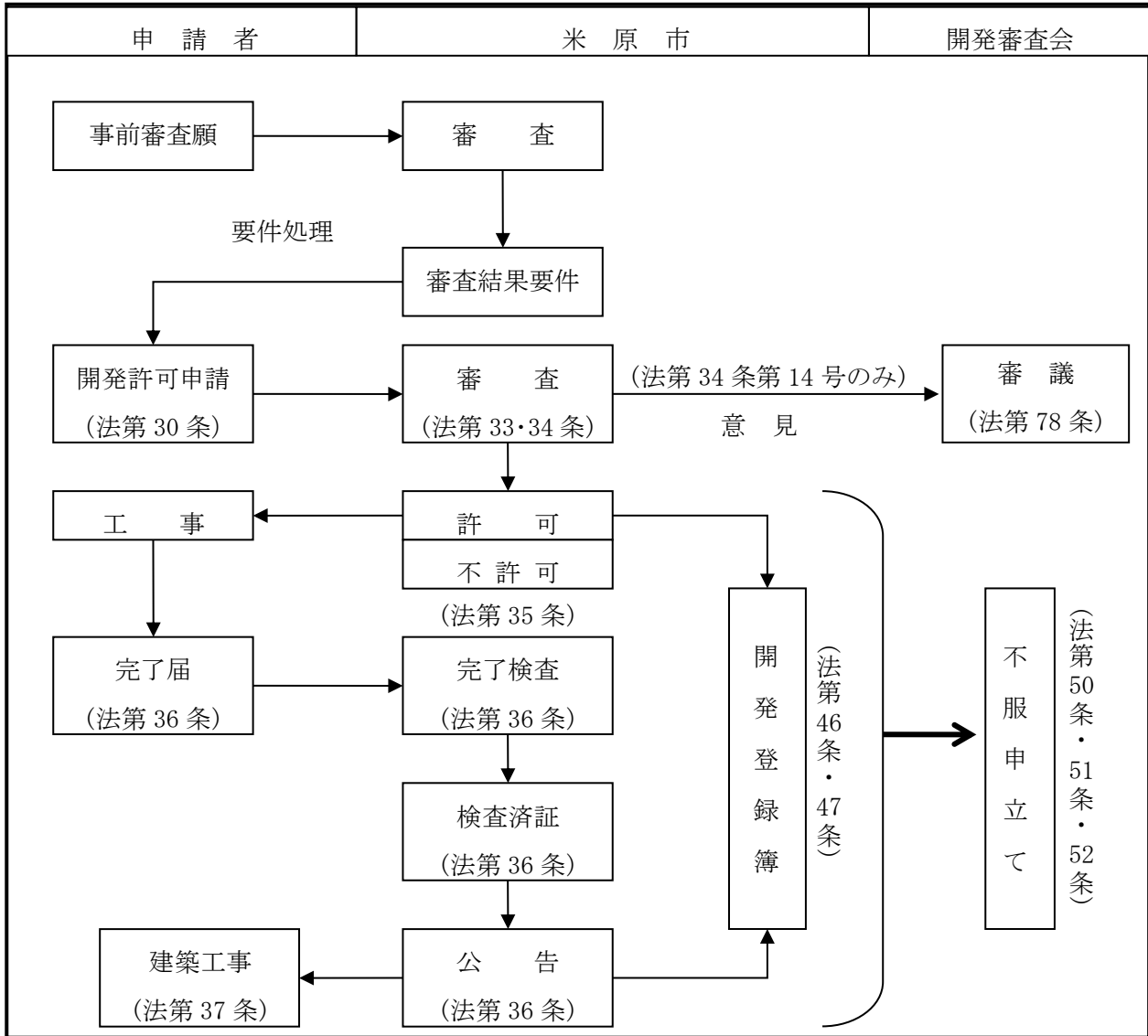
- ・ 坂田駅周辺地区（平成 22 年 3 月 10 日決定、令和元年 9 月 27 日変更）
- ・ 多和田地区（平成 22 年 6 月 30 日決定）
- ・ 顔戸西川地区（平成 28 年 6 月 10 日決定、令和 4 年 2 月 22 日変更）
- ・ 顔戸琵琶田地区（平成 28 年 6 月 10 日決定、令和 4 年 2 月 22 日変更）
- ・ 高溝六味古地区（平成 30 年 3 月 7 日決定、令和 4 年 2 月 22 日変更）
- ・ 中多良西地区（平成 30 年 3 月 7 日決定、令和 4 年 2 月 22 日変更）
- ・ 入江丸葎地区（平成 31 年 4 月 12 日決定、令和 4 年 2 月 22 日変更）
- ・ 顔戸長田地区（令和 2 年 1 月 24 日決定、令和 4 年 2 月 22 日変更）
- ・ 宇賀野西地区（令和 5 年 12 月 26 日決定）
- ・ 甲田・梅ヶ原地区（令和 7 年 7 月 29 日決定）
- ・ 梅ヶ原南地区（令和 8 年 2 月 13 日決定）

(8) その他の法律

道路法、河川法、自然公園法、砂防法、景観法その他開発行為に係る他の法律の規制については都市計画法の許可申請とは別途に許認可申請を行い、あらかじめ許認可を得、許認可書の写しを開発許可申請に添付すること。

(9) 開発行為のフローチャートは次表のとおりである。

図7-1 開発行為のフローチャート



II 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）のみなし許可に係る取扱い

1 盛土規制法の許可または届出の対象となる盛土等の規模について

区域	行為	許 可				
宅地造成等 工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの 	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの 	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 の の崖を生ずるもの (①、②を除く) 	④盛土で高さが 2m超 となるもの (①、③を除く) 	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m²超 となるもの (①、③を除く)
	土石の堆積 一時的な	⑥最大時に堆積する高さが かつ面積が 300m²超 となるもの 		⑦最大時に堆積する面積が 500m²超 となるもの 		
特定盛土等 規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの 	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの 	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 5m超 の の崖を生ずるもの (①、②を除く) 	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの (①、③を除く) 	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの (①、③を除く)
	土石の堆積 一時的な	⑥最大時に堆積する高さが かつ面積が 300m²超 1,500m²超 となるもの 		⑦最大時に堆積する面積が 500m²超 3,000m²超 となるもの 		

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの

※宅地造成等工事規制区域とは、市街地や集落、その周辺など、盛土が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを設定

※特定盛土等規制区域とは、市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを設定

※⑤、⑦について、盛土または切土、土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超える部分の面積が要件（面積）に該当する場合

2 みなし許可とは

盛土規制法の許可対象工事のうち、都市計画法第29条第1項または第2項に規定する開発許可を受けて行われる工事は、盛土規制法による許可を受けたものとみなす（盛土規制法第15条第2項）。

この場合、盛土規制法に基づく許可申請は不要となるが、開発許可申請にあっては開発の技術基準のみならず盛土規制法の技術基準にも適合する必要があるため注意すること。

また当該開発行為に係る許可後の手続及び規制についても、中間検査、定期報告および標識掲示等については、別途盛土規制法に係る手続等が必要となるため注意すること。

なお、都市計画法第34条の2に規定する開発許可における協議の成立（国の機関等が行う開発行為で、当該国の機関等と知事（開発許可権者）が、盛土規制法におけるみなし許可になる場合については以下のとおり。

・市が事業主体となる場合

開発・盛土規制法の両方の許可権限を有する市どうしである場合に限り、開発許可の協議の成立が、盛土規制法のみなし許可に該当する。

- ・国、県が事業主体となる場合
開発許可の協議の成立が、盛土規制法のみなし許可に該当する。

3 みなし許可に適用される盛土規制法の規定について

盛土規制法の規制内容	条項	適用	備考
住民への周知	第 11 条・第 29 条	—	都市計画法の規定に従う
土地所有者の同意	第 12 条・第 30 条	—	都市計画法の規定に従う
資力信用等	第 12 条・第 30 条	—	都市計画法の規定に従う
工事の技術的基準	第 13 条・第 31 条	適用	みなし許可にあつては開発の技術基準および盛土規制法の技術基準の両方に適合すること（都市計画法第 33 条第 1 項第 7 号）
許可証の交付 (不許可の通知)	第 14 条・第 33 条	—	都市計画法の規定に従う
変更許可	第 16 条・第 35 条	—	都市計画法の規定に従う ※1
完了検査	第 17 条・第 36 条	—	都市計画法の規定に従う
中間検査	第 18 条・第 37 条	適用	
定期の報告	第 19 条・第 38 条	適用	
監督処分、罰則規定	第 20 条・第 39 条	適用	都市計画法に基づくほか、盛土規制法に基づく是正措置や罰則規定も適用される
標識の掲示	第 49 条	適用	都市計画法に基づく標識と併設することも可

※ 1 : 当初開発許可で盛土規制法の許可対象規模に該当せず、盛土規制法のみなし許可と扱われなかった工事が、その後の変更により、許可対象規模に該当した場合は、都市計画法の変更許可申請と同時に、新たに盛土規制法の許可を受ける必要がある。

4 各規定の適用対象について

- (1) 中間検査：特定の規模(※2)に該当するもののうち『特定工程』が含まれる場合。
特定工程：盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程。
(暗渠排水管等を敷設する工事の工程)
- (2) 定期の報告：特定の規模(※2)に該当する場合、および土石の堆積にあつては「最大時に堆積する高さが 5m 超かつ面積が 1,500 m²超」または「最大時に堆積する面積が 3,000 m²超」となる場合。
- (3) 標識の掲示：盛土規制法の許可・届出対象規模に該当する場合。
- (4) 設計者資格：「高さが 5 m を超える擁壁を設置する場合」または「盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m² を超える土地において排水施設を設置する場合」に該当する場合。

※ 2 : 特定の規模

- ・特定盛土等規制区域においては「許可が必要な工事すべて」
- ・宅地造成工事規制区域においては許可が必要な工事のうち以下に該当するもの
 - ① 盛土で高さが 2 m 超の崖を生ずるもの
 - ② 切土で高さが 5 m 超の崖を生ずるもの
 - ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 5 m 超の崖を生ずるもの (①、②を除く)
 - ④ 盛土で高さが 5 m 超となるもの (①、③を除く)
 - ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 m² 超となるもの (①～④を除く)

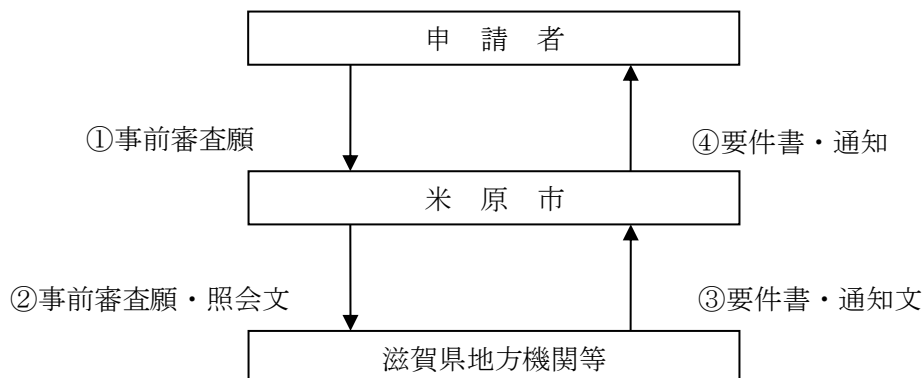
第 8 章 申請の手続

I 申請の手続

1 開発計画事前審査の手続

(1) 開発計画事前審査の手続

図 8 - 1 開発計画事前審査フローチャート



【注意事項】

- 1 10,000 m²以上で「滋賀県土地利用に関する指導要綱（以下「県要綱」という。）」の適用となるものは、次の（2）滋賀県土地利用に関する指導要綱の手続による。
- 2 本市においては、米原市開発行為等指導要綱を定めているので、事前に協議すること。

・提出部数・・・通常 5 部および CD 1 部

（以下に該当する場合には提出部数が増えるため事前に確認すること。）

※旧近江地域：長浜水道企業団

※国道 8 号線または国道 21 号線沿い：滋賀国道事務所

※建築物の高さが 15m 以上または 4 階建て以上：湖北地域消防本部

（CD には、必要な書類全ての PDF データを保存すること。）

（内訳：正本 1 部、その他は副本とし、事前審査結果時に CD 1 部を返却する。）

・必要な書類

開発計画事前審査願（様式 1）

（ア）開発区域の地番を全て記入すること。

（イ）汚水処理方法等を記入すること。

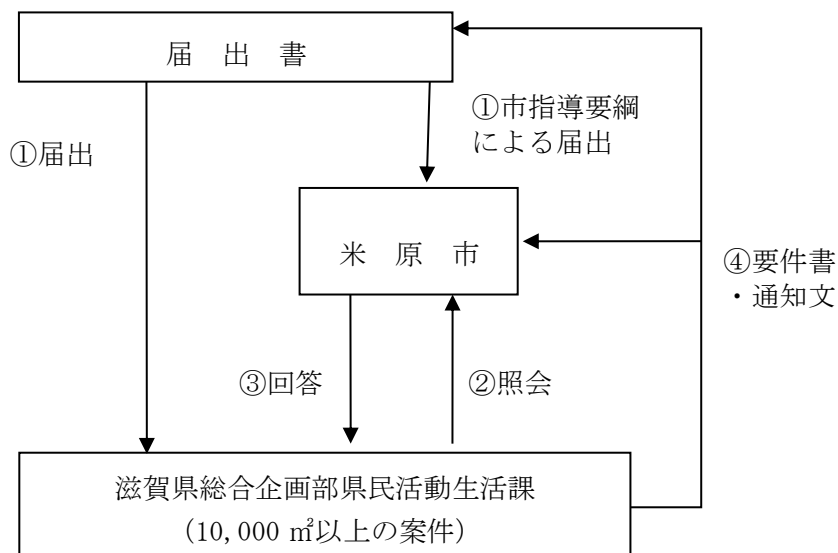
（ウ）次の図書を添付すること。

- ・位置図（1/10,000 程度）
- ・付近見取図（1/2,500 程度）
- ・開発計画説明書
- ・字限図
- ・現況図
- ・土地の登記事項証明書等
- ・土地利用計画図
- ・造成計画平面図
- ・排水施設計画平面図
- ・その他必要な図面（縦断図、横断図、構造図、建築図面等）
- ・市街化調整区域については法第 34 条の各号に該当する図書
- ・現況写真

(2) 滋賀県土地利用に関する指導要綱による届出の手續

図8-2 開発事業計画等届出のフローチャート

県要綱別表第2に掲げる土地を含む場合ほか
10,000 m²以上



- ・提出部数・・・県が指示する部数と米原市に1部（旧近江地域は2部）およびCD1部（届出内容により増減する場合がある）（CDには、必要な書類全てのPDFデータを保存すること。）

・提出に必要な書類

事業計画概要書

経営計画書（開発施設用地等の管理・処分等の計画および収支見通し）

添付図面

- ・開発予定区域位置図（縮尺1/50,000以上）
- ・土地利用現況平面図
- ・事業計画平面図
- ・排水計画図
- ・字限図
- ・断面図
- ・その他の書類

届出者および工事施行予定者の経歴書、前年度の決算報告書ならびに登記事項証明書、開発区域内権利者一覧表（地番、面積、地目、所有者などを記入したもの）その他参考となる資料

2 開発行為許可申請手続の概要

- (1) 申請からの手続は、図7-1参照
- (2) 提出部数については、2部を米原市都市計画課に提出すること。
- (3) 申請に必要な図書類については、次の許可申請書の作成要領参照
- (4) 申請手数料については、米原市手数料条例によるが、納入の方法・金額については、都市計画課で確認すること。

【注意事項】建築基準法の手続は別途手続が必要

3 許可申請（協議）書の作成要領

(1) 申請書類

添付順序	名称	様式（様式集）	記入要領
1	開発行為許可申請書	・様式2	<input type="checkbox"/> 申請者の氏名には、ふりがなを記入すること。 <input type="checkbox"/> 開発区域に含まれる区域の名称欄には地名、地番を記入すること（筆数が多い場合は、〇〇番外〇〇筆とし、別紙に全ての地名地番を記載し添付すること。）。 <input type="checkbox"/> 予定建築物の用途欄は、具体的に記入すること。 <input type="checkbox"/> 開発面積は、実測面積を記載すること（小数点第3位以下を切捨て、小数点第2位まで記載すること。）。 <input type="checkbox"/> 代理者の連絡先は、電話番号およびFAX番号またはメールアドレスを記入すること。なお、設計者と同一の場合は「同上」で可。
2	委任状		<input type="checkbox"/> 任意様式とする。 <input type="checkbox"/> 申請者以外の者が手続をする場合は添付すること。 <input type="checkbox"/> 代理人の住所、会社名、氏名、連絡先および委任事項を記入すること。 <input type="checkbox"/> 申請者の住所および氏名を記入し、押印すること。
3	法第34条各号に該当する図書		<input type="checkbox"/> 市街化調整区域における開発行為は、立地基準（法第34条各号）に適合する必要があるため、第4章開発許可基準の【必要書類】を参照し、必要書類を添付すること。
4	設計説明書	・様式3、 3-1、 3-2	<input type="checkbox"/> 自己居住用開発は不要。 <input type="checkbox"/> 「設計の方針」では、開発行為の目的、当該区域を選定した理由、開発区域設定の考え方、住区・街区の構成と公益的施設の整備の方針および計画上注意した事項をできる限り詳細に説明すること。 <input type="checkbox"/> 「開発区域内の土地の現況」では、住宅用地、道路、その他公共の用に供する用地等の面積およびその割合を説明すること。 <input type="checkbox"/> 「公共施設の整備計画」（様式3-1）では、公共施設の規模、構造等について記載すること。また、公共施設の管理者となるべき者および公共施設の用に供する土地の帰属に関することも記載すること。 <input type="checkbox"/> 空欄は「-」等を記載し、全ての欄を埋めること。 <input type="checkbox"/> 開発区域が1ha以上の場合には、「設計説明書（補足資料）」（様式3-2）を添付すること。
5	法第32条の同意書および協議書	・様式4、 4-1、 4-2、 4-3、 4-4	<input type="checkbox"/> 協議事項を詳細に記載したものであること。 <input type="checkbox"/> 公共施設管理者から発行されたものであること。 <input type="checkbox"/> 協議内容により図面が必要な場合は、図面を添付すること。 <input type="checkbox"/> 正本に写し、副本には原本を添付すること。

添付 順序	名 称	様式 (様式集)	記入要領
6	資金計画書	・様式 5、 5-1	<input type="checkbox"/> 自己居住用および自己業務用（1ha未満）の開発は不要。 <input type="checkbox"/> 工事費のうち整地工事費は伐開、暗渠排水、切土盛土、敷地の整形、張芝、擁壁等について算定すること。 <input type="checkbox"/> 道路工事費は路盤工、側溝、舗装等について算定すること。 <input type="checkbox"/> 排水工事費は公共の用に供する排水施設敷地、排水溝、遊水池について算定すること。 <input type="checkbox"/> 附帯工事費は、仮設工事費、道路復旧費等工事に関連して算定すること。
7	設計者の資格調書	・様式 6	<input type="checkbox"/> 開発区域 1ha未満の場合は不要（ただし、連絡先を明確にすること。）。 <input type="checkbox"/> 卒業証明書または資格証明書の写しを添付すること。 <input type="checkbox"/> 実務経歴の分かる書類を添付すること。
8	申請者の資力信用調書	・様式 7、 様式 7-1	<input type="checkbox"/> 自己居住用および自己業務用（1ha未満）の開発は不要。 <input type="checkbox"/> 納税証明書（直前2年分の法人税または所得税および県税（事業税、県民税）ならびに市税（固定資産税、市町村民税）で完納したことが分かるもの）を添付すること。 <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書（3か月以内）を添付すること（個人の場合は、住民票記載事項証明書を添付すること。）。 <input type="checkbox"/> 法人は、直前事業年度の財務諸表、事業経歴書を添付すること。 <input type="checkbox"/> 申請者等が暴力団等に該当しないことを誓約する書類を添付すること（様式 7-1）。 <input type="checkbox"/> 非自己居住用の開発で申請者が宅建業法の免許を有していない場合には、宅建業法に違反しない旨の誓約書（申請者の住所、氏名を記入（自署または押印）したもので、宅建業法に違反しないことを誓約する旨の文言のほか、申請地の地番、造成後の宅地の取引方法の説明、誓約日を記入したもの。様式は任意。）を添付すること。
9	工事施行者の工事能力調書	・様式 8	<input type="checkbox"/> 自己居住用および自己業務用（1ha未満）の開発は不要。 <input type="checkbox"/> 建設業許可証明書を添付すること（登録の無い場合は、登記事項証明書および事業経歴書添付すること。）。
10	事前審査要件処理一覧表		<input type="checkbox"/> 要件末尾に処理年月日、許認可番号を記入すること。 <input type="checkbox"/> 他法令の許可等がある場合は法令名、許可番号、許可日を記載すること。 <input type="checkbox"/> 【協議不要】の意見についても、その意見および処理内容を記載すること。
11	事前審査要件処理結果図書等	・協議書、同意書 ・許認可書の写し	<input type="checkbox"/> 事前審査結果通知書を添付すること。 <input type="checkbox"/> 処理結果図書の添付順序は要件処理一覧表の順序と同一とすること。 <input type="checkbox"/> 協議済書は正本に写し、副本に原本を添付すること。 <input type="checkbox"/> 他法令等の許可書等を添付すること。
12	字限図		<input type="checkbox"/> 登記官による証明があるものに限る。 <input type="checkbox"/> 公図は申請日より3か月以内の原本を添付すること。 <input type="checkbox"/> 申請区域を緑色、法定外公共物を里道は赤色、水路は水色に着色すること。 <input type="checkbox"/> 申請区域が複数の図に分かれている場合は、合成図を別に作成すること。 <input type="checkbox"/> 申請地および隣接地の地目・所有者名を記入すること。 <input type="checkbox"/> 調査年月日および調査者名を記入すること。
13	開発区域内権利者一覧表	・様式 9	<input type="checkbox"/> 開発許可申請者名義の土地の場合も記載すること。 <input type="checkbox"/> 抵当権者等、その他の権利も記載すること。

添付 順序	名 称	様式 (様式集)	記入要領
14	開発行為施行同意書	・様式 9-1	<input type="checkbox"/> 開発許可申請者名義の土地の場合は不要。 <input type="checkbox"/> 抵当権等その他の権利がある場合は権利者の同意書も添付すること。 <input type="checkbox"/> 土地所有者名義人が死亡等により同意書の添付ができない場合は、相続関係図と遺産分割協議書または法定相続人全員の同意書を添付すること。
15	土地の登記事項証明書	・開発区域のもの	<input type="checkbox"/> 開発区域内権利者一覧表と同一順序に添付すること。 <input type="checkbox"/> 申請日より3か月以内の原本を添付すること。
16	工程表		<input type="checkbox"/> 許可申請書等の他書類と整合させること。 <input type="checkbox"/> 梅雨時については、詳細に記入すること。
17	現況写真		<input type="checkbox"/> できる限り上部から撮影したカラー写真であること。 <input type="checkbox"/> 対象物をあまり小さくしないこと。 <input type="checkbox"/> 河川、水路、道路等はスタッフ等を使用し、断面、幅員等の現況が判断できること。 <input type="checkbox"/> 写真の撮影年月日を記入すること。 <input type="checkbox"/> 撮影日は申請日より3か月以内とすること。 <input type="checkbox"/> 撮影した写真の位置および向きを地図上（現況図と併用可）で示すこと。 <input type="checkbox"/> 開発区域を赤線で明示すること。
18	擁壁等の構造安定計算書		<input type="checkbox"/> 市技術基準に基づくこと。 <input type="checkbox"/> 構造計算書および安定計算書を添付すること。 <input type="checkbox"/> 擁壁の構造図の根拠資料を添付すること。
19	水理計算書		<input type="checkbox"/> 市技術基準に基づくこと。 <input type="checkbox"/> 開発区域内および開発区域外の水理計算書を作成すること。
20	申請図の図面リスト		<input type="checkbox"/> 図面には通し番号を付け、リストにすること。 <input type="checkbox"/> 図面リストは、図面袋に貼付してもよい。

【注意事項】

申請書類は、可能な限りインデックス等を利用し添付順序に従って作成すること。

(2) 申請図 ※図中の標高は、T. P. (東京湾中等潮位) で表示のこと。

添付 順序	名称	縮尺	明示事項および記入要領
1	開発区域 位置図	1/10,000 以上	<input type="checkbox"/> 方位を記載すること。 <input type="checkbox"/> 開発区域は赤色、道路は茶色、河川は青色に着色すること。
2	現況図	1/500 以上	<input type="checkbox"/> 方位を記載すること。 <input type="checkbox"/> 開発区域の境界は、赤線で明示すること。 <input type="checkbox"/> 境界線名(敷地・道路)を明示すること。 <input type="checkbox"/> 敷地内の水路等は水色に着色のこと。 <input type="checkbox"/> 開発区域の土地の地番、地目、所有者名、地盤高を記載すること。 <input type="checkbox"/> 隣接地の地番、地目、所有者名、地盤高を記載すること。 <input type="checkbox"/> 道路、河川名および現況幅員等を明記すること。 <input type="checkbox"/> 建築基準法上の道路種別を明記すること。 <input type="checkbox"/> 官民境界確定線を明示し、確定日および番号を明記すること。地籍調査実施済みである場合は、その旨を明記すること。 <input type="checkbox"/> 既設建造物の位置、種類、高さおよび延長を記載すること。 <input type="checkbox"/> 既設建造物を利用する場合は既設、除却する場合は除却と明記すること。 <input type="checkbox"/> 図面の作成者名を記入すること。
3	土地利用 計画図	1/500 以上	<input type="checkbox"/> 方位を記載すること。 <input type="checkbox"/> 開発区域の境界は、赤線で明示すること。 <input type="checkbox"/> 境界線名(敷地・道路)を明示すること。 <input type="checkbox"/> 公共施設(公園、消防施設、ゴミ置場等)の位置、形状を明示すること。 <input type="checkbox"/> 施設区分別に薄く着色し、凡例を記載すること。 宅地—黄、道路—茶、公園—黄緑、水路・調整池—青、 公益用地—赤、緑地—緑 <input type="checkbox"/> 各施設別の面積を記載すること。 <input type="checkbox"/> 既存建築物および予定建築物の構造(○造○階建)、規模(建築面積・延床面積・最高高さ)および用途を記載すること。 <input type="checkbox"/> 開発区域内道路の幅員、延長、中心線、勾配および交差点の計画高を明示すること。 <input type="checkbox"/> 道路、河川名および現況幅員等を明記すること。 <input type="checkbox"/> 建築基準法上の道路種別を明記すること。 <input type="checkbox"/> 官民境界確定線を明示し、確定日および番号を明記すること。地籍調査実施済みである場合は、その旨を明記すること。 <input type="checkbox"/> 他法令等において施工される建造物の位置、形状寸法等を記載すること。 (法令等の名称、許可番号、許可年月日等も記載すること。) また、許可等あった場合は、許可書等の写しを添付すること。 <input type="checkbox"/> 建造物(擁壁等)の位置、種類、高さおよび延長(既設建造物を含む。)を記載すること。 <input type="checkbox"/> 既設建造物を利用する場合は、その旨を明示すること。 <input type="checkbox"/> 各建造物には、構造図と対照可能な記号を明記のこと。 <input type="checkbox"/> 排水管の勾配、管種、管径および流末の排水量を明記すること。 <input type="checkbox"/> 公共下水道の場合は汚水樹の位置を、合併浄化槽を設置する場合は位置、形状、人槽および放流管を明示すること。 <input type="checkbox"/> 計画地盤高を明記すること。 <input type="checkbox"/> 遊水池(調整池)の位置および形状を明示し、容量等を記載すること。 <input type="checkbox"/> 法面(がけを含む。)の位置、形状および勾配を明示すること。 <input type="checkbox"/> 宅地(一区画)面積を記載すること。 <input type="checkbox"/> 隅切り長を記載すること。 <input type="checkbox"/> 道路後退がある場合は、道路後退線を明示すること。 <input type="checkbox"/> 図面の作成者名を記入すること。

添付 順序	名 称	縮 尺	明示事項および記入要領
4	造成計画 平面図	1/500 以上	<input type="checkbox"/> 方位を記載すること。 <input type="checkbox"/> 開発区域の境界は、赤線で明示すること。 <input type="checkbox"/> 境界線名（敷地・道路）を明示すること。 <input type="checkbox"/> 切盛土部別に薄く着色し、凡例を明示すること。 （切土部－黄、盛土部－赤）。 <input type="checkbox"/> 構造物（擁壁等）の位置、種類、高さおよび延長（既設構造物を含む。）を記載すること。 <input type="checkbox"/> 既設構造物を利用する場合、その旨明示のこと。 <input type="checkbox"/> 各構造物には、構造図と対照可能な記号を明記のこと。 <input type="checkbox"/> 法面（がけを含む。）の位置、形状および勾配を明示すること。 <input type="checkbox"/> 横断面図の位置を明示し、対象可能な記番号を明示すること。 <input type="checkbox"/> 遊水池（調整池）の位置および形状を明示すること。 <input type="checkbox"/> 敷地の形状および計画高を明示すること。 <input type="checkbox"/> 図面の作成者名を記入すること。
5	排水計画 平面図	1/500 以上	<input type="checkbox"/> 方位を記載すること。 <input type="checkbox"/> 開発区域の境界は、赤線で明示すること。 <input type="checkbox"/> 境界線名（敷地・道路）を明示すること。 <input type="checkbox"/> 排水区域の区域界を明示し、区域毎の集水面積を明記すること。 <input type="checkbox"/> 排水管の勾配、管種、管径および流末の排水量を明記すること。 <input type="checkbox"/> 遊水池（調整池）の位置、形状および吐口の位置を明示し、必要容量等を記載すること。 <input type="checkbox"/> 道路側溝その他の排水施設の位置、形状寸法を記載すること。 <input type="checkbox"/> 人孔の位置および人孔間距離を明示すること。 <input type="checkbox"/> 水の流れの方向を詳細に明示すること。 <input type="checkbox"/> 吐口の位置を明示すること。 <input type="checkbox"/> 合併浄化槽を設置の場合は、位置、形状、人槽および放流管を明示すること。 <input type="checkbox"/> 公共下水道の場合は、汚水枘の位置と污水管を明示すること。 <input type="checkbox"/> 敷地の形状および計画高を明示すること。 <input type="checkbox"/> 道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高を明記すること。 <input type="checkbox"/> 各構造物には、構造図と対照可能な記号を明記のこと。 <input type="checkbox"/> 図面の作成者名を記入すること。
6	給水計画 平面図	1/500 以上	<input type="checkbox"/> 自己居住用の開発は、添付不要。 <input type="checkbox"/> 方位を記載すること。 <input type="checkbox"/> 開発区域の境界は、赤線で明示すること。 <input type="checkbox"/> 境界線名（敷地・道路）を明示すること。 <input type="checkbox"/> 給水施設の位置、形状、内のり寸法を記載すること。 <input type="checkbox"/> 取水方法を明示すること。 <input type="checkbox"/> 消火栓の位置を明示すること。 <input type="checkbox"/> 図面の作成者名を記入すること。
7	造成計画 断面図	1/200 以上	<input type="checkbox"/> 開発区域の境界は、赤線で明示すること。 <input type="checkbox"/> 境界線名（敷地・道路）を明示すること。 <input type="checkbox"/> 切土または盛土をする前後の地盤面を明示すること。 <input type="checkbox"/> 計画地盤高を明示（端部、変化点等）すること。 <input type="checkbox"/> 切土部は黄色、盛土部は赤色で薄く着色すること。 <input type="checkbox"/> 断面は20m間隔とし、変化点では、適宜明示すること。 <input type="checkbox"/> 断面は予定建築物を2方向通る位置とし、予定建築物を明示すること。 <input type="checkbox"/> 現況地盤線は細線、計画線は太線にて明示すること。

添付 順序	名 称	縮 尺	明示事項および記入要領
7	造成計画 断面図	1/200 以上	<input type="checkbox"/> 官民境界の確定日および番号を明示すること。地籍調査実施済みである場合は、その旨を明記すること。 <input type="checkbox"/> 法勾配、法長を記載すること。 <input type="checkbox"/> 断面は断片的でなく、全体を表すこと。 <input type="checkbox"/> 開発区域境界部の構造物を明示すること。 <input type="checkbox"/> 構造物が既設の場合は、その旨明示のこと。 <input type="checkbox"/> 図面の作成者名を記入すること。
8	構造図	1/50 以上	<input type="checkbox"/> 他図（平面図、断面図）との併記は認めない。 <input type="checkbox"/> 擁壁の寸法および勾配を明示すること。 <input type="checkbox"/> 擁壁のメーカー、材料、種類を明示すること。 <input type="checkbox"/> 擁壁の裏込めコンクリートおよび透水層の位置寸法を明示すること。 <input type="checkbox"/> 擁壁を設置する前面・背面の地盤面を明示し、見え高および根入れ長を明記すること。 <input type="checkbox"/> 擁壁の基礎地盤の土質、擁壁を設置する際に求められる地耐力および現場での確認事項を明示すること。 <input type="checkbox"/> 擁壁の水抜穴の位置および寸法を明示すること。 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート擁壁の配筋図を添付すること。 <input type="checkbox"/> 擁壁の鉄筋の位置、径および間隔、かぶり厚さを明示すること。 <input type="checkbox"/> 擁壁に対する地盤改良や基礎杭等の位置、材料および寸法を記載すること。 <input type="checkbox"/> 雨水排水構造物の形状寸法を記載すること。 <input type="checkbox"/> 雨水排水枘等の泥溜めの深さを明示すること。 <input type="checkbox"/> 構造図の枚数が多い場合は、系統別（排水施設、擁壁）に記載すること。 <input type="checkbox"/> 各構造物の記号は、造成計画平面図の記号と対照可能なものとする。 <input type="checkbox"/> 既設構造物についても作成し、既設であることを記載すること。 <input type="checkbox"/> 図面の作成者名を記入すること。
9	がけの断 面図	1/50 以上	<input type="checkbox"/> 切土をした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生じる高さが1mを超えるがけ、または、切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2mをこえるがけについては作成すること。 <input type="checkbox"/> がけの高さ、勾配および土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質および地層の厚さ）を記載すること。 <input type="checkbox"/> 切土または盛土の計画地盤高と現況地盤高を記載すること。 <input type="checkbox"/> 小段の位置および幅を記載すること。 <input type="checkbox"/> 石張、張芝、モルタルの吹抜けの方法を明示すること。 <input type="checkbox"/> 擁壁で覆われるがけ面については、土質に関する事項を示すことは不要。 <input type="checkbox"/> 図面の作成者名を記入すること。
10	求積図	1/500 以上	<input type="checkbox"/> 開発区域全体の丈量を添付すること。 <input type="checkbox"/> 宅地別丈量を添付すること。 <input type="checkbox"/> 公共公益施設用地および道路用地の丈量を添付すること。 <input type="checkbox"/> 求積表はできる限り同一図面に記載すること。 <input type="checkbox"/> 外周長（辺長）を記入すること。 <input type="checkbox"/> 道路後退がある場合は、道路後退後の求積も明示すること。 <input type="checkbox"/> 緑地がある場合は、緑地面積がわかるようにすること。 <input type="checkbox"/> 図面の作成者名を記入すること。
11	雨水排水 流域図	1/10,000 以上	<input type="checkbox"/> 各ブロックは色分けし、ブロックごとの面積を記載すること。 <input type="checkbox"/> 各ブロック別の記号を記載し、水理計算書の記号と対象が可能なものとする。 <input type="checkbox"/> 勾配根拠、河道延長を明示すること。 <input type="checkbox"/> 図面の作成者名を記入すること。

添付 順序	名 称	縮 尺	明示事項および記入要領
12	調整池流域図		<input type="checkbox"/> 調整池の流域界を明示すること。 <input type="checkbox"/> 水理計算書の対照が可能なものであること。 <input type="checkbox"/> 雨水排水流域図と兼用することも可とする。 <input type="checkbox"/> 調整池に流入しない直接放流の流域がある場合は、その区域および面積を明示すること。 <input type="checkbox"/> 図面の作成者名を記入すること。
13	雨水排水施設計画図		<input type="checkbox"/> 平面図および排水計画縦断図を明示すること。 <input type="checkbox"/> 施設構造図（オリフィス、余水吐、放流管等）を明示すること。 <input type="checkbox"/> 調整池平面図には、次の諸元を明示すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯水容量（m^3） ・ 堆砂容量（m^3） ・ 調整池の天端高さ ・ 調整池のH. H. W. L ・ 調整池のH. W. L ・ 調整池底高さ ・ オリフィス敷高 ・ オリフィス寸法 <input type="checkbox"/> 余水吐の越流幅、越流水深構造図、容量計算根拠となる丈量図も添付すること。 <input type="checkbox"/> 排水計画断面図には排水先河川の横断図（H. W. L）明示を併記すること。 <input type="checkbox"/> その他は管理者の指示によること。 <input type="checkbox"/> 図面の作成者名を記入すること。
14	防災工事計画平面図	1/1,000 ～1/500 以上	<input type="checkbox"/> 開発区域が1 ha以上の場合は添付すること。 <input type="checkbox"/> 方位を明示すること。 <input type="checkbox"/> 開発区域の境界は、赤線で明示すること。 <input type="checkbox"/> 等高線を明示すること。 <input type="checkbox"/> 計画道路線を明示すること。 <input type="checkbox"/> 段切位置を明示すること。 <input type="checkbox"/> 防災施設の位置、形状寸法、名称、運土計画を明示すること。 <input type="checkbox"/> 工事中の雨水排水経路を明示すること。 <input type="checkbox"/> 防災施設の設置時期および期間等を明示すること。 <input type="checkbox"/> 図面の作成者名を記入すること。
15	防災施設構造図	1/50以上	<input type="checkbox"/> 開発区域が1 ha以上の場合は添付すること。 <input type="checkbox"/> 防災工事において、設置される施設を詳細に記載すること。 <input type="checkbox"/> 図面の作成者名を記入すること。
16	建築物平面・立面図	1/100 以上	<input type="checkbox"/> 配置図、各階平面図および二面以上の立面図を記載すること。 <input type="checkbox"/> 建築面積、延床面積を明示すること。 <input type="checkbox"/> 面積表を明示し、その根拠が分かるように記載すること。 <input type="checkbox"/> 立面図に最高高さを明示すること（分譲宅地は除く。）。 <input type="checkbox"/> 図面の作成者名を記入すること。

【注意事項】

- 1 設計図の添付順序2から6までについては、縮尺1/500以上で、かつ、同一縮尺とすること。
- 2 申請図は、日本産業規格A列3番とすること。

4 開発行為の変更許可申請等（法第 35 条の 2）

開発行為の変更を行う場合は許可を要する。

図書名称	区域変更はなく 設計の変更のみ	区域の増加		区域の縮小に 伴い設計の変更 を行う場合
		設計の変更を 行う場合	土地の編入に起 因する設計の変更	
開発行為変更 許可申請書	○	○	○	○
設計説明書	○	○	○	○
公共施設の管理 者に関する書類	○	○	○	○
32条の変更 同意書	○	○	○	○
資金計画書	×	○	○	×
権利者の施行 同意書	×	○ 増加した 土地のみ	○ 増加した 土地のみ	×
登記事項証明書	×	同上	同上	×
字限図	×	同上	同上	×

(必要…………… ○ 必要なし…………… ×)

(1) 開発行為変更許可申請書（様式 10）… 2 部提出すること。

(2) 変更許可申請図書作成要領

ア 申請書、設計説明書等の記入については、次の要領とすること。

変更後……………青または黒書きとすること。

変更前……………赤書きとすること。変わらない箇所については青または黒書きとすること。

イ 変更理由書は変更内容を箇条書に記載し、申請書の次に添付すること。

ウ 変更により他法令の取得が必要な場合は許可書の写し等を添付のこと。

エ 変更設計図は、変更図面のみを添付し、要領は次のとおりとすること。

変更後……………赤書き

変更前……………黄書き

変更無……………青または黒書きとすること。

オ 構造図においては、廃工は黄色で「×」印、新規は赤色で「新規」と明示のこと。

カ 排水関係の変更の場合は、新規に水理計算書を添付のこと。

5 開発行為軽微変更届

(1) 開発行為変更届出書（様式 11）… 2 部提出すること。

※ 予定建築物等の敷地の変更、構造物の施行延長、施行位置等の変更届（軽微なもののみ）については、変更設計図（土地利用計画図）を添付すること。

工事の着工予定年月日または工事の完了予定年月日の変更届については、変更工程表を添付すること。

6 その他申請・届出等

(1) 工事着手届出書（様式 12）… 1 部提出すること。

法第 29 条の規定による許可を受けたものは、工事に着手する前に工事着手届出書を市長に提出すること。

(2) 工事完了届出書（様式 13）… 1 部提出すること。

工事が完了（工区に分けた場合は工区別）した場合は工事完了届出書を提出して完了検査を受けること。

検査の結果、開発許可の内容に適合している場合は検査済証を交付する。

なお、道路や河川等国・県・市に帰属することとなる公共・公益施設や市に帰属する法定外公共物（里道・水路）が存する場合は、公共施設用地の帰属に係わる登記手続に必要な書類について（様式 28）を提出すること。

ア 完了届出書作成要領

(ア) 宅地分譲については確定丈量図

(イ) 写真

- ・ 着工前、工事施行中および完了の写真を必ず添付すること。写真は対比が出来るよう同じ位置から撮影すること。
- ・ 撮影地点および方向を平面図（造成平面図）に記入し、写真と対照が可能であるよう記号を示すこと。
- ・ 撮影については黒板、スタッフ等により、写真にて寸法等を確認できるようにすること。
- ・ 構造物においては、延長 30m ごとに撮影のこと。
- ・ 石積、ブロック積、擁壁等の裏込栗石、コンクリート厚は、底部と中段とを上記に示すように 30m ごとに撮影のこと。
- ・ コンクリート厚の場合は型枠組立時、脱型時に撮影のこと。
- ・ 鉄筋組み立ては、配筋後、コンクリート打設前にスタッフ等寸法が確認でき得るものを使用し撮影のこと。
- ・ 石積み、ブロック積、擁壁等の根入れは、埋め戻し前にスタッフ等を使用し、全高を確認できる撮影方法とすること。
- ・ 全景写真の撮影に当たっては、撮影方向を確認できる既設物を入れること。

(3) 公共施設工事完了届出書（様式 14）

（公共施設の種類ごとに関係課分各 1 部、都市計画課 1 部を提出すること。）

公共施設の工事のみが完了した場合に提出して完了検査を受けること。

届出書には完成図（当該届出による公共施設の位置および形状）およびに工事写真を添付すること。

検査の結果、開発許可の内容に適合している場合は検査済証を交付する。

(4) 開発行為に関する工事の廃止の届出書（様式 16） 1 部提出すること。

許可を受けた開発行為を廃止する場合は廃止の届出を行うこと。

届出には廃止した事由、廃止した時点における現況図、写真および廃止に伴う今後の措置、特に災害防止計画を示す図書を添付すること。

(5) 地位承継届出書（様式 17） 1 部提出すること。

法 44 条に基づく地位の承継は届出をすること。

届出書には承継の原因を証する書面を提出すること。

(6) 地位承継承認申請書（様式 18） 2 部提出すること。

法 45 条に基づく地位の承継は承継承認の申請を行うこと。

地位承継の添付書類

ア 承継の原因を証する書面（所有権、その他権限を取得した書類）

イ 申請者資力信用調書（許可申請書の作成要領参照）

7 建築許可申請・その他

次の建築許可申請手続（法第 41 条関係、法第 42 条関係、法第 43 条関係）については、本市では事前審査制を取り入れており、許可申請前には事前審査願の提出を行うこと。

(1) 建築物特例許可申請書（様式 19）… 2 部提出すること。

法 41 条第 2 項ただし書の規定による建築の許可を申請すること。

ア 建築物概要書（様式 22）

イ 付近見取図（方位、敷地の位置および敷地の周辺の公共施設を明示のこと。）

ウ 敷地現況図および配置図（敷地の境界および建築物の位置を明示のこと。）

エ 建物平面図（当該許可申請が建築物の高さに係る場合には立面図を含む。）

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 予定建築物以外の建築等許可申請書（様式 20）… 2 部提出すること。

法 42 条第 1 項ただし書の規定による建築の許可を申請すること。

添付書類は建築物特例許可申請に準ずる。

(3) 建築物の新築、改築または用途の変更許可申請書（様式 21）… 2 部提出すること。

法 43 条第 1 項の規定による許可を申請すること。

添付書類は次のとおりである。

なお、法第 43 条第 3 項の規定による協議についても許可申請の添付書類を準拠する。

ア 建築物概要書（様式 22）

イ 付近見取図（方位、敷地の位置および敷地の周辺の公共施設を明示のこと。）

ウ 敷地現況図および配置図（敷地の境界および建築物の位置を明示のこと。）

エ 建物平面図（当該許可申請が建築物の高さに係る場合には立面図を含む。）

オ その他市長が必要と認める書類

上記 (2) 予定建築物以外の建築等許可申請書（法第 42 条第 1 項ただし書許可）および (3) 建築物の新築、改築または用途の変更許可申請書（法第 43 条第 1 項の規定による許可）については、当然各許可要件を満足する必要があるため、その他市長が必要と認める図書として、法第 34 条各号に示された書類、字限図（公図）、現況写真、丈量図、横断図および流末排水経路図等を添付する必要がある。

よって、申請書作成の詳細は (4) 建築許可申請図書作成要領のとおりとする。なお、事前審査の結果指摘された意見については、必要な資料を添付の上対応すること。

(4) 建築許可申請図書作成要領

表 8-1 建築許可申請図書作成要領

添付 順序	名 称	記 入 要 領
1	建築物の新築、改築 または用途の変更の 許可申請書（様式 21） 協議書（別途様式が あるため個別協議が 必要）	<input type="checkbox"/> 申請者の氏名には、ふりがなを記入すること。 <input type="checkbox"/> 土地の所在地は、登記事項証明書のとおり字名まで、地目は登記地目を記入すること。（敷地内の地番は全て記入すること。筆数が多い場合は、〇〇番外〇〇筆と記入し、別紙に全ての地名、地番、地目を記入し添付すること。） <input type="checkbox"/> 敷地面積は、実測を記入すること。なお、建築基準法により道路後退を要する場合であっても、道路後退前の面積を記載すること。（小数点第 3 位以下を切捨て、小数点第 2 位まで記入） <input type="checkbox"/> 予定建築物の用途欄は、具体的に記入すること。 <input type="checkbox"/> 4 の「許可該当条項および理由」欄には、法第 34 条の該当条項を記入すること。 <input type="checkbox"/> 代理者の連絡先は、電話番号および F A X 番号またはメールアドレスを記入すること。
2	委任状	<input type="checkbox"/> 申請者以外の者が手続をする場合は添付すること。 <input type="checkbox"/> 代理人の住所、会社名、氏名、連絡先および委任事項を記入すること。 <input type="checkbox"/> 申請者の住所および氏名を記入し、押印すること。
3	建築物概要書 （様式 22）	<input type="checkbox"/> 面積・建蔽率は小数点第 2 位まで記入のこと。（面積は小数点第 3 位以下切捨て。建蔽率は小数点第 3 位以下切上げ） <input type="checkbox"/> 道路後退がある場合は、後退前後の面積を 2 段書で記入すること。
4	法第 34 条各号に示された書類	<input type="checkbox"/> 本書必要書類参照すること。 法第 34 条第 1 号から同条第 14 号許可基準の必要書類参照
5	開発区域内権利者一 覧表（様式 9）	<input type="checkbox"/> 申請者名義の土地の場合も記載すること。 <input type="checkbox"/> 抵当権者等、その他の権利も記載すること。
6	建築行為施行同意書 （様式 9-2）	<input type="checkbox"/> 土地所有者名が申請者と異なる場合またはその他の権利者がいる場合は添付すること。（取得時のローンの場合は除く。） <input type="checkbox"/> 開発区域内権利者一覧表と同一順序であること。
7	申請地の登記事項証 明書	<input type="checkbox"/> 申請地の登記事項証明書で所有が確認できない場合は、売買契約書の写しを添付すること。 <input type="checkbox"/> 証明書は申請日より 3 か月以内の原本を添付すること。

添付 順序	名 称	記 入 要 領
8	字限図（公図）	<input type="checkbox"/> 登記官による証明があるものに限る。 <input type="checkbox"/> 公図は申請日より3か月以内の原本を添付すること。 <input type="checkbox"/> 申請区域を緑色、法定外公共物を里道は赤色、水路は水色に着色すること。 <input type="checkbox"/> 申請区域が複数の図に分かれている場合は、合成図を別に作成すること。 <input type="checkbox"/> 申請地および隣接地の地目・所有者名を記入すること。 <input type="checkbox"/> 調査年月日および調査者名を記入すること。
9	申請地の現況写真	<input type="checkbox"/> 全景、隣接部の詳細を撮影すること。 <input type="checkbox"/> カラー写真とすること。 <input type="checkbox"/> 申請区域を赤線で示すこと。 <input type="checkbox"/> 写真の撮影年月日を記入すること。 <input type="checkbox"/> 撮影日は申請日より3か月以内とすること。 <input type="checkbox"/> 撮影した写真の位置および向きを地図上（現況図と併用可）で示すこと。
10	開発許可を要しないことがわかる書類	<input type="checkbox"/> 下記のいずれかの書類を添付すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・土地登記事項証明書の原本（線引時から現在までの経過が分かるもの） ・家屋登記事項証明書の原本（線引前からの家屋があることが分かるもの） ・建築確認済証の写し ・農地転用許可証の写し ・航空写真等
11	位置図	<input type="checkbox"/> 方位を明示すること。 <input type="checkbox"/> 申請区域は赤色、道路は茶色、河川・水路等は青色に着色すること。 <input type="checkbox"/> 1/2, 500～1/10, 000の縮尺で周囲の状況（国道、主要地方道、鉄道、河川等）が判断できるものとする。
12	敷地現況図	<input type="checkbox"/> 方位を明示し、申請区域界を赤線で明示すること。 <input type="checkbox"/> 境界線名を明示すること。 <input type="checkbox"/> 既設の構造物、既存建築物、隣接道路を明示すること。 <input type="checkbox"/> 隣接する道路・河川名・幅員および建築基準法による道路区分等を明示すること。 <input type="checkbox"/> 既設構造物を利用する場合は既設、除却する場合は除却と明記すること。
13	土地利用計画図	<input type="checkbox"/> 方位を明示すること。 <input type="checkbox"/> 申請区域は赤線で明示すること。 <input type="checkbox"/> 境界線名を明示すること。 <input type="checkbox"/> 既存建築物および予定建築物の構造（○造○階建）、規模（建築面積・延床面積・最高高さ）および用途を記入すること。 <input type="checkbox"/> 隣接する道路・河川名・幅員および建築基準法による道路区分等を明示すること。 <input type="checkbox"/> 道路後退がある場合は、道路後退線を明示すること。 <input type="checkbox"/> 他法令について許可等があるものは、その旨を明示すること。また、許可等あった場合は、許可書等の写しを添付すること。 <input type="checkbox"/> 申請区域内に構造物（擁壁、排水施設等）がある場合は、明示すること。 <input type="checkbox"/> 汚水桝を明示すること。また、既存の場合はその旨を明示すること。 <input type="checkbox"/> 既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。 <input type="checkbox"/> 構造物が構造上安全であることを確認し、その内容を明示すること。 <input type="checkbox"/> 断面図の横断箇所を記入すること。 <input type="checkbox"/> 他の図面との併用をしていないこと。
14	横断図	<input type="checkbox"/> 境界、構造物等を記入すること。 <input type="checkbox"/> 区画形質の変更がないことが分かるようにすること。なお、区画形質に変更がない場合は、その旨を明示すること。 <input type="checkbox"/> 断面は予定建築物を2方向通る位置とし、予定建築物を明示すること。 <input type="checkbox"/> 境界は赤線で明示すること。
15	丈量図	<input type="checkbox"/> 現況図と併用してもよい。 <input type="checkbox"/> 道路後退が必要な場合は、道路後退前後の面積が分かるようにすること。

添付 順序	名 称	記 入 要 領
16	建築物平面・立面図	<input type="checkbox"/> 配置図、各階平面図および二面以上の立面図を記載すること。 <input type="checkbox"/> 建築面積、延床面積を明示すること。 <input type="checkbox"/> 面積表を明示し、その根拠が分かるように記載すること。 <input type="checkbox"/> 立面図に最高高さを明示すること。
17	流末排水経路図	<input type="checkbox"/> 敷地内および敷地外の最寄りの排水施設について記入すること。 <input type="checkbox"/> 降水量、放流先の状況等からみて、敷地内下水を有効に排出するとともに、その排出により敷地および周辺の地域に出水等による被害が生じないような構造および能力で配置されていることが確認できるものであること。（排水能力について検討した結果、構造および能力に問題なければその旨を明示すること。） <input type="checkbox"/> 申請区域は、赤線で明示すること。 <input type="checkbox"/> 申請区域内に構造物（擁壁、排水施設等）がある場合は、明示すること。 <input type="checkbox"/> 既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。 <input type="checkbox"/> 敷地内の雨水の流れる方向を明示すること。 <input type="checkbox"/> 敷地内の雨水が1か所に集水後に排水する計画となっていること。 <input type="checkbox"/> 雨水排水の放流について、放流先水路の管理者と協議を行い、許可書等を添付すること。許可等不要の場合は、協議日、協議相手、協議結果を明示すること。

【注意事項】

設計図書には、作成者名を記入すること。

第9章 その他

I 不服申立て（法第50条、第51条、第52条、行政不服審査法）

1 不服申立て

(1) 不服申立ての種類

不服申立ては、行政庁の「処分」または「不作為」について行うものにあつては「審査請求」または「異議申立て」とされている。

「審査請求」は、開発審査会や上位機関の長等（「処分庁」や「不作為庁」以外）に対して行い、「異議申立て」は、処分をした行政庁（「処分庁」という。）または「不作為」に係る行政庁（「不作為庁」という。）に対して行うこととされている。

(2) 処分についての不服申立て

「処分」とは、行政処分（許可、認可等）のほか公権力の行使にあたる事実上の行為を含む。

ア 次に掲げる許可または不許可等の処分に対する「審査請求」は、滋賀県開発審査会に行うことができる。

- (ア) 法第29条第1項もしくは第2項（開発許可）
- (イ) 法第35条の2第1項（変更の許可）
- (ウ) 法第41条第2項ただし書き（形態制限の例外許可）
- (エ) 法第42条第1項ただし書き（予定建築物等制限の許可）
- (オ) 法第43条第1項（市街化調整区域内の建築物等の許可）
- (カ) これらの規定に違反した者に対する法第81条第1項の規定に基づく監督処分

イ 次に掲げる承認または不承認の処分に対する「異議申立て」は、行政不服審査法に規定されている一般則に基づき、許可権者に行うことができる（行政不服審査法第6条第1号）。

- (ア) 法第37条第1号に規定する承認、不承認
- (イ) 法第45条に規定する承認、不承認

(3) 「不作為」についての不服申立て

「不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分その他公権力の行使に当たる行為をなすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。

法第50条に掲げる処分に係る不作為については、許可権者に対して異議申立てを行うか、滋賀県開発審査会に対して審査請求を行うか、いずれかを選択することができる。

「審査請求」は、前記(2)の(ア)～(オ)の規定に係る不作為については滋賀県開発審査会に対してであり、それ以外は不作為庁に対しての「異議申立て」である。

2 手続

(1) 不服申立人

不服申立てをすることができる者は、処分により不利益を被る個人もしくは法人（当該処分により不利益を受ける第3者も含む。）および不作為に係る処分その他の行為を申請した個人もしくは法人である。法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものは、その名で不服申立てをすることができる。

多数人が共同して不服申立てをしようとするときは、3人を超えない総代を互選することができる。また、代理人によって不服申立てができ、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができる。ただし、不服申立ての取下げについては特別の委任を必要とする。

(2) 書面

不服申立ては書面により行わなければならない。審査請求のときは正副2通、異議申立ての場合は1通である。

ア 処分についての審査請求書には、次の事項を記載しなければならない。

- (ア) 審査請求人の氏名および年令または名称ならびに住所
- (イ) 審査請求に係る処分
- (ウ) 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
- (エ) 審査請求の趣旨および理由
- (オ) 処分庁の教示の有無およびその内容
- (カ) 審査請求の年月日
- (キ) 審査請求人が
 - 法人のとき ----- 代表者
 - 社団または財団のとき ----- 代表者または管理人
 - 総代を互選したとき ----- 総代
 - 代理人によって審査請求するときの住所および氏名 ----- 代理人
- (ク) 審査請求人（代表者、管理人、総代、代理人）の押印

イ 不作為についての異議申立書または審査請求書には、次の事項を記載しなければならない。

- (ア) 異議申立人または審査請求人の氏名および年令または名称ならびに住所
- (イ) 当該不作為に係る処分その他の行為についての申請の内容および年月日
- (ウ) 異議申立てまたは審査請求の年月日
- (エ) 前記ア (キ) と同じ
- (オ) 前記ア (ク) と同じ

ウ 審査請求または異議申立てが不適法であって補正を要するものであるときには、審査庁は相当の期間を定めて補正を命じなければならない。

(3) 審査請求と裁決

ア 請求期限

処分についての審査請求は、天災その他やむを得ないときを除いて、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内にしなければならない。また処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは請求することができない。請求書を郵送したときの期間の計算については、郵送に要した日数は算入しない。

不作為についての審査請求については、当然期限を定めていない本法の規定から、不作為に該当するか否かの判断を要する。

イ 弁明書および反論書

審査庁は、審査請求を受理したときは、請求書の副本を処分庁に送付し、相当の期間を定めて弁明書（2通）の提出を求めることができ、弁明書が提出されたときは、その副本を審査請求人に送付しなければならない。

ウ 審理

開発審査会は、審査請求の裁決を行う場合には、あらかじめ審査請求人、処分庁その他の関係人またはこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。

その他の場合には、審査請求の審理は原則として書面による。ただし、請求人または参加人の申立てがあった場合には、審査庁は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

処分についての審査請求に関しては、利害関係人は、審査庁の許可を得て参加人として審査請求に参加することができる。審査庁は、必要ときは利害関係人に対し、参加人として参加を求めることができる。

審理に当たっては、審査請求人または参加人による証拠書類および証拠物の提出ならびに申立て、職権による参考人の陳述、鑑定、物件の提出および留置ならびに必要な場所の検証などを行うことができる。また、審査庁は、必要と認めるときは、その庁の職員に、請求人の意見の陳述を聴かせたり、参考人の陳述を聴かせたり、場所の検証などを行わせることができる。

エ 裁決

滋賀県開発審査会は、審査請求を受理したときは、受理した日から2か月以内に裁決をしなければならない。その他の審査庁は特に期限の規定はない。

(ア) 処分についての審査請求の裁決は次による。

- ① 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるときなど不適法であるときは、裁決で請求を却下する（不適法であるときは、受理前にその旨説得することが望ましい。）。
- ② 審査請求の理由のないときは、裁決で、請求を棄却する。
- ③ 処分（事実行為を除く。）についての審査請求に理由があるときは、裁決で当該処分の全部または一部を取り消す。
- ④ 事実行為についての審査請求に理由があるときは、審査庁は処分庁に対し当該事実行為の全部または一部を撤回すべきことを命ずるとともに、裁決でその旨を宣言する。
- ⑤ 処分が違法または不当であるが、これを取り消し撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合、請求人の損害の程度、損害の賠償または防止の程度および方法その他一切の事情を考慮した上、処分の取消しまたは撤回することが公共の福祉に適合しないと考えられるときは棄却することができる。

この場合には、裁決で処分の違法、または不当である旨を宣言しなければならない。

(イ) 不作為についての審査請求の裁決は次による。

- ① 審査請求が不相当のときは、裁決で却下する。
- ② 審査請求に理由がないときは、裁決で棄却する。
- ③ 審査請求に理由があるときは、不作為庁に対し速やかに申請に対する何らかの行為をすべきことを命ずるとともに、裁決でその旨を宣言する。

(4) 異議申立てと決定

不作為についての異議申立てがあったときは、不作為庁は次の措置をとる。

ア 不作為についての異議申立てが不相当であるときは、不作為庁は、決定で当該異議申立てを却下する。

イ アの場合を除いて、不作為庁は、不作為についての異議申立てがあった日の翌日から起算して20日以内に、申請に対して何らかの行為をするか、または書面で不作為の理由を示さなければならない。

3 審査請求と訴訟

法第50条第1項に規定する処分（本章I-1-(2)ア（ア）～（カ））の取消しの行政訴訟は、その処分について審査請求を提起し、開発審査会の裁決を経た後でなければ提訴することができない。

上記以外の処分の取り消しの訴えはこの限りでない。

なお、法第51条の規定によって公害等調整委員会に裁定を申請することができる事項に関する訴えについても、この限りでない。

4 不服申立ての特例

法第29条第1項もしくは第2項、第35条の2第1項、第42条第1項ただし書きまたは第43条第1項の規定による許可、不許可の処分に関し、鉱業、採石業または砂利採取業との調整に関する事項を理由として行われる不服申立てについては、その理由の当否の判断をこれら鉱業等に関する調整の専門機関である公害等調整委員会が行うことが適当であると考えられるので、同委員会に対して裁定の申請をすべきであるとしている。

具体的には、例えば市街化調整区域内において鉱業権者から法第34条第2号に該当するとして開発許可申請があったとき、鉱物資源の有効利用上その必要がないとして不許可処分をした場合に、当該鉱業を営むについて必要不可欠であるとして審査請求を行う場合などが考えられる。

II 開発審査会（法第78条、滋賀県開発審査会条例）

1 開発審査会

開発審査会の処理すべき事務は次のとおりである。

- (1) 法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決
- (2) 市街化調整区域における許可に関する議決
 - ア 法第34条第14号に該当する開発行為の許可
 - イ 政令第36条第1項第3号ホに該当する建築または建設の許可
- (3) 市街化調整区域における土地区画整理事業の知事認可の際の議決

【参考】

土地区画整理事業法に基づく市街化調整区域内の個人施行または組合施行の区画整理事業について

土地区画整理事業として行われる都市計画法第4条第12項に規定する開発行為は第34条各号の一に該当しなければ認可されない（土地区画整理事業法第9条第2項、第21条第2項）。

【注意事項】

開発区域の変更（拡大、縮小）または事業内容の変更による大幅な公共施設の変更、居住人口の増減等は、開発審査会の議を経たうえで変更許可をする。

2 開発審査会条例等

- (1) 滋賀県開発審査会条例

滋賀県開発審査会条例

昭和45年3月31日
滋賀県条例第23号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第78条第1項および地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県開発審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、都市計画法第78条第1項に定める事項を行うほか、知事の諮問に応じ、滋賀県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成14年滋賀県条例第50号)第2条第1項の指定区域の指定またはその変更に関する事項その他開発行為等の規制に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審査会は、委員7人をもつて組織する。

(委員)

第4条 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長(会長に事故があるときは、その職務を代理する者。以下この条において同じ。)が招集する。

2 審査会は、会長のほか、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員でない者の出席)

第7条 審査会において必要があると認めるときは、会議に、利害関係人または学識経験のある者の出席を求め、必要な説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、土木交通部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

付 則

1 この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(平成12年条例第75号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成13年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成15年条例第77号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 滋賀県開発審査会傍聴規則 (抜 粋)

滋賀県開発審査会傍聴規則

昭和45年11月24日
滋賀県開発審査会規則第1号

第1条 審査会の公開による口答審理の傍聴に関しては、法令に定めるもののほかこの規則に定めるところによる。

第2条 口答審理を傍聴しようとする者は、住所、氏名および職業を関係の係員に申し出て傍聴人名簿(別記様式)に記載しなければならない。

第3条 審査会の会長は、傍聴人の人数等を制限することがある。

第4条 次の各号に掲げる者は、傍聴することができない。

(1) 兇器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びている者

(3) 口答審理を妨害するおそれがあると認められる者

(4) その他整理上必要があると認められる者

第5条 傍聴人は、いかなる事由があっても、口答審理の席に入ることができない。

第6条 傍聴人が傍聴席にあるときは、静粛をたもち、なお、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 帽子、外とう等を着用しないこと。

(2) 飲食、喫煙または私語をしないこと。

(3) 委員の言論に対し賛否を表明しないこと。

(4) みだりに席を離れはいかないこと。

(5) けんそうにわたり口答審理の妨害となるような行為をしないこと。

(6) 他人に迷惑をかけまたは不体裁な行為をしないこと。

第7条 審査会の会長は、傍聴人がこの規則に違反したときは退場を命ずることができる。

2 退場を命ぜられた傍聴人は、すみやかに退場しなければならない。

付 則

この規則は、昭和45年11月24日から施行する。

Ⅲ 監督処分（法第81条、行政手続法、刑事訴訟法、行政代執行法）

1 監督処分の対象

市長は、次に掲げる者に対して、都市計画法上必要な限度において、違反是正のための措置をとることを命ずることができる。

- (1) この法律またはこの法律に基づく命令の規定に違反した者
- (2) 法令等の規定に基づく処分に違反した者
- (3) 違反の事実を知って当該違反に係る土地もしくは工作物等を譲り受け、または賃貸借その他により当該違反に係る土地もしくは工作物等を使用する権利を取得した者
- (4) 法令等の規定に違反した工事の注文主もしくは請負人（下請人を含む。）または工事をしている者もしくは工事をした者
- (5) 法令等の規定に基づく処分に違反した工事の注文主、請負人（下請人を含む。）または工事をしている者もしくは工事をした者
- (6) この法律の規定による許可、許可または承認に付した条件に違反している者
- (7) 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、承認または確認を受けた者

2 監督処分の内容

命じようとする処分の内容は、違反是正の必要度に応じて次の例の中から適切なものを選ぶ。

- | | | |
|------------------------------|-------|--------------------------------------|
| (1) 許可、承認、確認 | ————— | 取 消
変 更
効力停止
条件変更
新条件の付与 |
| (2) 工事その他の行為 | ————— | 停 止 |
| (3) 建築物その他工作物
(相当の期限を定めて) | ————— | 改 築
移 転
除 却 |
| (4) その他違反是正のため必要な措置 | ————— | 使用禁止
改善命令 |

3 聴聞または弁明の機会の付与

都市計画法の違反者等に対し、処分または必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ行政手続法第13条の規定により、意見陳述（聴聞または弁明の機会の給付）のための手続を執らなければならない。この聴聞等については米原市聴聞および弁明の機会の付与に関する規則（平成17年米原市規則第6号）に基づき行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

4 監督処分の公示

監督処分をした場合は、違反建築物等の現地に命令処分をした旨の標識を設置するとともに、命令処分をした旨を公表するものとする。

標識の設置は、命令に係る土地または工作物等もしくは工作物等の敷地内に設置することができる。

この場合、前述の土地または敷地の所有者、管理者または占有者は、当該標識の設置を拒みまたは妨げてはならない。

5 告発

違反建築行為等が、著しく公益に反し、かつ、当該行為に係る違反者等に対して罰則を適用する必要がある場合は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定により告発を行うものとする。

6 代行および代執行

(1) 代行

法第81条の規定によって必要な措置を命じようとする場合に、どうしても被処分者を把握できないときは、市長は自らその措置を行い、またはその命じた者もしくは委任した者に行わせることができる。

この場合は、

ア 当該措置を行うこと（相手の期限を定めて）。

イ その期限までに行わないときは、市長またはその命じた者もしくは委任した者がその措置を行うこと。また、措置を行う場合は、公告し、かつ、公告の日から10日間その措置を行おうとする土地の付近その他適当

な場所にその旨を掲示しなければならない。代りに要した費用は後で相手方に徴収できる。

(2) 代執行

本条の措置を命じられた者が、命令を履行しない場合には行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により、他の手段によってはその履行を確保する事が困難であり、かつ、放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市長は自らその行為を行い、または第三者に行わせることができる。この場合には、その費用を業務者から徴収することができる。

IV 罰則（法第91条、第92条、第93条、第94条、第96条）

表9-1 開発制限に関する罰則規定

条	刑	違反内容
第91条	1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金	(1)市長の命令に違反した者(第81条第1項)
第92条	50万円以下の罰金	(2)無許可で開発行為を行った者(第29条第1項もしくは、第2項、第35条の2第1項) (3)建築制限等に違反して建築物を建築または特定工作物を建設した者(第37条、第41条第2項、第42条第1項、第43条第1項) (4)建築制限に違反して用途を変更した者(第42条第1項、第43条第1項)
第93条	20万円以下の罰金	(5)報告もしくは資料の提出を拒否、または虚偽の報告もしくは資料を提出した者(第80条第1項) (6)立入検査を拒み、妨げまたは忌避した者(第82条第1項)
第96条	20万円以下の罰金	(7)変更届、廃止届をしなかった者、または虚偽の届出をした者(法第35条の2第3項、法第38条)

第94条

・法人の代表者

・法人の

〔 代理人
 使用人
 その他従業員 〕

が法人の

・人の

〔 代理人
 使用人
 その他従業員 〕

が人の

業務または財産に関して上記表の(1)から(6)までに掲げる違反行為をした場合には、行為者を罰するほか、その法人または人に対してそれぞれの罰金刑を科する。

V 許可申請手数料

開発行為の許可申請その他本法に基づく申請手数料をまとめると、次表のとおりである。

開発許可申請手数料 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

号	申請内容		手数料			
			自己の居住のための開発行為	自己の業務のための開発行為	非自己用のための開発行為	
1	法第29条第1項または第2項の開発行為の許可申請の審査	開発行為の許可申請手数料	開発区域の面積(ha)			
			0.1未満	8,200円	12,000円	82,000円
			0.1以上 0.3未満	21,000円	29,000円	120,000円
			0.3以上 0.6未満	41,000円	62,000円	190,000円
			0.6以上 1.0未満	82,000円	110,000円	250,000円
			1.0以上 3.0未満	120,000円	190,000円	370,000円
			3.0以上 6.0未満	170,000円	260,000円	480,000円
			6.0以上 10.0未満	210,000円	320,000円	630,000円
		10.0以上	290,000円	460,000円	830,000円	
2	法第35条の2の開発行為の変更許可申請の審査	開発行為の変更許可申請手数料(変更許可申請1件につき、右に掲げる額を合算した額。ただし、その額が83万円をこえるときは、その手数料の額は83万円)	(ア)開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては、変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ前号に規定する額に1/10を乗じて得た金額	既に許可を受けた区域に変更なく設計変更を行うとき(アに該当)	前号規定額 × 1/10	
				区域の縮小に伴い設計の変更を行うとき(アに該当)	縮小後の面積に応ずる前号規定額 × 1/10	
			(イ)新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号に規定する金額	設計変更の理由が新たな土地の編入に起因するとき(イに該当)	増面積に応ずる前号規定額	
				区域の増加に伴い、かつ、設計の変更を行うとき(アおよびイに該当)	(変更前の区域面積に応じる前号規定額 × 1/10) + (増面積に応じる前号規定額)	
		(ウ)その他	(ア)および(イ)以外の変更を行うこと	9,500円		
3	法第41条第2項ただし書の許可申請の審査	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料			44,000円	
4	法第42条第1項ただし書の許可申請の審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料			25,000円	

号	申請内容		手数料	
5	法第43条の建築等許可申請の審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	開発区域の面積(ha)	
			0.1未満	6,600円
			0.1以上 0.3未満	18,000円
			0.3以上 0.6未満	37,000円
			0.6以上 1.0未満	66,000円
			1.0以上	92,000円
6	法第45条の地位承継の承認申請の審査	地位承継の承認申請手数料	承認申請をする者の行おうとする開発行為	
			自己の居住のためのものおよび自己の業務のためのものであって開発区域の面積が1ha未満のもの	1,700円
			自己の業務のためのものであって開発区域の面積が1ha以上のもの	2,600円
			非自己用のもの	17,000円
7	法第47条の登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙1枚 450円	
8	省令第60条の証明書交付に係る審査	証明書交付手数料	1件 4,000円	

※変更の取扱いについては注意事項参照

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）申請手数料（令和7年4月1日現在）

申請内容		手数料
宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）第18条第1項または第37条第1項の規定に基づく宅地造成または特定盛土等に関する工事の検査の申請に対する審査の手数料	盛土または切土をする土地の面積(ha)	
	0.3以内	4,000円
	0.3超 2.0以内	6,000円
	2.0超 4.0以内	12,000円
	4.0超 7.0以内	24,000円
	7.0超 10.0以内	42,000円
	10.0超	60,000円

優良宅地認定申請手数料（平成25年4月1日現在）

申請内容		手数料
租税特別措置法に基づく優良宅地の認定申請の審査	造成宅地面積(ha)	
	0.1未満	86,000円
	0.1以上 0.3未満	120,000円
	0.3以上 0.6未満	190,000円
	0.6以上 1.0未満	250,000円
	1.0以上 3.0未満	370,000円
	3.0以上 6.0未満	480,000円
	6.0以上 10.0未満	630,000円
	10.0以上	830,000円

※手数料は変更する場合がありますので、都市計画課で確認すること。

【申請手数料変更の取扱注意事項】

(1) 「その他」の変更について

- ア 予定建築物等の用途の変更
- イ 工事施行者の変更
- ウ 工区の変更

【注意事項】 軽微な変更に該当する届出に係るものは除く。

(2) 「自己用」から「非自己用」開発、「非自己用」から「自己用」開発への変更について

「自己用」開発で許可を受けて途中で「非自己用」開発（またはその逆）に変更する場合は、設計の変更に該当せず従前の工事の廃止と新たな許可申請として扱う。

- ア 「非自己用」開発 → 「自己用」開発
事前審査はなし
- イ 「自己用」開発 → 「非自己用」開発
事前審査は必要

(3) 開発登録簿の写しの交付

登録簿の写し交付手数料は用紙1枚（A4用紙）につき450円の規定であるから、調書1枚、図面1枚を必要とするときは2枚で900円となる。

(4) 変更許可申請手数料計算例

例1 開発区域の面積がAha で開発許可を受けた後、単に設計変更する場合

〈 Aha に対する規定額×1/10 〉

例2 開発区域の面積がAha で開発許可を受けた後、Bha の面積の縮小に伴い設計変更をする場合

〈 (A-B) ha に対する規定額×1/10 〉

例3 開発区域の面積がAha で開発許可を受けた後、設計変更の理由が新たな土地の編入に起因していて、Bha の面積が増加した場合

〈 Bha に対する規定額 〉

例4 開発区域の面積がAha で開発許可を受けた後、設計変更を伴いBha の面積が増加した場合

〈 (Aha に対する規定額×1/10) + (Bha に対する規定額) 〉

例5 例1および例2の場合で「その他」の変更が伴う場合

〈 (例1および例2の手数料) + 9,500円 〉

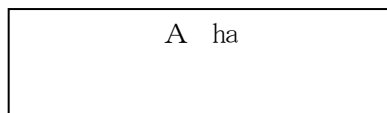
例6 例3および例4の場合で「その他」の変更が伴う場合

〈 例3および例4の手数料と同じ 〉

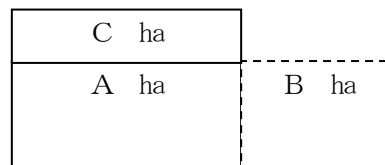
【注意事項】 増加面積に対する規定額に含まれている。

例7 開発区域の面積がAha で開発許可を受けた後、Bha の面積の縮小およびCha の面積の増加に伴い設計変更をする場合

(当初)

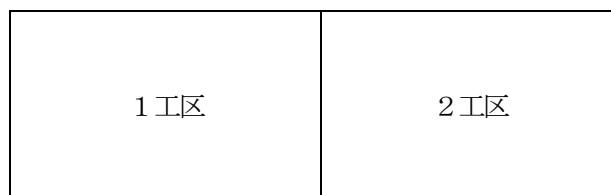


(変更)



〈 (A-B) ha に対する規定額×1/10 + (Cha に対する規定額) 〉

例8 開発区域で工区分けをしている開発許可について、1工区工事完了の公告後で、2工区のみ変更を行う場合



(2工区の区域に変更がなく設計変更を行うとき)
2工区の面積の規定額 × 1/10

(2工区の区域の減少に伴い設計変更を行うとき)
2工区の減少後の面積に応じる規定額 × 1/10

VI 行政手続法に基づく「標準処理期間」

行政手続法

平成5年11月12日
法第88号

(標準処理期間)

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

米原市の休日定める条例

平成17年2月14日
条例第2号

(市の休日)

第1条 次に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日および土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定は、市の休日に市の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第2条 市の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例または規則で規定する期間(時をもって定める期間を除く。)をもって定めるものが市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例または規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

行政手続法第6条の規定に基づく標準処理期間は、次表のとおりである。

根拠法令	標準処理期間
開発行為の許可【法第29条第1項、第2項】	18日（滋賀県開発審査会への諮問期間を除く。）
開発行為の変更許可【法第35条の2第1項】	18日（滋賀県開発審査会への諮問期間を除く。）
検査済証の交付【法第36条第2項】	10日
工事完了公告前の建築制限の解除承認【法第37条第1項】	10日
建築物特例許可【法第41条第2項】	10日
開発許可を受けた土地における予定建築物等以外の建築物等の建築許可【法第42条第1項】	11日（滋賀県開発審査会への諮問期間を除く。）
開発許可を受けた土地以外の土地における建築許可【法第43条第1項】	11日（滋賀県開発審査会への諮問期間を除く。）
開発許可の地位承継の承認【法第45条】	8日
都市計画法の規定に適合する建築物であることの証明【省令第60条】	11日
開発登録簿写しの交付【法第47条第5項】	1日

1 標準処理期間とは、申請が行政庁の事務所に到達してから処分するまでに通常要すべき標準的な目安となる期間であり、申請内容等により実際の処理期間はこれを超える場合がある。なお、事前審査に要する期間は標準処理期間には含まない。

2 標準処理期間には、申請の補正等に要する日数、米原市の休日定める条例（平成17年米原市条例第2号）に規定する市の休日は含まない。

都市計画法に基づく開発許可制度の取扱い基準改正経過表

平成 18 年 2 月 1 日 制定

改正	改正日	主な改正内容
No.1	H18. 4. 20	一部改正 (34 条 6 号の改正および提案基準 16 の廃止)
No.2	H19. 11. 30	全部改正 (都市計画法の改正に伴う改正)
No.3	H21. 4. 1	一部改正 (34 条 12 号の指定集落区域基準の追加。建築物の用途変更の取扱い変更。34 条 1 号の日本標準産業分類の改訂に伴う変更)
No.4	H22. 4. 1	一部改正 (施行規則 60 条に基づく証明書発行に係る必要書類等および手数料の明記。建築物の用途変更の取扱い変更)
No.5	H25. 4. 1	一部改正
No.6	H28. 4. 1	一部改正 (34 条 1 号、14 号の対象とする公益施設に係る許可基準の見直し)
No.7	H29. 4. 1	一部改正
No.8	H30. 4. 1	一部改正
No.9	R2. 4. 1	一部改正
No.10	R3. 1. 1	一部改正
No.11	R3. 4. 1	一部改正 (開発許可申請等の添付書類の一部を押印不要とする見直し)
No.12	R4. 4. 1	一部改正 (都市計画法等の改正による見直し)
No.13	R5. 4. 1	一部改正 (提案基準の追加等)
No.14	R6. 4. 1	一部改正 (提案基準の修正)
No.15	R7. 4. 1	一部改正 (宅地造成及び特定盛土等規制法の適用開始等による見直し)
No.16	R8. 4. 1	一部改正